

1. 上位・関連計画等の整理

1. 本庄市	1
（1）本庄市総合振興計画	1
（2）本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略	12
（3）第2期本庄市健康づくり推進総合計画	17
（4）ふくしの杜ほんじょうプラン21	19
（5）本庄市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	24
（6）第6期本庄市障害福祉計画・第2期本庄市障害児福祉計画	29
（7）本庄市観光振興計画	31
（8）山村振興計画	34
（9）本庄市環境基本計画	37
（10）本庄市緑の基本計画	43
（11）本庄駅北口周辺整備基本計画	48
（12）本庄市空家等対策計画	58
（13）本庄市生活排水処理施設整備構想	65
（14）本庄市水道事業ビジョン（案）	67
（15）本庄市地域防災計画	69
（16）本庄市国土強靱化地域計画	88
（17）本庄市公共施設再配置計画	95
（18）本庄市公共施設等総合管理計画（インフラ編）	99
（19）本庄市公共施設維持保全計画	103
2. 埼玉県	106
（1）埼玉県5か年計画	106
（2）第4次埼玉県国土利用計画	119
（3）まちづくり埼玉プラン	132
（4）本庄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	137
（5）児玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	146
（6）第2次埼玉県広域緑地計画	154

1. 本庄市

(1) 本庄市総合振興計画

- 策 定：平成 30 年（2018 年） 3 月
- 目標年次：平成 30 年度（2018 年度）～平成 39 年度（2027 年度）[基本構想]／平成 30 年度（2018 年度）～平成 34 年度（2022 年度）[前期基本計画]

① 基本構想

① - 1. まちづくりの基本理念

- **みんなで育む安心・共生のまちづくり**：出会いの場の創出から雇用の確保、出産・子育て支援まで、総合的な少子化対策の取組を進め、家庭と社会でともに支え合い、安心して子どもを生み、市民のニーズに応えた楽しく子育てができる魅力的な環境を提供します。次代を担う子どもたちが自立し、社会の様々な課題に対応できるように、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を進めます。地域の歴史と自然を活かし、地域とともにある学校づくりを進め、教育の質を向上させるとともに、学校・家庭・地域との連携を強化し、協働して子どもたちの豊かな成長を支えます。次代を担う子どもたちのみならず、現役世代から高齢者まで、誰もが健康で、安心して過ごすことができるまちづくりを進めます。高齢社会を踏まえ、誰もが生きがいをもって、社会で活躍できる環境を実現します。そして、障害の有無にかかわらず、全ての人々が社会参加でき、悩んでいる人を理解し温かく支えられる、安心に満たされた社会福祉の実現を目指します。
- **訪れたいくなる住み続けたいくなるまちづくり**：多くの人々が訪れたいくなり、また、多くの若者が集い、住まうまちづくりを進めます。そのために、地域経済と雇用を支える産業の誘致・強化と、農業の生産性の向上及び意欲ある農業者の確保を進めていきます。また、人々のニーズに応えた、魅力とにぎわいあふれる商業の発展を支援するとともに、対外的な発信力を強化して地域の歴史と自然を活かした観光を振興します。本市に住む市民が住み続けたいくなるまちを維持するために、日々の生活を支える快適・安全で美しい都市の整備と、地域社会の核となるまちなか再生を推進します。そして、良好な環境を次の世代に引き継いでいくために、資源やエネルギーの利活用を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。
- **市民と行政がともに創る安全のまちづくり**：若者から高齢者まで多世代、様々な文化の人々が盛んに交流し、互いに尊重するまちづくりを進めます。市民一人ひとりがつながり、地域コミュニティが推進され、お互いを支え、そして市民が自ら活躍できるように支援を行っていきます。行政が市民と協働の体制を構築しながら、災害に強く、犯罪や交通事故のない、誰にも優しい安全安心なまちをつくります。また、多様化する市民のニーズを的確に捉え、対応するために、情報セキュリティを確保した ICT 等を活用し、効率的で効果的な行政経営を進めます。行政経営に関して市民への十分な説明を果たすことができるようにわかりやすさと透明性を確保します。

① - 2. 将来像

- **あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち本庄 ～世のため、後のため～**：

本市は、古くから培われた歴史と、優れた教育環境を特長とするまちです。これらを将来にわたって伝えていくのみならず、新たな歴史を築き、次代を担う人を育む、「歴史と教育のまち」を目指していきます。また、市民のまちづくりへの参画を進める「あなたと活かす」まちづくり、市民がつながり支え合う「みんなで育む」まちづくりを進めます。さらに、本市の偉人「塙保己一」が遺のこしたことである、「世のため、後のため」のまちづくりを進めます。

① - 3. 将来人口

- 市民の結婚・出産・子育ての希望を叶え、若い世代の転出抑制・転入促進を図ることで、人口減少に歯止めをかける取組を加味し、本計画の目標年次である平成 39 年度（2027 年度）の将来人口を概ね 74,000 人と想定します。

① - 4. 土地利用構想

〔土地利用方針〕

- **地域価値を高める土地利用**：本市では、本庄駅周辺や児玉駅周辺を中心に市街地が形成されており、市民の中心的生活の舞台になっています。市民だれもが快適さを感じることができる市街地となるよう、防災機能や生活環境の向上につながる土地利用の誘導に努めます。さらに地域の歴史文化や景観を大切にして、地域価値を高める土地利用の誘導に努めます。
- **将来の発展に向けた土地利用**：本庄早稲田駅周辺地域において、若い世代を中心に着実に人口が増加し、良好な市街地が形成されています。今後、さらに交通条件の良さや本庄早稲田国際リサーチパークとの連携を踏まえ、業務機能や商業機能の集積等、魅力ある都市空間の形成を図ります。工業団地等においては、生産施設等の集積を促し、将来の発展に結びつく土地利用の誘導に努めます。
- **田園環境と調和した土地利用**：本市では北部や中部をはじめとして、豊かな農地が広がっています。農業はこれまで本市の地域産業としての役割を果たすとともに、郷土を特徴づける景観や文化を生み出してきました。緑豊かな生活環境と郷土の個性が継承されるよう、農地の保全を図るとともに、農地と生活環境とが調和した土地利用の誘導に努めます。
- **恵まれた自然環境と共生した土地利用**：本市南西部には標高約 500m の陣見山があり、森林や里山を抱えるとともに、北部には利根川が流れ、多様性に富んだ自然環境を備えています。本市の生態系を支えているこうした自然環境に対しては、保全と適正な管理に努めるとともに、自然環境を活用する場合には生態系を損なうことがないように、自然環境と共生した土地利用の誘導に努めます。

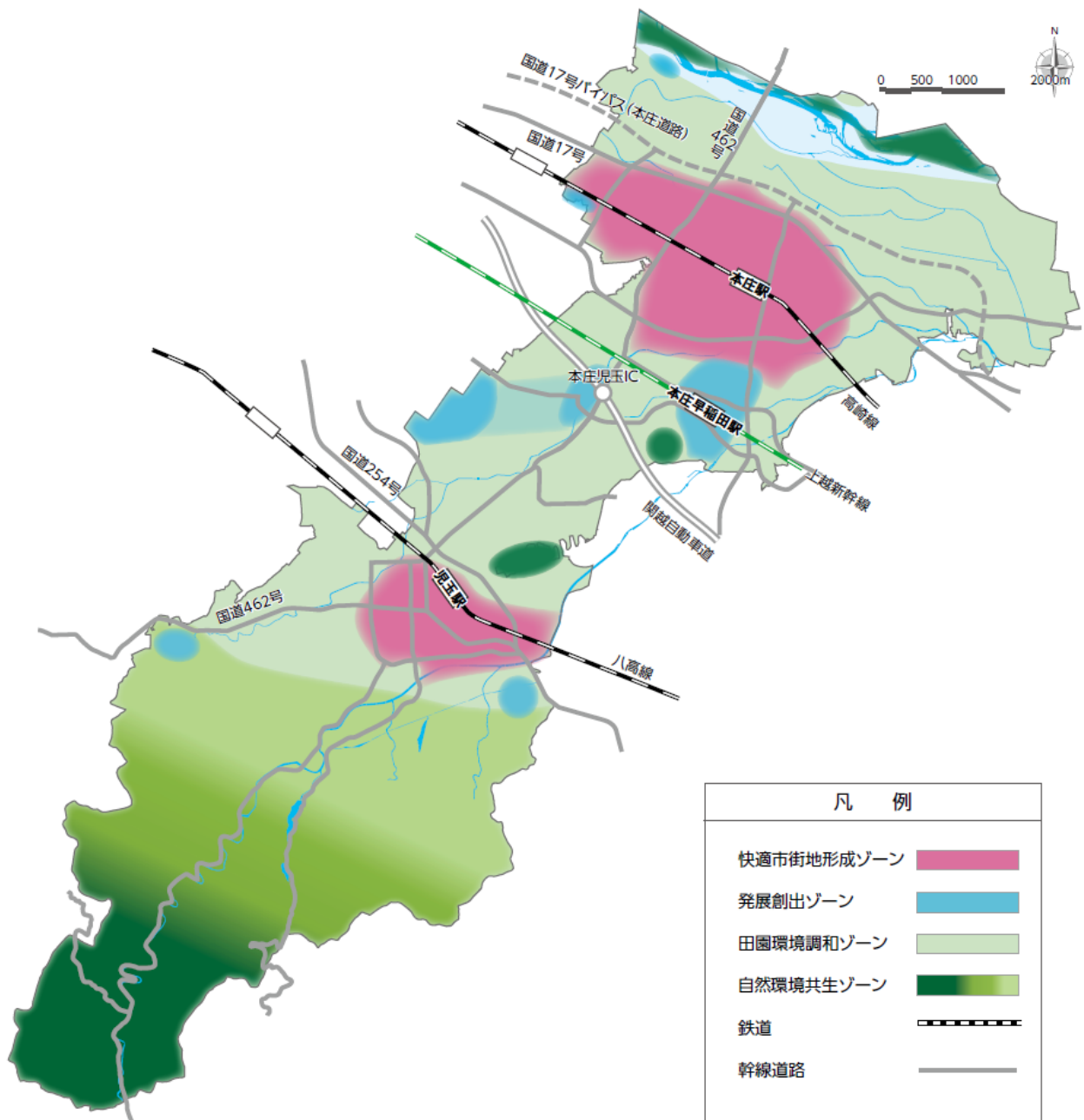
〔土地利用構想のゾーン区分〕

- **快適市街地形成ゾーン**：市民が安心して快適に暮らせる市街地の実現を目指すゾーンです。都市基盤整備、防災施設や生活関連施設の充実を図るとともに、歴史的・文化的な環境への配慮に努めます。また、本庄駅、児玉駅周辺を拠点とした魅力と活力ある商業・業務地や良好な住宅地の形成を創出します。
- **発展創出ゾーン**：本市の発展に向けて、地域活力の創造を図るゾーンです。本庄早稲

田駅周辺では、業務・商業・居住機能などの集積を促進し、環境と共生した地域の拠点となるまちの形成を進めます。また、既設工業団地では企業の立地を促すとともに、関越自動車道本庄児玉インターチェンジ周辺などの工場や倉庫の立地に際してポテンシャルの高い土地においては、農業施策との調整等を図りながら、将来の発展に結びつく施設の誘導を目指します。

- **田園環境調和ゾーン**：優良農地を保全するとともに、快適な生活環境と農地の調和を図るゾーンです。新たな土地利用ニーズに対しては、農地との調和を原則としながら地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図り、良好な田園環境の維持に努めます。
- **自然環境共生ゾーン**：自然環境の保全と共生を目指すゾーンです。森林・里山・河川などの自然環境の保全に努めることを原則とします。多面的機能を備える自然環境について、教育や余暇等の目的で活用する場合には、生態系に対する十分な配慮に努めます。

◆土地利用構想図



① - 5. 政策大綱

- **みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち（健康福祉分野）**：家庭と地域で支え合い、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう切れ目のない支援を行います。／誰もが健やかで安心して暮らせるように、健康づくりの支援体制や医療・福祉・介護の充実を図るとともに、年齢や障害の有無にかかわらず地域で支えながらいきいきと暮らせるまちを目指します。
- **未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち（教育文化分野）**：子どもたちが自らの人生を切り拓き自立ができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を進めるとともに、学校教育環境の整備や学校・家庭・地域との連携・協働で子どもの成長を支えます。／市民の健康増進や生きがいをづくりのため、スポーツ・レクリエーション活動を促進するとともに、各種教育機関との連携や地域の歴史などの教育資源を積極的に活用し、幅広い世代に対応した学習機会の充実を図ります。
- **持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち（経済環境分野）**：地域経済と雇用を支える産業の育成・強化を図り、誰もがいきいきと働き続けられる環境づくりを推進するとともに、地域資源を活用し、人が訪れたいくなるにぎわいと魅力のあるまちを目指します。／環境の保全活動や資源・エネルギーの利活用を促進し、負荷をかけない持続可能な社会の実現を目指します。
- **人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち（都市基盤分野）**：利便性の高いまちなかや豊かな自然環境に囲まれた田園など、それぞれの地域の持つ特性や多様なライフスタイルに応じた計画的なまちづくりを推進します。／環境と調和した美しい景観形成を推進し、日々の生活を支える道路や下水道などの生活基盤の整備と、人にやさしい地域公共交通などの生活環境の充実を図り、快適で住みやすいまちを目指します。
- **市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち（市民生活分野）**：豊かな地域コミュニティを築き、自らまちづくりに取り組む市民の活動を支えるとともに、誰もが尊重され活躍できる協働のまちづくりを推進します。／地域の防災体制、防犯体制、交通安全対策の充実を図り、安全で安心して生活できるまちを目指します。
- **市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち（行財政経営分野）**：わかりやすい情報発信を行い、公正の確保と透明性の向上を図り、市民参加による開かれた市政を推進します。／持続可能なまちづくりのため、自主財源を確保し効率的で効果的な行財政経営を進め、市民の「信頼に応えるまち」を目指します。

② 前期基本計画

② - 1. みんなで支えあい、健やかにいきいきと暮らせるまち

② - 1 - 1. 子ども・子育て支援

- **保育環境の整備**：教育・保育施設の適正整備と安全で安心な保育環境の保育所等の施設整備をします。／放課後児童クラブの運営体制整備や施設改修、備品整備、障害児受け入れのための整備等に対して助成を行います。

② - 1 - 2. 医療体制の充実

- **地域医療の充実**：児玉郡市内の5病院において、内科系・外科系の夜間救急搬送受入

を輪番制にて対応しています。いつでも受け入れができるよう、体制の整備・充実に努めます。／小児二次救急医療は熊谷・深谷・児玉地区の北部保健医療圏において県と連携し整備を進めています。また、休日急患診療所の後方支援病院の確保も含め、群馬県の搬送可能範囲にある小児二次救急病院との連携を進めます。／医療資源の確保を図るとともに、病院等の誘致の調査研究も含め、高度な医療や三次救急医療体制の充実に向けて取り組みます。

② - 1 - 3. 高齢者福祉の充実

- **介護・福祉のサービスの連携と充実**：地域包括支援センターの機能の充実を図るなど、地域包括ケアシステムのサービス基盤を整備します。

② - 2. 未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち

② - 2 - 1. 教育環境の整備

- **児童生徒の安全確保**：遠距離通学の児童生徒にはスクールバスやデマンドバス、あるいはタクシーの利用などにより登下校の安全確保を図ります。
- **学校施設の整備充実**：衛生的で明るい教育環境を目指し、学校施設の充実のため、トイレ環境の改善のための改修工事を計画的に推進します。

② - 2 - 2. 生涯学習の活発化

- **生涯学習の推進**：生涯学習の拠点となる公民館を適正に維持管理するとともに、クラブ活動等利用の活発化を図ります。
- **早稲田大学との連携強化**：早稲田大学との連携を推進し、市民総合大学をはじめとする各種講座において市民に学びの場を提供し、生涯学習講座への参加の拡大・充実及び地域の活性化を図ります。／子ども大学ほんじょうでは早稲田大学を中心に実行委員会を組織し、子どもの知的好奇心を刺激する学びの場を提供します。

② - 2 - 3. 文化財の保護と活用の推進

- **指定文化財等の整備と活用**：市内にある県・市指定文化財や、国登録有形文化財等を適切に保護するとともに、それら貴重な財産を広く紹介し、地域の中で活用するための整備を行います。また、価値のある文化財は、積極的に指定をしていきます。
- **文化財施設等の充実と活用**：歴史的建造物である歴史民俗資料館と競進社模範蚕室については、建物の維持保全のために必要な対策を講じます。
- **埋蔵文化財の保護と活用**：市内にある埋蔵文化財包蔵地の保存に努め、開発者と調整を図ります。／収蔵場所の集約化と適切なスペースの確保を図ります。

② - 2 - 4. 生涯スポーツ・レクリエーションの促進

- **体育施設の維持管理と利用の促進**：市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、体育施設の安全確保に努めるとともに、計画的な修繕による維持管理を図ります。
- **学校体育施設開放の充実**：市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市内の公立小中学校体育館・武道場及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で貸し出すとともに、学校と連携し適切な維持管理を行います。

② - 3. 持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち

② - 3 - 1. 農林業の振興

- **農業観光資源の活用**：本庄市観光農業センターや本庄市ふれあいの里いずみ亭等の恵まれた農業資源や観光資源を活用し、観光農業の魅力を発信します。
- **農業生産基盤の強化**：農業振興地域整備計画の適正な運用により優良農地の確保に努め、農業用水路・農道・農地等の地域資源の維持管理や更なる整備を推進します。
- **森林資源の有効活用の促進**：森林整備計画による適正な森林の保全と活用を図り、森林組合等と連携し地域産木材の利用を推進します。

② - 3 - 2. 商業の振興

- **魅力のある商業ゾーンづくり**：本庄商工会議所、児玉商工会、商店街連合会の連携により、市内の商店街の活性化を図り、地域の特性を活かした商業拠点が維持できるよう支援します。また、創業希望者への支援とフォローアップの充実を図るとともに、中心市街地等の空き店舗を利用して営業を開始する事業主に対し、家賃等の助成を行います。本庄早稲田の杜地区は、大型商業施設の進出に合わせ、利便性の高い魅力ある商業環境を創出します。
- **商店街の活性化**：商店会等が行うイベント等の販売促進事業又は研修会・講演会や、消費者とのコミュニケーションを図るための各種事業を本庄商工会議所、児玉商工会、商店街連合会と協力し、商店街の活性化を支援します。
- **他分野との連携による商業の振興**：観光事業などとの連携を図り、集客力のある回遊ルートの開発を行い、歴史、文化など地域の特性を活かした商業の振興を目指します。

② - 3 - 3. 工業の振興

- **優良企業の誘致**：上越新幹線や関越自動車道をはじめとする交通の利便性や操業に適した環境を有する地域の長をを活かし、本庄千本桜周辺地区産業団地等をはじめとした工業用地への優良企業の誘致並びに地元雇用の創出を促進していきます。
- **工業用地の確保**：企業誘致を進め、産業業務機能の集積や新たな産業拠点の創造に向けて、高速交通へのアクセス性や企業ニーズが高い関越自動車道本庄児玉インターチェンジに近接する地域を中心に、立地の可能性について検討を進め、あわせて国・県の協力や支援を求めながら早期実現を目指します。
- **工場の適正配置**：新たな企業の立地や移転については、企業誘致優遇制度などを活用しながら、住工混在地区の工場を移転・集約化させることによって、市街地の住環境の向上を図るとともに、工場の安定的な操業環境を確保します。

② - 3 - 4. 観光の振興

- **観光資源の活用**：旧本庄商業銀行煉瓦倉庫、競進社模範蚕室、高窓の里などの歴史的建造物、こだま千本桜やあじさいの小路をはじめとする花の名所など観光資源の活用を図ります。／工場見学や体験参加型を活用した観光ルートの開設や観光資源の活用を図るほか、本庄ブランド発信のための施設として、道の駅等の整備などを検討します。
- **観光のPR・受入体制の整備**：観光客の受入体制の整備として、駐車場や観光案内板を

整備します。

- **広域観光の推進**：本庄地域広域観光振興協議会を活用し、本市及び児玉郡内の観光情報の共有化と観光ルートの開発、PRを図ります。またDMO「上武絹の道」を活用し、自治体の圏域を越えて、交通の利便性を活かし広域観光の活性化を図ります。

② - 3 - 5. 環境対策の充実

- **地球温暖化防止対策**：温室効果ガスを排出する行動を控えながら、再生可能エネルギー等の活用による創エネや省エネ設備等の導入促進により、エネルギーの自給自足を見据えたエネルギー消費の少ない環境共生都市を目指します。
- **健全な環境の保全**：騒音・振動・悪臭・空き地の雑草、野焼き等の問題解決に取り組みます。／公共下水道及び農業集落排水の整備区域外で合併処理浄化槽の整備促進を実施することで、公共用水域の水質を改善します。
- **放置自転車対策**：公共の場で、放置自転車の防止を図り、良好な生活空間を保持します。

② - 4. 人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち

② - 4 - 1. 計画的なまちづくり

- **都市計画制度の活用**：都市計画制度を活用して市民の参加による地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めます。また、開発や建築行為を適正に許可又は誘導し、適正な土地利用を促進します。
- **都市景観の形成**：無電柱化や歴史的な景観の保存、活用に取り組み、良好な街並みの形成を進めていきます。／幹線道路及び沿道の建築物や屋外広告物等については、周辺の景観との調和に配慮しつつ地域の特性を活かした景観形成を進めます。
- **まちなかの再生と定住促進**：本庄駅や児玉駅周辺等の市街地を活性化させるため、住宅等の立地を支援・誘導し、既成市街地への定住を促進します。また、駅周辺の整備を住民等と連携して推進することで駅利用者の利便性の向上を図り、中心市街地の顔にふさわしいまちの形成を進めます。
- **本庄早稲田の杜づくり**：次世代の都市づくりのモデルとなるよう、自然環境と調和した新しいまちづくりに地域住民や事業者と連携して取り組み、良好な居住環境の形成、保全を図ります。

② - 4 - 2. 居住環境の整備

- **狭あい道路の解消**：災害活動の迅速性の確保や日常生活の利便性、安全性の向上などといった居住環境の向上を図るため、緊急車両等の通行が困難な狭あい道路の解消を進めます。
- **安全な歩行空間の確保の推進**：交通量の多い通学路等には、歩行者が安全に通行できるよう歩道の整備やたまり空間となる隅切りの設置を進めます。また、駅周辺等を中心に歩道のバリアフリー化や自転車レーンの設置等を推進します。
- **空き家・空き地等の対策**：特に既成市街地に目立つようになってきた空き家や空き地等の適正な管理や活用を誘導します。
- **耐震改修等の促進**：地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を保護

するため、建築物の耐震改修等を促進します。

- **市営住宅の管理**：高齢者や障害者等の社会的弱者や子育て世帯の人々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう市営住宅の改善を進めるとともに、効率的で効果的な管理、運営に努めます。

② - 4 - 3. 道路・河川の整備と維持管理

- **幹線道路網の整備や安全・安心な道づくりの推進**：国や県と調整しながら、国道 17 号本庄道路の整備や、十間通り線を国道 17 号本庄道路まで延伸する事業を促進します。また、国道 462 号や県道花園本庄線等の主要な道路の整備を促進します。
- **都市計画道路の整備及び見直し**：都市の重要な基盤となる都市計画道路 36 路線（総延長約 68km）のうち、未整備区間のある 20 路線について計画的に整備を進めるとともに、長期未整備路線については必要な見直しを行います。
- **市道の整備**：地域の幹線となる市道や生活道路の拡幅整備を行い、安全で円滑な交通を確保します。
- **市道の適切な維持管理**：道路や橋梁りょう等の点検や維持管理を適切に行い、安全で快適な道路空間を確保します。また、道路台帳の電子化により道路境界等を適正に管理し、窓口業務の迅速化を図ります。
- **河川・水路等の整備の促進**：水害から住民の安全を守るため、一級河川女堀川や備前渠川、御陣場川の早期改修を促進します。市管理の排水路や雨水管路等について、順次、浸水被害の解消に向けた整備を進めます。また、開発許可制度の活用等により雨水浸透施設の設置についても推進します。

② - 4 - 4. 交通サービスの充実

- **鉄道輸送サービスの充実**：JR 高崎線、八高線、上越新幹線の輸送力を活用し、地域経済の発展と市民の利便性・快適性の向上を目指します。他市町等と連携しながら、JR 等への要望活動を実施します。
- **市内公共交通網の充実**：交通の結節点である各鉄道駅（本庄駅、本庄早稻田駅、児玉駅）の利用環境の整備を推進します。／民間バス事業者が運行する既存のバス路線を地域の幹線交通として位置付け、維持・確保・充実を図ります。／幹線交通の沿線以外の地域をカバーするデマンドバス、シャトルバス等を効果的に運行することで、市内を快適に移動できる公共交通網の充実を目指します。
- **地域公共交通網の形成**：バス路線と市内交通のネットワークの充実を図り、本市周辺地域の人の交流促進を図る視点から近隣自治体との公共交通網の形成を目指します。
- **バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進**：自動車運転免許証を返納するなど、自家用車での移動が困難な高齢者や障害のある人等の交通弱者の移動手段の確保を図ります。／「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく駅の多機能トイレの設置、民間路線バスのノンステップバス化等、関係機関と連携してバリアフリー化を推進します。／全ての人々が利用しやすい環境づくりのため案内表示等へのユニバーサルデザインの使用を推進します。

② - 4 - 5. 水道水の安定供給

- **水道施設の整備**：水道水を安定的に供給するため、取水から浄水処理、配水に至るま

での水道施設の維持管理や更新等に努めます。／災害等に強い水道施設の構築に努めます。

② - 4 - 6. 下水道施設等の充実

- **公共下水道の整備**：市民が良好な居住環境の下で安全で快適な生活が送れるよう、公共下水道の整備を計画的に進めます。／污水管渠の整備による公衆衛生の向上、河川等の水質改善、雨水幹線の整備による市街地の浸水防除に努めます。
- **流域下水道の推進**：利根川右岸流域下水道事業として、污水幹線・污水处理場の整備及び維持管理を埼玉県と関係町とともに推進します。
- **下水道施設等の維持管理**：公共下水道、農業集落排水の施設を、良好かつ適切に維持していくため、管渠や污水处理施設の効率的な管理に努めます。／農業集落排水の一部の処理区については、処理施設の老朽化対策として公共下水道との統合を検討します。
- **公共下水道等の水洗化の普及促進**：公共下水道と農業集落排水の供用開始区域内における水洗化（接続）普及のため、啓発活動に努めます。
- **浄化槽の普及促進**：河川等の保全や水質改善を図るため、公共下水道、農業集落排水の区域外においては、浄化槽の普及促進に努めます。／効果的で効率的な普及促進に向けて、検討を行います。

② - 4 - 7. 都市公園の整備と緑の保全

- **都市公園の整備**：公園利用者の多様化するニーズや、子育て支援・定住促進、災害時の避難場所等といった社会的課題や役割に対応していくため、公園規模や地域特性に応じた役割・施設機能のあり方を見直し、快適で魅力的な公園づくりを進めます。
- **都市公園の維持管理**：誰もが安全に安心して公園を利用できるよう施設の長寿命化やコストの平準化を図りながら、計画的に修繕や更新を進めます。また、指定管理者制度の活用や住民参加により、利用しやすい環境を整備するとともにコスト縮減にも努めます。
- **緑の保全と緑化の推進**：貴重な自然や緑を守り、失われた緑を回復していくための取組を検討し、市民の協力を得ながら緑の保全と緑化の推進を行います。

② - 5. 市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち

② - 5 - 1. 市民との協働によるまちづくりの推進

- **自治会の支援**：地域コミュニティの中心であり、行政の重要なパートナーである自治会による地域における様々な活動や、また、その集合体である自治会連合会の活動を支援します。
- **コミュニティ活動団体の支援**：地域活動を行う自治会以外のコミュニティ団体との協働によるまちづくりの推進のため、活動の場の提供や事業活動を支援します。
- **ボランティア団体・NPO 法人等との協働**：ボランティア団体や NPO 法人等との協働により、各種イベントや研修会等を開催するとともに、積極的にまちづくりへ参画する様々な市民活動を活発化させるための支援を行います。
- **市民・企業との協働**：地域の課題解決や公共サービスの更なる充実、地域コミュニテ

イの推進に寄与する事業を、市民や企業からも取り入れ、協働による取組を推進していきます。

② - 5 - 2. 危機管理体制の強化

- **防災体制の推進**：市民の生命及び財産を守るため、本庄市地域防災計画による防災訓練を行います。／防災情報の伝達手段としての防災行政無線やメール配信、データ放送等を充実するとともに、食料や仮設トイレなどの防災用資機材等の備蓄を計画的に進めます。
- **防災意識の高揚**：迅速な避難行動が行えるよう地震・風水害等のハザードマップを活用した研修会、防災訓練などを通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。また、家庭での食料、飲料水等の備蓄や家具の転倒防止などの自助意識の啓発に努めます。
- **自主防災組織の育成**：市全域にわたり自主防災組織を育成し、その活動を支援します。
- **消防団活動と地域防災力の向上**：消防団員の確保や、消防団が活動しやすい環境を整えるとともに、地域の人々と連携して地域防災力向上のための活動や体制の整備に努めます。
- **防災・減災のための施設整備**：防災・減災のために、耐震性貯水槽等の計画的な整備の推進や避難所における非常電源等の確保など避難施設の充実を図ります。
- **避難行動要支援者対策の推進**：避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、防災情報の伝達手段や避難誘導等の支援体制の充実を図ります。

② - 5 - 3. 防犯対策の推進

- **犯罪の起きにくいまちづくり**：自主防犯組織の充実強化、地域の施設ごとの防犯設備の充実と防犯に配慮した施設づくりを推進し、犯罪の減少を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。

② - 5 - 4. 交通安全対策の推進

- **交通安全施設などの道路交通環境の整備**：安全で円滑な道路交通の確保のため、カーブミラー、区画線、ガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を図るとともに、適正な管理を行います。また、交通安全のための道路の環境整備を順次行い、交通事故の防止を図ります。

② - 5 - 5. 市民サービスの向上

- **市民ニーズに合った使いやすい市庁舎等の実現**：多様化する市民のニーズを把握することで、より市民の立場に立った使いやすい市庁舎等の実現に努めます。

② - 6. 市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち

② - 6 - 1. 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進

- **広報広聴活動の充実**：広報紙（広報ほんじょう・広報ほんじょうお知らせ版）・市ホームページなど様々な媒体を活用し、有効でわかりやすい情報発信を行います。／「市民と市長の対話集会」や「市長への手紙」などを通じて、市政に対する要望や意見などを広く聴取します。／広報紙・市ホームページは、文字やレイアウトに配慮して誰

も見やすい紙面・画面構成に努めます。

- **市民参加の促進**：全ての市民に開かれた行政となり、本市の未来の舵取りを市民と共に行っていく市民参加型の行政経営に努めます。／市の政策等の策定にあたっては、各種審議会等の委員公募、ワークショップ、パブリックコメント等を充実させ、市政への市民参加を促進させます。
- **情報公開・情報提供の推進**：公文書管理の適正な運用に努め、公文書を的確に把握するとともに、市民への情報提供を積極的に推進します。

② - 6 - 2. 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進

- **協働連携によるまちづくり**：大学の保有する知的資源と市の地域資源を組み合わせることで、活力と魅力あるまちづくりを進めます。

② - 6 - 3. 自主性・自立性の高い財政運営の確立

- **財産管理の効率化**：公共施設の効率的、効果的な運営ができるよう適正な施設管理を行います。／公共施設の跡地等について、地域の特性や将来の利用可能性等を検討し、将来的に利用計画のないものについては、積極的に公売に付し、自主財源を確保するとともに、財産管理のスリム化を進めます。
- **事業コストの縮減**：市民のニーズに即した「選択と集中」による計画的な行政経営を実施します。／事務事業評価を実施し、事業の有効性や効率性を検証します。
- **公共施設等の適正な配置**：市の保有する全ての公共施設等について、中長期的な視点から施設総量の削減や長寿命化の推進、維持管理・運営の効率化等に取り組み、財政負担を縮減するとともに安全安心な施設を通じた行政サービスを提供します。
- **まちの魅力創造**：まちの魅力が向上し、市内外の人や企業に「選ばれるまち」になることが必要です。魅力ある地域資源を掘り起こし、積極的な情報発信に取り組みます。

(2) 本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ・ 改定：令和4（2021）年3月
- ・ 目標年次：令和2（2020）年度～令和4（2022）年度

① 新たな総合戦略の枠組み

〔全体目標〕

- ・ 次の時代につながるまち～世のため、後のため～

〔基本戦略〕

- ・ 基本戦略Ⅰ：活力ある地域で、企業と働く人がともに輝けるまち【しごと】
- ・ 基本戦略Ⅱ：若い世代の希望をかなえる、誰もが活躍できるまち【ひと】
- ・ 基本戦略Ⅲ：持続可能で安心した暮らしができるまち【まち】
- ・ 基本戦略Ⅳ：誰もが知っていて、訪れたい、住みたい、働きたいまち【魅力創造】

●新たな本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の枠組み



② 基本戦略と個別施策

② - 1. 基本戦略

② - 1 - 1. 活力ある地域で、企業と働く人がともに輝けるまち

- ・ 新たな転入者を呼び込み、また、市内からの転出者を抑制するためには、職住近接で

安定した雇用の場を確保することが重要です。そのため、「企業誘致」や「雇用対策」を重点とし、これまでの取組を加速していきます。また、企業と働く人がともに輝けるまちを目指し、「市内産業の更なる振興」や「地元企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進」を促進していきます。

〔数値目標〕

- ✓ 製造業従業者数：7,430人（H30）→7,507人（R4）
- ✓ 商業（卸売業・小売業）従業者数：6,067人（H28）→6,115人（R3）
- ✓ 農業産出額：95.4億円（H29）→100.4億円（R4）

② - 1 - 2. 若い世代の希望をかなえる、誰もが活躍できるまち

- 出生率の改善・向上や若い世代の転出抑制と転入促進を図るためには、安心して子どもを産み育てるとともに、地域の多様な支え合いにより暮らしていくことができる環境整備が重要です。そのため、引き続き「結婚・出産・子育て支援」の充実を図るとともに、市民ニーズも高く、市の取組課題のひとつでもある保健・医療の取組を加速していきます。また、誰もが活躍できるまちの実現に向け、関係機関・部署間の連携を強化するとともに、地域を牽引する人材の育成を促進していきます。

〔数値目標〕

- ✓ 合計特殊出生率：1.38（H30）→1.40（R4）
- ✓ 年少人口（0～14歳）数：9,241人（H31）→8,883人（R4）

② - 1 - 3. 持続可能で安心した暮らしができるまち

- 若い世代を含めたあらゆる世代の定住を促進するためには、雇用の確保、子育て環境の充実を図ると同時に、住みたい、住み続けたいと思う魅力あるまちづくりの推進が重要です。そのため、まちなか再生の推進、安全・安心に資するインフラの整備、防災対策の推進及びSDGsの達成に向けた取組など、賑わいと魅力ある安全・安心な都市環境の形成を推進します。

〔数値目標〕

- ✓ 20～39歳の純移動者数：-70人（H30）→0人（R4）

② - 1 - 4. 誰もが知っていて、訪れたい、住み続けたいまち

- 地域を持続的に発展させるためには、市民が本市に「愛着」や「誇り」を持ち、また、多くの人々が本市に魅力を感じ、訪れ、リピーターとなるよう地域の魅力を創造し、情報発信を強化することが重要です。そのため、「シティプロモーションの推進」を重点とし、地域資源の掘り起こしや地域への参画向上など、これまでの取組を加速するとともに、移住・定住を促進するための各種支援を推進していきます。また、地域と多様な形で関わり地域課題の解決に資する関係人口の創出・拡大を図ります。

〔数値目標〕

- ✓ 観光入込客数：722,771人（H30）→750,000人（R4）
- ✓ 住みよさランキング：埼玉県内4位（R元年版）→1位（R4年版）

② - 2. 個別施策

② - 2 - 1. 活力ある地域で、企業と働く人がともに輝けるまち

- **企業誘致の推進**：優良な企業の誘致を推進することにより産業集積を促進し、地域経済の活性化や税収増並びに雇用の拡大を促進して職住が調和した地域社会の醸成を図ります。これによって地域内消費の拡大や、昼間・交流人口の増大、市民所得向上など市全体の活性化を推進します。また、新たな産業業務拠点の整備について、立地の可能性も含め検討を進め、併せて県の協力や支援を求めながら早期実現を目指します。さらに、既存企業の増設・設備投資についても優遇措置などを行うことにより、発展・事業拡大の支援を進めます。
- **農業の振興**：農業委員会や埼玉ひびきの農業協同組合と連携し、農業経営基盤の強化に努めます。新規就農者に対して財政支援、営農支援などを行い、農業の担い手を確保するための施策を推進します。また、国や県の事業をさらに活用し、農産物の産地化及びブランド化を推進します。
- **商工業の振興**：地元企業、本庄商工会議所、児玉商工会と連携し、商店街の活性化や商工業の総合的な発展及び振興を推進します。

② - 2 - 2. 若い世代の希望をかなえる、誰もが活躍できるまち

- **保育サービスの充実**：待機児童0を継続しつつ、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり保育事業、ショートステイ事業、ファミリーサポートセンター事業などの実施により、ニーズに合わせた多様な保育サービスの提供に努めます。
- **子育て環境の整備**：天候に関わらず遊べる場所として、市民ニーズの高い屋内遊戯施設の充実に向け、検討を行います。
- **市民協働の推進**：地域の課題解決や地域コミュニティの推進を図るため、「市民協働の推進」に関するルールを定め、市民活動団体の育成を図るとともに、市民（在住・在勤・在学者や企業、NPOなどの民間の主体的取組を推進します。

② - 2 - 3. 持続可能で安心した暮らしができるまち

- **駅周辺等の整備**：定住の促進を図るため、住環境の整備を進めるとともに、まちの顔である駅周辺の良好な環境整備に努めます。また、立地適正化計画に基づき、まちなか再生を目指すとともに、人口減少社会に対応するための集約型都市を目指し、効率性の高いコンパクトなまちづくりを進めていきます。さらに、交流人口の増加を目指し、市民活動団体への支援により本庄駅北口地区及び児玉駅周辺地区の活性化を図ります。
- **空き家対策等の推進**：増加する空き家への対策として、空家等対策計画に基づき、倒壊の危険がある家屋について、解体費用の補助による除却やポケットパークとしての活用により、まちの景観を守るとともに、安全・安心なまちづくりを推進します。さらに、まちの活性化を図るため、空き家の活用に向けた空き家バンク制度等の取組を北部地域7市町と連携しながら実施します。また、空き地の管理不全による生活環境の悪化を防止するため、適正管理についてさらなる啓発活動と改善指導を実施します。
- **交通安全・防犯活動の推進**：市民への交通安全運動・啓発活動・交通安全教室の実施・開催に加え、交通安全施設の整備等により、交通安全を推進します。地域住民や学校、

警察などの関係機関と連携することにより、子ども達等の安全を守るための防犯パトロールの充実を図ります。

- **多世代同居・近居の推進**：定住の促進や地域コミュニティの次世代の担い手を確保し、さらには子育てや介護などの支え合いを促進させるため、多世代同居及び近居に向けた住宅補助施策に取り組んでいきます。
- **子育て世代ニーズに応える公園施設の充実**：令和2年度に策定する「緑の基本計画」に基づき、潤いのある居住環境の確保、子どもの安全な遊び場の確保など市民ニーズに応えた公園施設の充実、また、公園愛護活動団体等への活動支援により、地域コミュニティに支えられた花と緑のある安全安心なまちづくりを推進します。また、既存公園の魅力向上を図るため、本庄総合公園の「遊び場」機能充実について、計画的に整備を進めていきます。
- **公共交通の充実**：交通弱者の移動手段の確保や交通不便地域の解消など、誰もが移動しやすい公共交通を目指し、市内公共交通（路線バス、デマンド交通等）の利便性向上を図るため、近隣市町や本市交通政策協議会等で協議を行っていきます。
- **夜間におけるまちの安全確保**：道路照明灯や防犯灯の設置を進め、明るく安全・安心なまちを実現するとともに、交通の安全と犯罪の抑制に努めていきます。
- **都市・居住環境の向上**：都市の重要な基盤となる都市計画道路について計画的に整備を推進するとともに、主要鉄道駅と多くの人々が利用する公共施設、病院、商業施設などを結ぶ道路について、無電柱化整備と併せたバリアフリー化を計画的に行い、災害時等の円滑な交通と、日常の安全で快適な暮らしやすいまちづくりを推進します。また、災害活動の迅速性の確保や日常生活の利便性、安全性の向上を図るため、緊急車両等の通行が困難な狭あい道路の解消を推進します。

② - 2 - 4. 誰もが知っていて、訪れたい、住みたいまち

- **文化財の保存活用啓発**：郷土の文化財の保存・活用、本庄早稲田の杜ミュージアム、塙保己一記念館、競進社模範蚕室などの文化財施設の啓発を進めます。
- **観光拠点の整備**：観光拠点として、競進社模範蚕室周辺や旧本庄商業銀行煉瓦倉庫を整備します。また、地域の特産品を活かした産業振興施設の整備も検討していきます。幹線道路沿い等に、本市の地域資源の魅力を発信させる拠点の整備を検討していきます。
- **観光の推進**：観光協会など各種団体との連携により、祭り、各種イベント、歴史的資産などのPRを行うとともに、市内各企業の協力を得て、産業観光の振興を図り、魅力を発信します。また、平成30年3月に策定した「観光振興計画」に基づき、観光施策を展開していきます。
- **移住・定住に向けた住宅支援**：移住・定住を促進するため、市内に初めて住宅を取得し居住する40歳以下の転入者に対する住宅取得支援を行います。
- **UIJ ターンの促進**：東京圏（埼玉県を除く）からのUIJターンを促進し、転入者の増加を図るため、東京23区（在住者又は東京都、神奈川県及び千葉県からの通勤者）から本市に移住し、中小企業等に就業した方又は起業した方に国の地方創生推進交付金制度を活用した支援金を交付します。
- **本庄早稲田の杜づくり**：本庄早稲田の杜地区のまちづくりを進め、安全で快適な暮らし

しを確保し、移住・定住者の増加を図ります。また、土地区画整理事業に至っていない地区のまちづくりについては、それぞれの地域の特性に合わせ、まちづくり協議会や関係住民とともに進めます。

(3) 第2期本庄市健康づくり推進総合計画

- 策定：令和3年（2021年）3月
- 目標年次：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

① 本庄市がめざす健康づくり

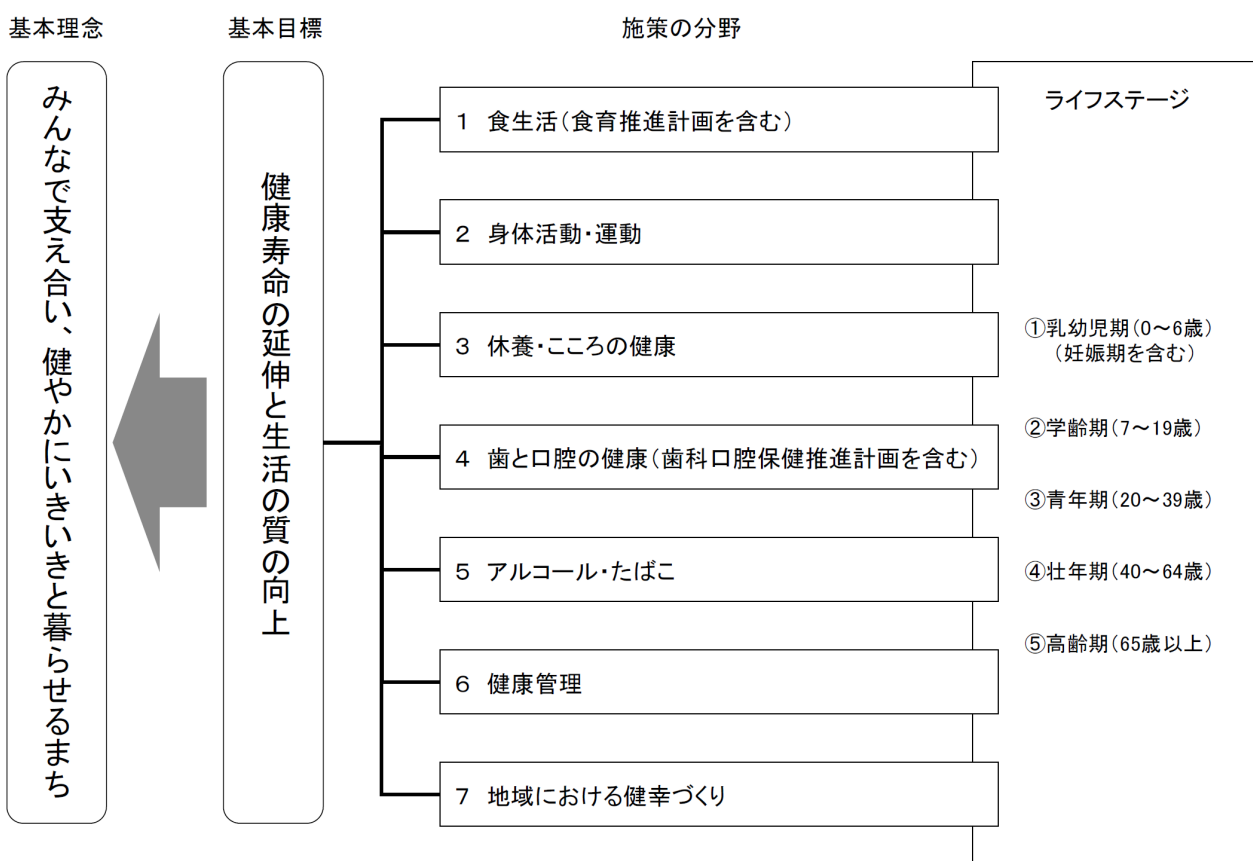
① - 1. 第2期健康づくり推進総合計画の目指す姿

- 健康でいきいきと住み慣れたまちで暮らし続けるために、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、ライフステージごとに主体的に健康づくりに取り組み、「みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち」の実現を目指します。

① - 2. 基本目標（健康寿命の延伸と生活の質の向上）

- 子どもからお年寄りまで、全てのライフステージにおける心や体の健康づくりを進め、市民が充実した生活から幸せや喜びを感じ、生活の質が向上することや、個人のみならず地域社会の健康づくりを進めるため、社会全体が相互に支え合いながら健康を守り、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康寿命を延ばすことを目指します。

① - 3. 計画の体系



② 分野別の取り組み

② - 1. 食生活

- みどりの学校ファーム：生命や自然、環境や食物などに対する理解を深め、情操や生

きる力を身につけることをねらいとし、学校単位に設置された農園で、児童・生徒が農業体験活動を行います。

- **環境保全型農業支援対策事業**：土づくり等を通じて、化学肥料や農薬等による環境負荷の軽減を図る取り組みに対し、補助金を交付することで、より安全安心な農産物の生産を支援します。
- **有機 100 倍運動推進事業**：環境にやさしい農業を推進し、安全で高品質な農作物の産地育成及び農作物のブランド化を図るための支援をします。また、本庄産野菜の PR や地産地消を推進していきます。
- **市民農園**：農業者以外の方が野菜や花等を栽培して、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めることを目的に市民農園の貸付を行います。

② - 2. 身体活動・運動

- **オープンスペース、健康遊具等の活用**：既存の公園等のオープンスペースや健康遊具を活用した運動教室を開催します。また、運動教室やその他イベントに必要な公園の園路、遊具等を修繕・改修します。

② - 3. 地域における健幸づくり

- **歩いて暮らせるまちへの再構成**：「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を進めるため、バリアフリー基本構想や本庄駅北口周辺整備計画等に基づき、歩道整備やバリアフリー化など安全、安心に歩ける歩行空間の整備を実施します。

(4) ふくしの杜ほんじょうプラン2 1

- 策 定：平成 31 年（2019 年） 4 月
- 目標年次：平成 31（2019）年度～令和 5（2023）年度

① 計画がめざす将来像

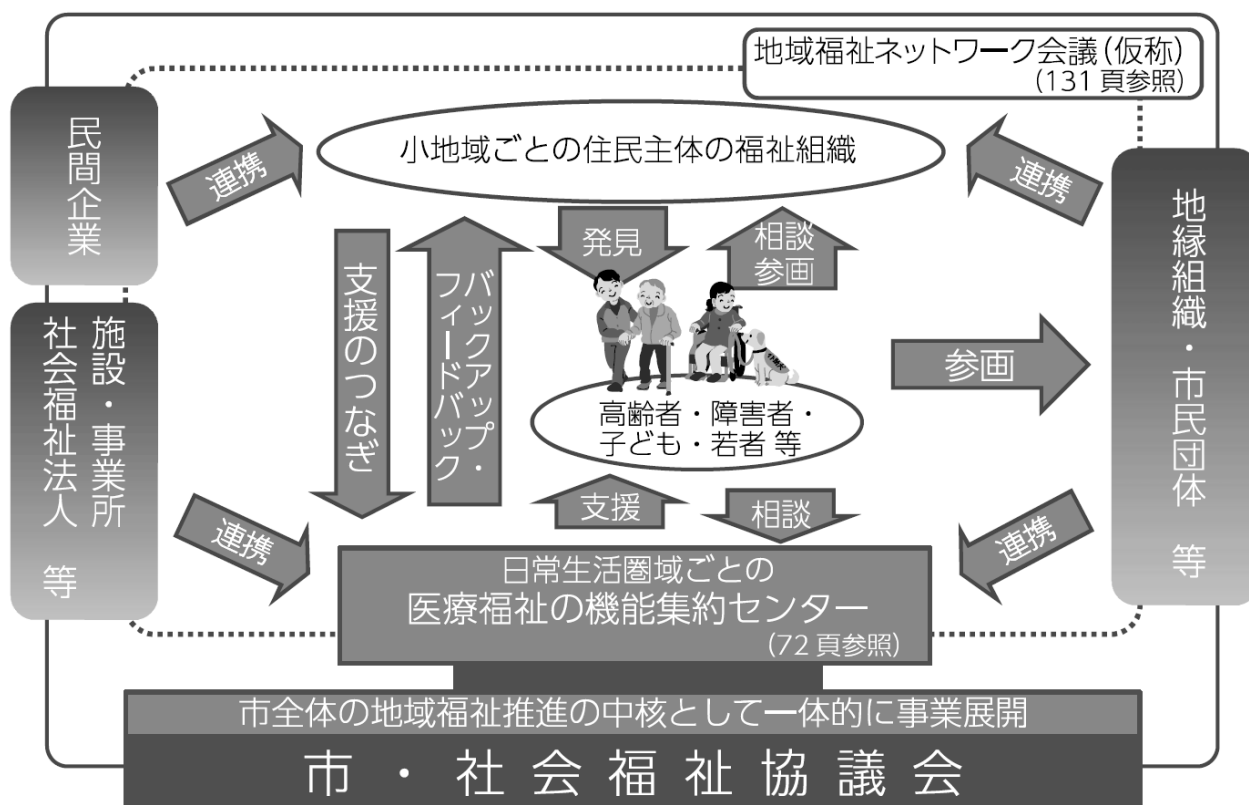
① - 1. 本庄市の将来像

〔あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち本庄 ～世のため、後のため～〕

- 本計画は、本市の福祉分野の上位計画であるとともに、本庄市総合振興計画に基づく個別計画でもあります。そのため、本庄市の将来像として、本庄市総合振興計画における「まちづくりの将来像」を共有します。

① - 2. 本庄市の目指す将来の地域福祉の姿

- 本庄市総合振興計画が掲げる本庄市の将来像を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して自立生活を営むことができる本庄市となるよう、将来的に下図のような、日常生活圏域ごとに医療福祉の機能集約機関が設置され、個別支援と地域支援を一体的に行うとともに、小学校圏域等の小地域における住民主体の福祉組織が発見し、対応していく姿を目指します。

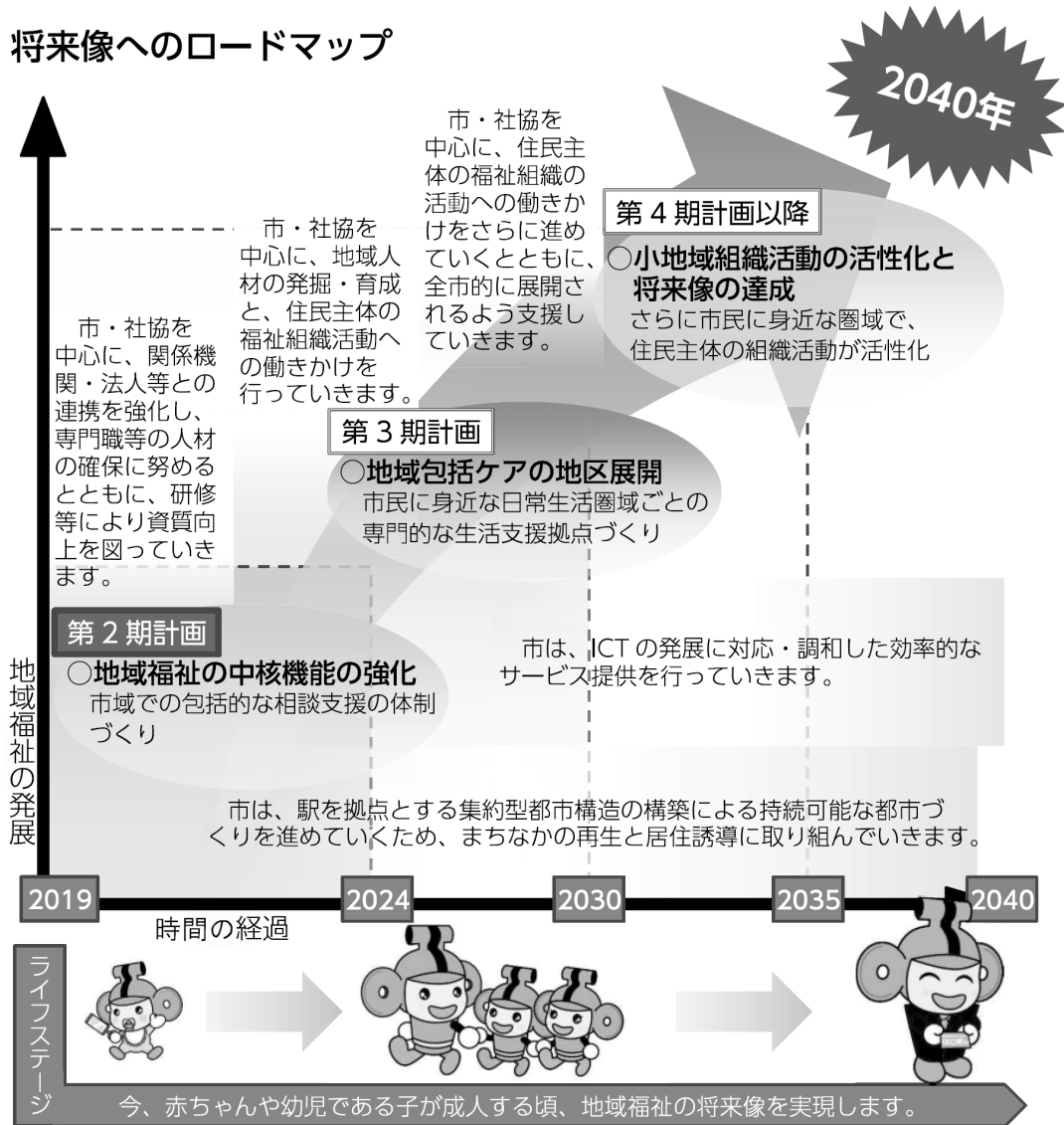


② 計画の理念とロードマップ

② - 1. 計画の基本理念

- [みんなで支えあう おもいやりのあるまち 本庄 ～安心と共生のまちづくり～]

② - 2. 計画のロードマップ



③ 計画の基本戦略

③ - 1. 市民の生活を支える仕組みづくり

- 「市民の生活を支える仕組みづくり」は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる本庄市となるため、本計画で重点的に進めるべき総合的なシステムを施策化するものです。複合的な課題や制度の狭間の問題等に対応するための「相談支援の仕組みづくり」と、各分野に共通するサービスに関する「横断的なサービスづくり」、誰もが社会参加することを目指す「人にやさしい生活環境の充実」の3つの施策で構成しています。

③ - 2. 人と人とのつながりづくり

- 「人と人とのつながりづくり」は、上記の「しくみ」を効果的に機能させるためのネットワークや組織づくりを施策化するものです。小学校圏域で住民同士のネットワークや拠点づくりを行うための「小地域における福祉活動の推進」と、多職種や様々な

機関が有機的に連携していくための「関係機関・団体等との連携強化」の2つの施策で構成しています。

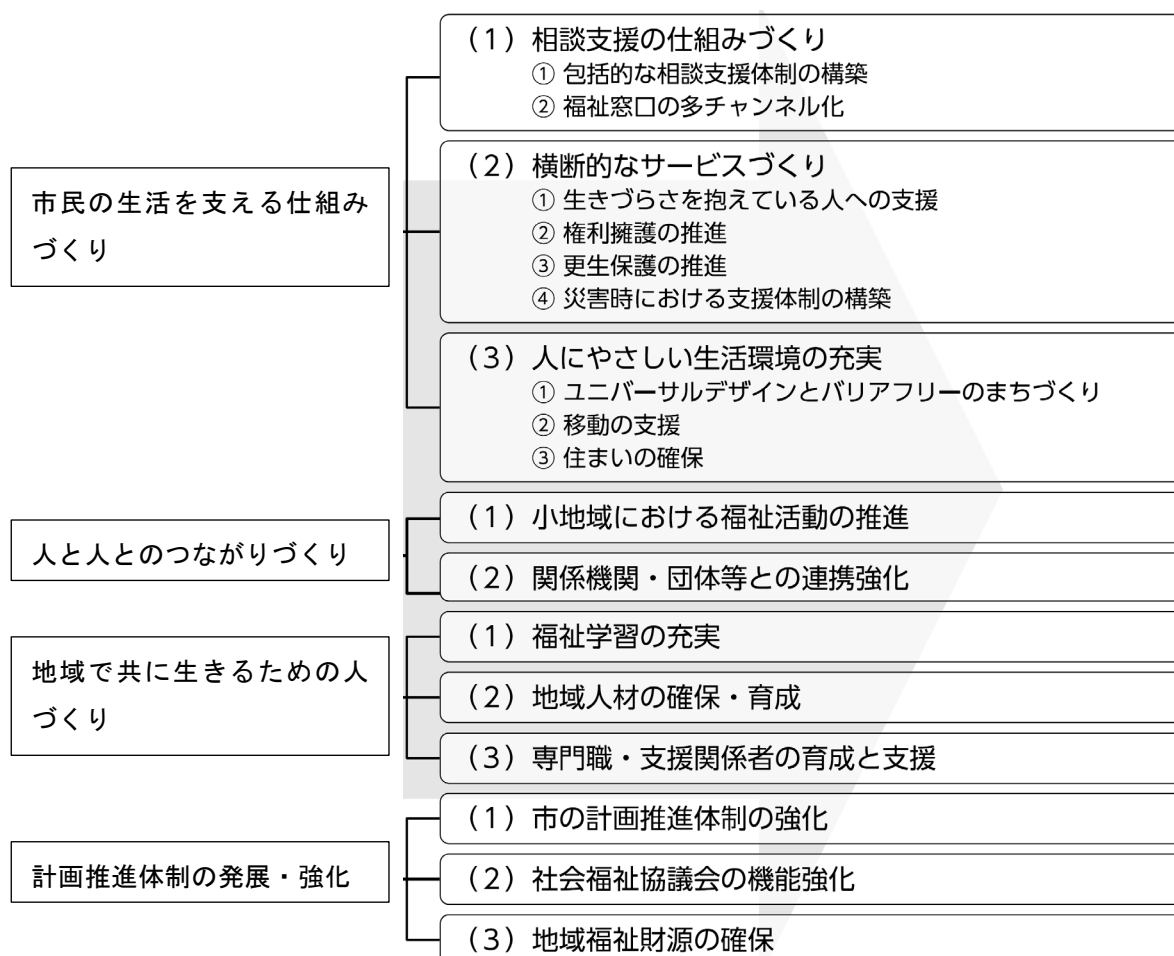
③ - 3. 地域で共に生きるための人づくり

- 「地域で共に生きるための人づくり」は、住民の生活を支える仕組みを機能させ、適切なつながりや組織をつくっていくための人材の発掘・養成・資質向上等を施策化するものです。福祉教育の充実やボランティアセンターの機能拡充等を想定した「福祉学習の充実」及び「地域人材の確保・育成」と、専門職等が包括的な相談支援体制の中で円滑に多職種連携を行うための「専門職・支援関係者の育成と支援」の3つの施策で構成しています。

③ - 4. 計画推進体制の発展・強化

- 「計画推進体制の発展・強化」では、上の3つの戦略を効果的に機能させていくための基盤整備として、地域福祉審議会（仮称）を設置し、効果的に施策を推進するための「市の計画推進体制の強化」、社協の体制強化と業務等の再構築を含めた施策化に関する「社会福祉協議会の機能強化」のほか、市の一般財源・社協会費や共同募金等の寄附財源・国や県等からの助成金や交付金等を効果的に利活用するための「地域福祉財源の確保」の3つの施策で構成しています。

④ 計画の施策体系（施策細目）



⑤ 基本的施策の展開

⑤ - 1. 市民の生活を支える仕組みづくり

⑤ - 1 - 1. 横断的なサービスづくり

⑤ - 1 - 1 - 1. 災害時における支援体制の構築

〔避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の策定と周知啓発〕

- 現行の災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（以下「全体計画」という。）に改正し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するとともに、全体計画の周知啓発を行うことで、避難行動要支援者名簿登録者数の拡大を図ります。

〔関係機関・団体との情報共有体制の強化〕

- 災害等緊急時における避難支援の迅速性を確保するとともに、災害に伴う支援の有効性・効率性を向上させるために、避難行動要支援者名簿の共有先の拡大を図ります。

〔防災活動への避難行動要支援者の参加の促進〕

- 避難訓練等の防災活動の実施にあたり、避難行動要支援者が積極的に参加できる体制を整え、災害時に迅速かつ効率的な避難支援等を行う地域づくりを図ります。

〔災害時の相談支援体制の確立〕

- 社協の災害ボランティアセンター及び関係機関・団体と連携し、災害時に専門的な相談支援を行うための体制づくりを検討していきます。

〔ハザードマップ等の活用支援〕

- 避難行動要支援者等との交流等、平常時からの支えあいの意識を醸成するとともに、支援関係者同士で情報共有を進めていくため、ハザードマップ等の地域情報を地域で共有・活用することを支援します。

⑤ - 1 - 2. 人にやさしい生活環境の充実

⑤ - 1 - 2 - 1. ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくり

〔公共施設のバリアフリー化〕

- 手すり・スロープ・エレベーター・専用トイレの設置、専用駐車場の確保等公共施設のバリアフリー化を図ります。

〔居住環境の整備〕

- 狭あい道路の解消、歩道の整備及びバリアフリー化、案内表示板へのユニバーサルデザインの使用の推進等を図ります。

〔福祉施策の継続及び啓発事業〕

- 自動車免許返納者等の交通弱者の移動手段の確保、路線バスのノンステップ化、駅の多機能トイレの設置推進、点字・声の広報等を発行・配布します。市民及び事業者に対し、啓発のための広報及び研修会の開催をし、ユニバーサルデザイン・バリアフリー

一の周知に努めます。

⑤ - 1 - 2 - 2. 移動の支援

〔各種福祉施策の継続〕

- 各個別福祉計画に基づき在宅重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成、身体障害者自動車運転免許取得費補助、身体障害者自動車改造費補助等を引き続き実施します。

〔公共交通の充実強化〕

- 公共交通は自家用車に代わる移動手段として交通弱者への対応や環境負荷の軽減等の観点から各交通機関との連携強化を図ります。また、人の交流促進を促すため市域を越えた公共交通網のさらなる利便性・快適性の向上を図り、市内を快適に移動できる交通網の充実を図ります。

〔移動支援に協力的なボランティアの活用〕

- アンケート結果に、病院や施設の同行支援や買い物の手伝い等を協力したいとの意見が出されました。地域住民や事業者とともにボランティアの活用を図ります。

〔移動困難者（買い物弱者や医療・介護関連）に対するアウトリーチの施策検討〕

- 外出支援を必要とする人のニーズが多様化し、既存のサービスのみでは対応が困難なケースもあります。今後は様々なノウハウを持つ民間業者等との連携も推進します。

⑤ - 1 - 2 - 3. 住まいの確保

〔住宅セーフティネット法による「居住支援協議会」の設置〕

- 法の主な内容としては、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低所得者、子育て世帯等の「住宅確保要配慮者」の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設、「居住支援協議会」の設置、居住支援法人の指定等が制度化されました。「居住支援協議会」は住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるように推進する組織であるため、設置検討を推進していきます。

〔高齢者・障害のある人等の住居の確保〕

- サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム（特定の地域に偏らないよう適切に配置します）／ケアハウス（一人暮らし高齢者の増加を踏まえ、維持継続します）／グループホーム（共同生活の場として、維持継続します）

〔市営住宅の整備〕

- 高齢者や障害のある人、子育て世帯の人々等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう市営住宅の整備を進めるとともに家賃を低廉に抑え、効率的で効果的な管理、運営に努めます。

(5) 本庄市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

- 策 定：令和3年（2021年）3月
- 目標年次：令和3（2021）年度から令和5（2023）年度

① 計画の基本方針

① - 1. 2025年、2040年を見据えた基盤整備

- 上位計画である本庄市総合振興計画の健康福祉分野に掲げる「みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち」を目標に、本庄市地域福祉計画の基本理念である「みんなで支え合う思いやりのあるまち本庄～安心と共生のまちづくり～」に基づき、将来予測される高齢化の更なる進行による社会保障の課題を見据え、持続可能な高齢者福祉と介護保険制度の運営と、高齢者が健康で幸せに暮らせる地域社会の構築を目指します。

① - 2. 計画の基本方針

〔地域包括ケアシステムの更なる深化と地域共生社会の実現に向けた取組の推進〕

- 高齢化の更なる進行と介護需要の拡大を踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの更なる深化を目指します。
- 地域共生社会とは、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会のことです。地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムを基盤として、専門職による支援と地域住民同士の支え合いや見守りの双方の視点を重視しながら、セーフティネットの強化に取り組みます。

〔健康寿命の延伸と生きがいのづくりの推進〕

- 可能な限り住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送ることができるように、健康づくりと介護予防を推進し、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者が社会で役割を持ってできるだけ長く元気で暮らせるように支援していきます。
- 一般介護予防事業の実施にあたっては、自立支援、介護予防や重度化防止に向けた日頃の活動の重要性を認識し、通いの場での専門職によるリハビリテーション等の実施や他の事業との連携にも配慮して、PDCAサイクルに沿った事業の推進に努めます。
- また、地域活動の充実を通して生きがいのづくりを推進するとともに、介護の周辺業務等への就労的活動への支援も含め、社会の担い手として活躍していくことができるよう支援していきます。

〔在宅医療・認知症ケアの推進〕

- 医療と介護を必要とする高齢者に、在宅医療と介護保険サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携を進めるとともに、在宅医療の一層の充実を図っていきます。
- あわせて、本人が自分らしい最期を迎えるための看取り介護のニーズへの対応を進めます。
- また、認知症高齢者の増加に対応して、医療・介護をはじめ地域の連携のもとで総合

的な認知症関連施策を推進します。

〔高齢者が地域で暮らす体制づくり〕

- 高齢者の日常生活を支援するため、家事援助などの生活支援や、相談、見守り、安否確認など、在宅生活を継続するための支援を充実させます。
- また、地域全体で高齢者を見守り、支えていけるよう、異なる世代との交流を促進し、支え合いの地域づくりを進めます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業を効果的に実施するためには、高齢者が要支援・要介護状態になる前から日常生活上の支援や地域の支え合いが必要であるという観点から、事業の対象者の発見やサービス単価の弾力化に取り組みます。
- 更に、高齢者の権利を守るため、成年後見制度における権利擁護の体制を明確にして周知・運用を図ります。

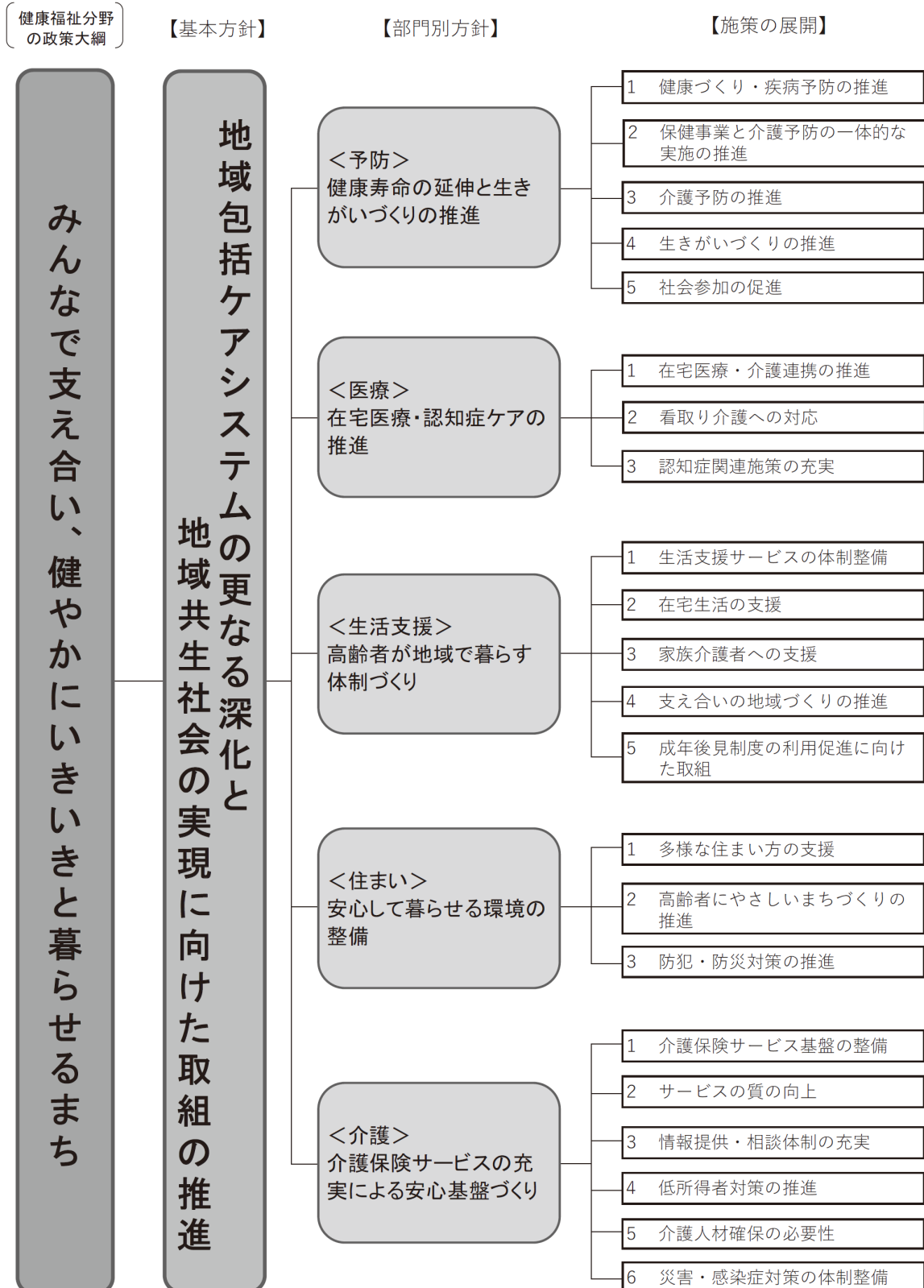
〔安心して暮らせる環境の整備〕

- 高齢者が安心して在宅生活を送れるよう支援するとともに、日常生活の基盤となる住まいについての情報提供や必要な施設の整備を促進します。
- また、高齢者が気軽に出かけられるよう、公共交通の充実や防災・防犯に配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。
- 特に生活面に困難を抱える高齢者にとっては、住まいと生活の支援を一体的に提供することが重要であり、こうした方たちが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう支援します。

〔介護保険サービスの充実による安心基盤づくり〕

- 高齢化の更なる進行と要介護（要支援）高齢者数の伸びを踏まえて、要介護（要支援）認定制度の適時適切な運用、介護保険サービス基盤の計画的な整備を進め、サービスの円滑な提供を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしくできる限り長く暮らせるよう、多様な介護保険サービスを整備・充実しながら、医療と連携して在宅生活を支援する関係者間のネットワークづくりを推進していくよう努めます。
- 必要なサービス量の確保と質の高いサービスの提供が可能となるよう、介護人材の育成支援やサービスの質の向上のための取組にも力を入れていくとともに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実を図ります。
- 災害や感染症の流行に備え、介護事業所等と連携した周知啓発、研修、訓練を実施するとともに、埼玉県や関係団体と連携した支援体制の構築に取り組みます。

① - 3. 基本方針に基づく施策の体系



② 計画の具体的な取組

② - 1. 地域包括ケアシステムの更なる深化と地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- **地域包括支援センターの機能強化**：高齢者人口の増加、相談件数の増加などに応じた人員を確保するとともに、在宅医療の相談員や認知症地域支援推進員を配置し、在宅医療、介護、福祉の連携や地域におけるネットワーク形成の強化を図り、機能強化に努めます。
- **地域づくりに向けた支援**：地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すことを支援するため、住民同士が出会い参加することのできる通いの場等の居場所の確保に取り組み、ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すようコーディネートします。

② - 2. 健康寿命の延伸と生きがいつくりの推進

- **市民総合大学や公民館事業の充実**：市民総合大学のシニアコースのプログラムを更に充実するとともに、一般講座でも高齢者のニーズに対応したプログラムを開催します。また、市民総合大学や公民館事業で、健康講座や介護予防講座を一層充実し、高齢者とこれから高齢者になる人の健康増進を推進します。
- **高齢者の多様化したニーズへの対応**：年代により多様な高齢者のニーズを把握して、イベントや教室を企画・開催します。
- **老人福祉センターの活用**：指定管理者のノウハウを活かし、高齢者向けの各種事業を実施することで、高齢者の健康づくり・生きがいつくりの拠点として、施設利用を促進します。
- **通いの場（高齢者サロン等）への支援**：通いの場における高齢者の生きがいつくり・健康づくりを促進するため、各種情報の提供や、他団体との連携・交流等を支援します。
- **地域のボランティア活動の促進**：老人クラブ等の清掃、見守り等、地域のボランティア活動を推進します。

② - 3. 在宅医療・認知症ケアの推進

- **地域包括支援センターの活用**：地域包括支援センターに在宅医療の相談員を配置して、在宅医療などの相談支援を充実します。
- **在宅医療に必要なサービスの整備**：地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、在宅医療に必要なサービスの整備に努めます。
- **在宅医療連携拠点の運営**：本庄市児玉郡医師会や児玉郡内の3町と連携して、在宅医療に必要な体制を整備します。

② - 4. 高齢者が地域で暮らす体制づくり

- **民間事業者との連携による支援体制の整備**：地域の民間事業者と連携して、移動販売や買い物代行、配食サービスの提供体制の整備に取り組みます。また、介護事業所が所有する送迎車両を、空き時間に地域の高齢者の外出支援に活用するなど、介護保険外のサービスでも連携する体制の整備に取り組みます。

② - 5. 安心して暮らせる環境の整備

- **高齢者世帯等の優先入居制度**：市営住宅における高齢者や身体障害者との同居世帯などに対する優先入居制度を継続実施します。
- **市営住宅の安全化**：耐火住宅又は簡易耐火住宅を維持保全します。
- **サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム**：高齢者の住居の安定確保のために必要な施設ですが、特定の地域に急速な立地が進むと、高齢者の転入増加により医療などの社会保障に影響が生じます。今後は、本市在住の高齢者の利用を想定した住宅建設が進むように意見書などを作成するとともに、地域バランスに配慮した登録受付を働きかけます。
- **ケアハウス**：一人暮らし高齢者などの増加を踏まえ、今後も施設の維持継続を確保していきます。
- **公共交通の充実**：民間路線バス、デマンドバス、シャトルバスの利便性を向上し、利用を促進します。
- **公共交通におけるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進**：民間路線バスのノンステップ化等、関係機関と連携してバリアフリー化を推進します。また、案内表示などへのユニバーサルデザインの使用を推進します。
- **道路の整備**：危険箇所の把握による道路の拡幅やバリアフリーを考慮した歩道の設置など道路を整備します。
- **防災訓練の充実**：土砂災害や大地震などを想定した防災訓練を実施します。
- **防災体制の整備**：防災行政無線など情報通信基盤の整備、保存食や毛布などの生活必需物資の確保などにより防災体制を整備します。
- **自主防災体制の支援**：自主防災組織の活動や、消防施設等への整備補助などにより自主防災体制を支援します。
- **交通安全教室の開催**：交通安全推進団体や警察などとの連携による、高齢者を対象とした交通安全教室を開催します。
- **交通安全施設の整備**：カーブミラー、道路照明灯、区画線などの交通安全施設の整備を推進します。

② - 6. 介護保険サービスの充実による安心基盤づくり

- **施設・居住系サービスの充実**：今後、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯がこれまで以上に増加することが見込まれ、在宅での生活が困難な要介護高齢者の受け皿として、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や地域密着型介護老人福祉施設の整備について地域とのバランスを考慮して基盤整備を進めます。
- **地域密着型サービス事業所の適切な運営**：地域密着型サービスについては、設置基準に照らし適正に事業所の指定を行うとともに、安定した事業運営や質の高いサービスを提供できるよう事業者への支援を行います。
- **福祉避難所（二次避難所）の設置**：自宅や避難所での生活が困難で介助や介護が必要な高齢者や障害のある人を受け入れる福祉避難所（二次避難所）を開設します。

(6) 第6期本庄市障害福祉計画・第2期本庄市障害児福祉計画

- 策 定：令和3年（2021年）3月
- 目標年次：令和3（2021）年度から令和5（2023）年度

① 計画の基本理念

- 計画の策定にあたっては、市の障害福祉政策の基本計画となる「第3次本庄市障害者計画」の基本理念「みんなが輝く共生のまち本庄」を念頭に置き、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年更生労働省告示第395号）」（以下「基本的な指針」という。）に基づき、次に掲げる点に配慮することとします。
 - 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
 - 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 - 地域共生社会の実現に向けた取組
 - 障害児の健やかな育成のための発達支援
 - 障害福祉人材の確保
 - 障害者の社会参加を支える取組

② 令和5年度の目標設定

② - 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 施設入所者の削減については、埼玉県の考え方を踏まえ、本計画においては、数値目標を設定しないこととしますが、障害のある人及び家族の意向を尊重した生活の場を確保できるよう引き続き支援を行っていきます。なお、施設入所から地域生活への移行には地域社会の障害に対する理解が欠かせないため、理解啓発促進の取組を進めていきます。

② - 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 第5期計画期間内には、設置に向けた協議が整わず、地域包括ケアシステムの構築には至っていません。引き続き、令和5年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを念頭に、地域の実情に合った精神障害者の支援体制の整備について検討していきます。そのなかで、長期入院患者の実情を踏まえ、目標値の設定について検討します。

② - 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 障害のある人の高齢化、重度化や親亡き後については、全国共通の課題となっています。地域生活支援拠点等に求められる機能のうち、特に実際に需要のある緊急時の対応が可能な施設入所支援を実施できる施設を確保できるよう引き続き児玉郡市において地域生活支援拠点等の面的整備を含め関係機関と協議を進めていきます。

② - 4. 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労を希望する障害のある人が一般就労につながるように、児玉郡市障害者自立支援協議会の就労支援部会を中心として児玉郡市障がい者就労支援センターやその他の就労支援事業所等の関係機関との連携を図るとともに、福祉施設における就労支援の強化や、就労移行支援事業を活用した福祉施設から一般就労への移行促進に取り組みます。市内の事業所だけでなく、近隣の就労移行支援事業所とも連携することで、様々なニーズに対応し、更なる一般就労への移行を目指します。
- また、福祉施設から一般就労への移行のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就労の支援、また就労の継続に向けた支援の充実を目指します。障害のある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障害のある人の就労支援強化等を図ります。

② - 5. 障害児支援の提供体制の整備等

- 第1期計画における障害児支援のサービスについては、提供事業所の充実や周知によりサービス利用者が増加している現状にあります。引き続き障害児通所支援等の専門的なサービス提供体制の確保及び将来自立した生活を送るために適切な療育・教育を確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

② - 6. 相談支援体制の充実・強化等

- 第5期計画においては児玉郡市において共同で相談支援を障害種別ごとに委託して実施しており、専門職員の配置により機能強化を図っています。さらに、地域における相談支援体制を強化するために、現在の相談支援体制の機能を充実し、継続的に専門的相談支援を実施できるよう自立支援協議会の相談支援部会等を中心として、各事業所の連携や人材の育成を図っていきます。また、基幹相談支援センター等の体制については、現状の相談支援事業の機能強化を中心として、必要な機能を整備するよう検討を進めます。

② - 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 市の職員は県が開催する研修には参加し、障害者総合支援法の適正な理解に努めております。今後は、各事業所が個別に実施する研修のほかに、地域の相談支援体制の強化や連携強化等の取組を行う基幹相談支援センターの設置について協議し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。また、児玉郡市障害者自立支援協議会では障害福祉サービスの提供状況について検証し、適宜真に求められるサービスの提供に努めます。

(7) 本庄市観光振興計画

- 策 定：平成 30 年（2018 年） 3 月
- 目標年次：平成 30 年度（2018 年度）～平成 39 年度（2027 年度）

① 計画の基本方針

① - 1. 観光資源の発掘・創出・活用

- 本市に存在する自然、歴史、伝統、食、大地の上に広がるあらゆるものが本庄の観光資源に他なりません。その中でも、その根底に流れる郷土への思いは、あらゆる資源を繋いでいく重要な役割を果たしています。本市を大切に思う気持ちが、誇りとなり、人々を呼び込む原動力になっていきます。本計画では、そんな郷土愛にあふれる、魅力ある観光資源の発掘・創出・活用を推進します。

① - 2. 本市の魅力を P R

- インターネット社会では、観光情報の価値・流れが大きく変化し、さまざまな情報が簡単に手に入る社会になりました。その一方で、情報の中心には人から人への口コミが根強く残っています。様々な I C T（情報通信技術）があふれる時代の中であって、より人々の力で、人は動くようになっていきます。本市に暮らす人々が、本市の情報を発信することに価値が生まれ、本市の魅力を一番に知っているのは市民であることを認識することが重要です。まずは、本市の魅力を P R することを推進することが情報発信強化の第一歩です。

① - 3. ブランド化：本市の価値向上

- 本市の資源それぞれの特色や歴史などを紐解いてみると、実に個性的なものがたくさんあります。つながることでより魅力が出てくるもの、時には、地域全体を眺めて相反するものとして比較してみると、さらにそれぞれの個性に磨きがかかるものなど、その組み合わせも様々です。本市の魅力ある資源を磨き上げ、その価値を市内外で評価されるようにしていく流れが必要です。観光によって、本市の資源はもちろん、本市そのものの価値が向上し、訪れてみたいまちから住んでみたいまちへと評価が変化していきます。その点を十分理解した上で、優良な特産品の開発・普及や本市の価値向上のためのブランド化を推進します。

① - 4. 体制づくり

- 観光が創り出す“非日常と感動”は、人の心の中にしか生まれません。どんなに美しい自然の風景も、観る人、感じてくれる人がいなければ、そもそも成立しません。本市の魅力を探し、伝え、磨くことも重要ですが、観光資源を用いて、観光客へ“非日常と感動”を提供する体制の整備も重要です。その体制の中心に存在するのが市民です。市民が観光に興味と関心を持つことが重要であり、市民の力を活かす組織体制が整うことで、観光客を受け入れることが可能となります。本市の観光振興のため、資源を活かす体制づくりを推進します。

② 計画の基本戦略とKPI

② - 1. 計画の基本戦略

② - 1 - 1. 観光資源面：魅力ある観光資源を発掘・創出・活用

- 地域の文化を感じることでできる伝統ある祭り、行事、郷土芸能などの保存を図るため、維持管理や後継者の育成を支援します。また、本市の既存観光資源の活用として、体験型の観光を推進するため、未利用の資源を掘り起こし、取組を市民に根付かせ、観光資源を積極的に活用する取組を支援していきます。
 - 観光資源づくり・創出
 - 体験型観光づくり

② - 1 - 2. PR面：市内外へのPR強化と、ネット&国際化対応

- 本市における観光に関する情報を、市内外へ積極的かつ継続的に発信していきます。
- 適切な情報を的確にターゲットへ伝えるための情報発信のあり方や広域連携による情報の見せ方、情報発信に関する技術についても研究します。また、今後増加が見込まれる訪日外国人観光客への情報提供も進めます。
 - 拠点づくり・広域連携
 - 情報発信の強化

② - 1 - 3. ブランド面：観光ブランド化を通じた満足度の向上

- 観光に関する取組を短期、中期、長期に分類し、取組の優先順位を定めます。その取組をテーマやストーリーに乗せて進めることや、アクセスの向上を推進することにより、市内外における観光満足度を高めていきます。さらに、観光による収益モデルを検討し、ブランド構築を行います。
 - ブランディング
 - アクセスの向上

② - 1 - 4. 体制面：市民協働による推進体制の構築と連携強化

- 本市における市民が主役となる観光推進体制の構築や、受入体制を整備します。また、広くさまざまな団体や事業者と連携を可能にした取り組みやすい方策を打ち出します。
 - 官民協働の仕組づくり
 - 組織体制・連携強化

② - 2. KPIの設定

成果指標	現状値	目標値
	平成28年 (2016年)	平成39年 (2027年)
体験型観光メニュー登録数(件)	0	50
観光入込客数(人)	700,187	800,000
観光満足度(%)	73	83

② - 3. キャッチコピー

〔見つけよう、感動。伝えよう、魅力。～みんなで織りなす本庄絵巻～〕

(8) 山村振興計画

- 策定：平成29年（2017年）3月

① 振興の基本方針

- 本地域は、地域に受け継がれてきた伝統文化や豊かな森林資源、水量豊かな清流等を有している。さらには住民による長年の農林業の生産活動によって、集落や里山地域の保全とともに、安全な水の供給や土砂災害、風水害の防止など、地域以外の住民や周辺地域へ安全で安心な社会、生活基盤に大きく貢献してきた。こうしたことから、市ではこれまでの取組とともに、本地域に生活する人々が安心して住み続けられるよう、地域資源や特性を活用して地域価値の向上を図り、豊かな自然環境を保全し、次代に引き継ぐための施策を推進していく必要がある。
- 本計画では、本地域における現状と課題を踏まえ、市の恵まれた自然環境や首都圏80 km圏にある交通の利便性を生かした産業の振興や交流促進など地域の活性化を推進し、自然環境との共生を図りながら、持続可能でかつ地域資源を活かした安全で安心なまちづくりを目指すことを基本方針とする。

② 振興施策

② - 1. 交通施策

- 地域間の交流を促進するとともに、安全で安心な生活環境の向上を図るため、道路改良や維持補修など適切な道路整備を推進する。

② - 2. 情報通信施策

- 地域間の情報格差を解消し、住民が防災、医療、福祉、交通など様々な情報を十分に受発信することにより、安心・安全で活力ある地域社会を形成するため、情報通信基盤等の整備に努める。

② - 3. 産業基盤施策

- 基幹産業である農林業を振興するために、今後は、山村ならではの多彩な地域資源を活用した収益性の高い観光農業の展開や地域性が豊かで付加価値の高い特産品づくりを推進するとともに、企業等と連携した多様な活動や農業に関心のある都市住民等の定住支援を行うなどにより、農業の活性化を図る。また、流通手段として地域資源活用総合交流促進施設「ふれあいの里いずみ亭」での加工販売を中心に、都市部や首都圏への市場拡大を進め、収益の向上や遊休農地の解消、新規就農者の確保や育成を図る。
- また林業の振興においては、広大な森林の整備・保全に不可欠な森林管理道の開設、整備を行い、資源循環型社会に対応可能な造林・育林事業、地域産木材の利用促進など合理化、効率化を促進し、林業生産基盤の整備を進めるとともに、キノコや山菜等の特用林産物の生産振興を図る。

② - 4. 経営近代化施策

- 傾斜が厳しく経営規模の小さい本地域における農業について、面的な規模の拡大や機械化によるコストの低減には自ずと限界があることから、地形的な不利を克服し、

経営の近代化を果たすため、農林産物加工施設や直売所等の整備を推進し、観光農業や地域農林産物の生産とともに、それらの加工・販売まで行う高付加価値型農林業を波及させていく必要がある。

② - 5. 地域資源の活用による施策

- 所得と雇用の増大を通じた本地域の活性化と定住促進を図るため、特色ある地域農林産物の加工・販売の強化に向けた地域ぐるみの取り組みや、地場農林産物を活用した農林産物等の販売業の導入を促進する。

② - 6. 文教施策

- 地域文化の振興は、人の心を豊かにするだけでなく、地域の連帯感を醸成し、地域の活性化に大きく寄与する。本地域に伝わる伝統芸能や豊作祈願の神事、祭りなどの伝統文化、偉大な功績を残した先人、歴史豊かな自然に育まれた文化財や特産品など地域資源を活用した、地域に根ざした文化活動を振興する。
- また、地域に残された貴重な伝統文化を後世に継承するため、後継者の育成を図りながら、その保存に努め地域振興に活用する取組を促進する。

② - 7. 社会、生活環境施策

- 高齢化社会が進む中で、安全・安心な住民の生活環境を整備し、活力ある地域社会の継続を図るため、火事や地震、台風等による災害から地域を守るための防災無線施設及び消防施設の整備を行い管理に努める。

② - 8. 高齢者福祉施策

- 高齢化社会が進む中、本地域では、特に医療や介護などの支援の必要性が高まる後期高齢者（75歳以上）の増加が進み、人口に占める後期高齢者の割合は毎年、増加傾向にある。そこで、高齢者福祉施策については、まず、元気な高齢者がこれまで培ってきた知識や技術、経験を生かし、地域社会の担い手として活躍できる社会の実現を目指す。
- また、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう高齢者サービスの供給体制の構築に努める。

② - 9. 交流施策

- 地域資源活用総合交流促進施設「ふれあいの里いずみ亭」での体験交流事業等の充実を図るとともに県立上武自然公園内の美しい豊かな自然環境を活用した新たな事業展開を図る。また秩父地域や奥多野地域への観光ルートの通過点としてではなく、地域に残る歴史的文化遺産や地域・観光資源等を活用し、都市住民に「ゆとり」や「安らぎ」を提供する交流事業を進める。こうした地域間交流を促進し、農山漁村活性化プロジェクト等で進める定住や二地域間居住、都市との地域間交流などへ展開を図る。

② - 10. 森林、農用地の保全施策

- 集落全体で農用地、森林を維持保全する仕組みづくりを進めるとともに、山村地域における支援施策を有効に活用して、農地等を保全し、美しい山村景観の維持・発揮を

図る。

- また、森林の公益的機能の保全、地域産木材の利用促進、農林業の振興等を図るため、こだま森林組合等と連携し、樹齢に合わせた伐採や下刈など森林管理、育林活動を進めながら、効率化や合理化を進めるための森林管理道の開設など基盤整備を促進する。

② - 11. 鳥獣被害防止施策

- イノシシ、シカ、ハクビシンなど従来の鳥獣のほか、アライグマなどの特定外来生物も増加し、地域に与える被害は年々増加している。
- 農作物への被害は、生産性の低い農地には特に大きな負担となり、被害による耕作意欲の低下等から遊休農地を誘発する一因ともなっている。また集落地域での被害も報告され、住民の日常生活の保護のため猟友会等に協力を依頼し、駆除を行うとともに被害防止対策を行う。

(9) 本庄市環境基本計画

- ・ 策 定：平成 30 年（2018 年） 3 月
- ・ 目標年次：平成 30 年度（2018 年度）～平成 39 年度（2027 年度）

① 目指す環境像

① - 1. 目指す環境像

- ・ 地球にやさしい持続可能なまち
- ・ 豊かな自然と活発な産業が共存するまち
- ・ 人々が環境保全に取り組み、快適に安心して暮らせるまち

① - 2. 基本方針と環境目標

① - 2 - 1. 地球環境 徹底した省エネルギーの取組（省エネ）と再生可能エネルギーの活用（創エネ）による環境負荷の少ないまちづくり

- ・ 徹底した省エネルギーへの取組（省エネ）と再生可能エネルギーの活用（創エネ）により環境負荷の低減を図ることでエネルギーの地産地消を進めることを目的に、市民及び事業者へ省エネ・創エネへの取組と温室効果ガスの排出量削減に関する情報を発信することで、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを積極的に進めます。
 - 地球温暖化対策を推進する
 - エネルギーの地産地消を推進する

① - 2 - 2. 循環型社会 資源を大切にし、持続的に発展するまちづくり

- ・ 各主体の連携のもと、ごみの発生抑制やリサイクル活動を充実させるとともに、本市では市民や事業者へ向けたごみ削減等への情報発信に努めます。
 - 廃棄物を減量する
 - 廃棄物の適正処理を進める
 - リサイクルを推進する

① - 2 - 3. 自然環境・快適環境 人と自然が共存し、伝統が息づくまちづくり

- ・ 市民、事業者の協力を得ながら環境に配慮した都市基盤づくりを進め、今ある環境を維持するとともに、人と自然等がふれあえる美しいまちづくりに努めます。
 - 良好な生態系を維持する
 - 森林やまちの緑、農地を保全する
 - 自然とのふれあいを確保する
 - 住みやすく安全なまちをつくる
 - 歴史的・文化的環境を守りふれあう
 - 美しいまちをつくる

① - 2 - 4. 生活環境 公害の少ない安全で健康的なまちづくり

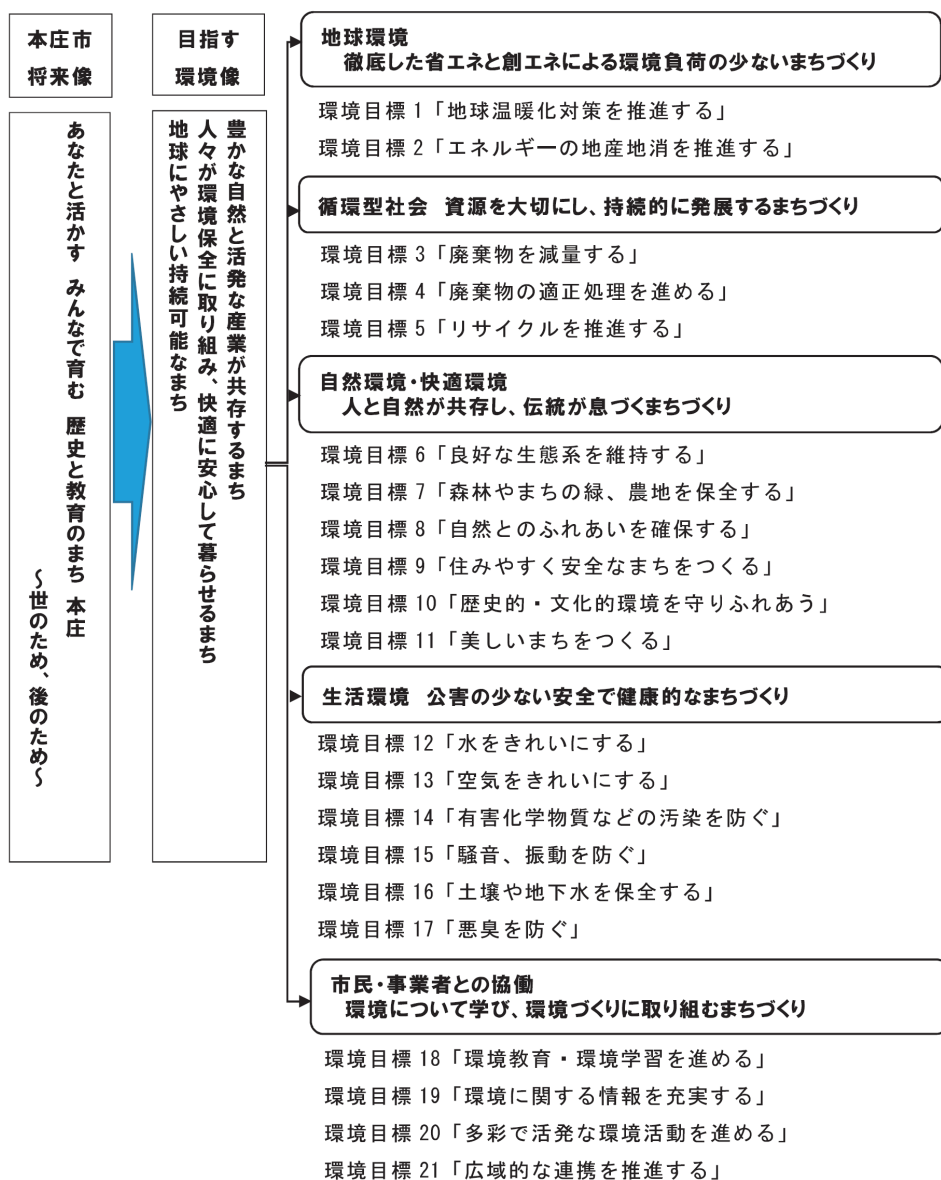
- ・ 本市は環境改善を目的とした取組を継続するとともに、各主体間で環境情報の共有化を図ることにより、安全で健康的な生活環境の確保へ向けた積極的な取組を市全域で進めます。
 - 水をきれいにする

- 空気をきれいにする
- 有害化学物質などの汚染を防ぐ
- 騒音、振動を防ぐ
- 土壌や地下水を保全する
- 悪臭を防ぐ

① - 2 - 5. 市民・事業者との協働 環境について学び、環境づくりに取り組むまちづくり

- 本市では市民が環境への関心を深め、市内の環境について学ぶプログラムの充実を図っており、今後もこの取組の継続に努めます。また、市民・事業者が環境づくりに参加しやすい場や機会の創出を進めるとともに、埼玉県や早稲田大学等との広域的な連携により、活発な環境活動を推進します。
 - 環境教育・環境学習を進める
 - 環境に関する情報を充実する
 - 多彩で活発な環境活動を進める
 - 広域的な連携を推進する

② 環境保全行動の展開



地球環境

環境目標 1	地球温暖化対策を推進する	○地球温暖化対策の推進
環境目標 2	エネルギーの地産地消を推進する	○エネルギー使用量の削減 ○再生可能エネルギーの活用

循環型社会

環境目標 3	廃棄物を減量する	○ごみの排出抑制
環境目標 4	廃棄物の適正処理を進める	○ごみの適正処理
環境目標 5	リサイクルを推進する	○リサイクルの推進

自然環境・快適環境

環境目標 6	良好な生態系を維持する	○生き物の生息、生育環境の保全と創出 ○希少動植物の保護、外来種への対策
環境目標 7	森林やまちの緑、農地を保全する	○森林の保全 ○森林の多目的利用 ○水辺の保全 ○農地の保全 ○公有地内の緑化 ○民有地内の緑化 ○樹林地、巨木等の保全
環境目標 8	自然とのふれあいを確保する	○動植物とふれあう場の保全と創出 ○緑、土、水辺とふれあう場の保全と創出
環境目標 9	住みやすく安全なまちをつくる	○人にやさしい安全な道づくり ○交通安全対策の推進 ○市街地の整備 ○災害に強い環境づくり、災害時における公害対策、治山・砂防対策
環境目標 10	歴史的・文化的環境を守りふれあう	○歴史的・文化財の保全 ○歴史的・文化的環境とのふれあい創出
環境目標 11	美しいまちをつくる	○美しい景観の保全と創出 ○不法投棄・ポイ捨ての防止

生活環境

環境目標 12	水をきれいにする	○生活排水対策 ○事業活動に伴う排水対策 ○監視・調査の継続実施 ○下水道整備の推進
環境目標 13	空気をきれいにする	○大気汚染防止対策 ○事業活動に伴う排ガス対策 ○監視・調査の継続実施
環境目標 14	有害化学物質などの汚染を防ぐ	○有害化学物質の排出防止対策 ○監視・調査の継続実施
環境目標 15	騒音、振動を防ぐ	○自動車の騒音・振動対策 ○事業活動に伴う騒音・振動対策 ○近隣騒音 ○監視・調査の継続実施
環境目標 16	土壌や地下水を保全する	○土壌汚染対策 ○地下水保全対策 ○監視・調査の継続実施
環境目標 17	悪臭を防ぐ	○悪臭防止対策

市民・事業者との協働

環境目標 18	環境教育・環境学習を進める	○地域の環境学習の推進 ○小中学校における環境教育の推進
環境目標 19	環境に関する情報を充実する	○環境情報システムの整備、環境情報の提供
環境目標 20	多彩で活発な環境活動を進める	○地域における環境保全活動の推進 ○環境保全活動を通じた交流・協力の推進
環境目標 21	広域的な連携を促進する	○広域的な連携の促進

③ 地域別環境づくりの方向性

③ - 1. 本庄北地域

- 生活排水処理施設（公共下水道・農業集落排水）の整備及び維持管理と各施設の接続率の向上を図るとともに、合併浄化槽の普及を推進し、御陣場川・備前渠川・新久城堀の水質の改善・維持を目的とした生活排水対策へ取り組みます。
- 市民参加による水辺環境の清掃活動を推進するとともに、段丘斜面林の保全を行います。
- 環境にやさしい農業を推進する「有機 100 倍運動」を通じて、食の安全や生物多様性への取組を進めます。
- 野外焼却や悪臭防止の啓発を行います。
- 農地や田園風景の保全、農業後継者の育成を支援するとともに、農地と地域振興の調和を図ります。
- 女性農業者による地域農業への積極的な参加・協力を促進します。
- 鉄道騒音については関係機関へ適切な指導等を行うほか、自動車騒音・振動対策を行います。
- 生活騒音についての知識やモラルの普及啓発に努めます。
- 自然環境に配慮した都市基盤整備、幹線道路の歩道整備を推進します。
- 公園の整備、道路の緑化推進及び適正な維持管理を行うほか、歴史的文化財を保全します。
- 環境にやさしいエコドライブの普及啓発及び公共交通機関の利用を促進します。
- 不法投棄パトロールを実施し、空き缶等のポイ捨て禁止の啓発を行います。
- 農地や水辺を利用した環境教育・環境学習を推進します。
- ポケットパーク及び空き家バンク制度の推進により、空き家・空き地の管理・活用に努めます。

③ - 2. 本庄南地域

- 商業施設や飲食店等の深夜営業時、拡声器の使用による騒音の防止に努めます。
- 生活騒音についての知識やモラルの普及啓発を行います。
- 工場・事業場からの排水対策及び指導等のほか、廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための監視を実施し、小山川や男堀川等における自然環境を保全します。
- 建物の断熱化等、エネルギー効率の良い施設の整備を推進します。
- 自動車の騒音・振動対策を行うとともに、自動車排ガスの対策に取り組みます。
- 環境にやさしい農業を推進する「有機 100 倍運動」を通じて、食の安全や生物多様性保全への取組を進めます。
- 農地や田園風景の保全、農業後継者の育成を支援するとともに、農地と地域振興の調和を図ります。
- 女性農業者による地域農業への積極的な参加・協力を促進します。
- 道路沿道の緑化等、街路樹の適切な維持管理に努めるほか、道路面や歩道の適正な維持管理を推進します。

- 自然環境に配慮した都市基盤の整備、公共交通軸の形成を推進します。
- 工業団地での廃棄物・リサイクル対策を推進するほか、不法投棄パトロールの実施・空き缶等のポイ捨て禁止の啓発を行います。
- 教育機関等と連携した活動の場の整備を行います。
- 地域特性にともなうさまざまな悪臭の防止対策の推進に努めます。
- 公共下水道の整備、維持管理及び接続率の向上を図るとともに、合併処理浄化槽の普及を推進し、水路等の水質の改善・維持を目的とした生活排水対策へ取り組みます。

③ - 3. 児玉北地域

- 環境にやさしい農業を推進する「有機 100 倍運動」を通じて、食の安全や生物多様性保全への取組を進めます。
- 生活騒音についての知識やモラルの普及啓発を進めます。
- 希少動植物が生息・生育できる環境の保全・創出とともに、生態系を侵食する外来種などに対する監視に努めます。
- 市民参加による水辺環境の清掃活動を支援します。
- 農地や田園風景の保全、農業後継者の育成を支援するとともに、農地と地域振興の調和を図ります。
- 自然環境に配慮した都市基盤整備を推進するほか、歴史的文化財を保全します。
- 公園の整備、道路の緑化を推進するとともに、道路面の適正な維持管理に努めます。
- アイドリングストップ等、環境にやさしいエコドライブの普及啓発を行います。
- 不法投棄パトロールの実施及び空き缶等のポイ捨て禁止を啓発します。
- 農地や水辺を利用した環境教育・環境学習を推進します。
- 女性農業者による地域農業への積極的な参加・協力を促進します。
- ポケットパーク及び空き家バンク制度の推進により、空き家・空き地の管理・活用に努めます。
- 公共下水道の整備、維持管理及び接続率の向上を図るとともに、合併処理浄化槽の普及を推進し、水路等の水質の改善・維持を目的とした生活排水対策へ取り組みます。

③ - 4. 児玉南地域

- 道路面の適正な維持管理に努めるとともに、アイドリングストップ等、環境にやさしいエコドライブの普及啓発を行います。
- 地域における廃棄物・リサイクル対策を推進します。
- 市民参加による清掃活動を促進するとともに、不法投棄パトロールの実施及び空き缶等のポイ捨て禁止を啓発します。
- 希少動植物が生息・生育できる環境の保全・創出に取り組むとともに、本来の生態系を侵食する外来種などに対する監視に努めます。
- 森林の荒廃防止や水源涵養林の造成、林道の整備等を行う団体を支援し、森林の適切な維持管理に努めます。
- 地域住民、林業従事者との交流を促進するほか、林業の担い手の育成を支援します。
- 森林資源を活用した PR を推進します。
- 間瀬湖周辺の景観を保全します。

- 森林を利用した環境教育・環境学習を推進します。
- 歴史的文化財を保全します。
- 公園の整備を行い、市民に親しみやすい公園の創出に努めます。
- 地域特性にともなうさまざまな悪臭の防止対策の推進に努めます。
- 女性農業者による地域農業への積極的な参加・協力を促進します。
- 合併処理浄化槽の普及を推進し、水路等の水質の改善・維持を目的とした生活排水対策へ取り組みます。

(10) 本庄市緑の基本計画

- 策定：令和3年（2021年）9月
- 目標年次：令和22年（2040年）

① 緑の将来像

① - 1. 基本理念 緑のちからをみんなで育みくらしに活かすまち本庄

〔目指すべき本市の緑の姿〕

- 地域住民、農林業従事者、ボランティア、企業、行政、そして新たな担い手など、さまざまな主体がさまざまな場面と方法で、緑をまもり、つくり、育んでいます。
- 先人の営みや努力によって引き継ぎ育まれてきた多様な緑が、将来にわたり安心して暮らせるまちを支えています。
- 緑を介して、コミュニティが育まれています。
- 子供からお年寄りまで、豊かな緑に生まれ、健やかに暮らしています。
- 緑を使いこなした効果的な都市経営により、魅力と活力のあるまちをつくっています。

●地域の緑に支えられた本市のイメージ



① - 2. 基本方針

① - 2 - 1. 多様な市民ニーズに応えるレクリエーション空間の充実

- 子供の遊び場、健康維持の場、魅力的な休息の場など、多様な市民ニーズに応える公園機能の充実を図ります。また、都市公園に加えて、周辺の公共施設や民間施設との連携を推進し、身近な遊び場や休息の場となる緑の空間の充足を図ります。大きな公園では、民間のノウハウを活用した魅力的な公園づくりと持続的な公園経営を目指します。

① - 2 - 2. 歴史や文化を伝える緑の継承と良好なまちなみの形成

- 地域の歴史文化を伝える巨木・古木、まちなかの民有林などについて、引き続き将来世代に引き継いでいくため、保存制度の適用、保全支援、公民連携策の拡充を図るとともに、本庄の豊かな緑の景観の魅力発信、認知度の向上を図ります。また、美観向上と持続的な維持管理の両立を図る道路緑化の今後のあり方について検討します。

① - 2 - 3. 持続可能で魅力ある地域づくりのためのグリーンインフラの推進

- 本市には、森林や農地、河川、社寺林、商工業地や住宅の身近な植栽地など、さまざまな緑が分布し、水害やヒートアイランド現象の緩和、災害時の安全性の確保、地域生態系の維持など、市民の暮らしを支える多面的な機能があります。これらの緑の多面的機能を将来にわたってまちづくりに活かすため、農林業の振興策と合わせた農林地の健全な保全や、身近な緑の保全と創出を図ります。

① - 2 - 4. 市民協働による緑のまちづくりの実現

- 社会情勢の変化や市民ニーズの多様化への対応、地域固有の課題に応じた特色を活かした施策の展開を図るため、さまざまな分野で協働の取組が大切になってきています。
- 本市においても、活力のある持続可能な地域社会を実現するため、緑をまもり、つくり、そだてる担い手の育成を図るとともに、公園利活用策や公園愛護会制度などの市民活動への支援、市民参画制度の充実を図ります。また、協働を推進するための情報の共有化や協働事業のPR・啓発を進めます。

② 実現に向けた取組

基本理念

基本方針

基本施策

緑のちからを
みんなで育み
くらしに活かすまち
本庄

1.
多様な市民ニーズに応える
レクリエーション空間の
充実

- ① 多様な市民ニーズに応える
公園機能の充実
- ② 魅力的な公園づくりと
持続的な公園経営
- ③ 公園に準じる空間との連携による
レクリエーションの場の充実

2.
歴史や文化を伝える
緑の継承と
良好なまちなみの形成

- ④ 地域の歴史文化を伝える緑の保全
- ⑤ 本庄の緑の景観の魅力発信と
認知度の向上
- ⑥ 持続可能な道路緑化の推進

3.
持続可能で魅力ある
地域づくりのための
グリーンインフラの推進

- ⑦ 生物多様性に配慮した
自然環境の保全
- ⑧ 農地の保全
- ⑨ 災害に強いまちの基盤整備と
オープンスペースの保全
- ⑩ 緑の多面的機能を踏まえた
まちづくり

4.
市民協働による
緑のまちづくりの実現

- ⑪ 緑に触れ学ぶ
機会や情報の充実
- ⑫ 緑をまもり、つくり、そだてる
担い手の支援

〈個別施策の実施状況：※実施中、○実施中（拡充予定）、◎今後検討〉

〈青字は担当課を示しています。〉

個別施策

重点戦略

<p>都市公園の配置と機能の再編の検討◎(都市計画課) 住民参加による公園整備の推進※(都市計画課) 本庄総合公園・若泉運動公園の基本計画に基づく整備推進※(都市計画課、スポーツ推進課) 長寿命化計画に基づく公園施設(運動施設・遊具等)の計画的な維持管理※(都市計画課、スポーツ推進課) ユニバーサルデザインによる公園整備※(都市計画課)</p>	<p>都市公園の配置と機能の再編の検討</p>	
<p>指定管理者制度の活用・充実※(都市計画課、スポーツ推進課) 民間事業者等と連携した公園整備と経営◎(都市計画課) イルミネーションの実施等による新たな公園利用の促進○(都市計画課)</p>		
<p>学校グラウンドの開放によるレクリエーションの場の充実※(学校教育課、スポーツ推進課) 小学校グラウンドの緑化を含めた充実※(教育総務課、スポーツ推進課) 元小山川など河川の景観を楽しむ遊歩道の利活用と適切な維持管理※(道路管理課、道路整備課) 河川高水敷、調整池などの緑のストックの活用※(都市計画課、道路管理課、道路整備課、スポーツ推進課)</p>		
<p>保存樹木制度等の導入検討◎(都市計画課) 古木等の貴重な文化財(天然記念物)の保護※(文化財保護課)</p>		
<p>市の景観形成方針の検討○(都市計画課、建築開発課) 広域観光情報の共有化と観光ルートの開発○(商工観光課) 体験型観光(グリーンツーリズム)の推進○(商工観光課) 観光パンフレットや案内板の多言語化やSNSを活用した観光情報の発信○(商工観光課) 地元農産物(花き)のPR・配布※(農政課) こだま千本桜の魅力発信※(支所環境産業課) 上武自然公園内の美化清掃など観光客の受け入れ体制の整備※(支所環境産業課)</p>		
<p>理想的な歩道空間・道路緑化のあり方の検討◎(都市計画課、道路管理課) ロードサポート制度による市民協働の維持管理※(道路整備課) 適切な道路管理の推進(街路樹剪定、除草)※(道路整備課)</p>		
<p>自然公園区域、保安林区域等の法制度に基づく地域制緑地の指定継続※(農政課、支所環境産業課) 良好な里山の保全※(農政課、支所環境産業課) 動植物が住みやすい自然環境の保全※(都市計画課、環境推進課) 湧水地の保全※(都市計画課、環境推進課)</p>		
<p>農業振興地域及び同農用地区域の指定継続※(農政課) 環境に優しい農業を推進する農業者への支援※(農政課) 担い手への農地の利用集積の推進※(農政課、農業委員会事務局) 遊休農地の解消や活用に向けた取組※(農政課、農業委員会事務局) 競争力のある産地育成※(農政課) 多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払制度を活用した農業基盤の維持管理に関わる農業団体への支援※(農政課、支所環境産業課) 市有施設の木造化・木質化による地域産木材の利用促進※(農政課)</p>		<p>歴史や文化を伝える緑の継承</p>
<p>公園における防災機能を備えた施設の検討※(都市計画課、危機管理課) 避難場所となるオープンスペースの保全※(都市計画課、危機管理課) 道路(河川)の緑化(延焼防止機能)※(道路管理課、道路整備課) 雨水浸透・保水を促す開発指導○(建築開発課) 内水対策の検討○(道路管理課、道路整備課、下水道課)</p>		
<p>本市地球温暖化対策実行計画における緑地の在り方の検討○(都市計画課、環境推進課) 市街地における緑の創出の検討(本庄駅周辺等)◎(都市計画課) 地区計画や建築時における指導要綱を活用した民有地の緑化誘導※(都市計画課、建築開発課) 開発等における緑化誘導(緑化届出制度の周知)※(建築開発課) 本庄段丘斜面林の保全※(都市計画課) ほんじょう緑の基金の充実○(都市計画課) 公園の芝生化※(都市計画課) 緑のカーテンコンテストの実施※(環境推進課)</p>		
<p>自然体験を通じた学校教育活動※(学校教育課) 初心者園芸教室の開催※(環境推進課) 河川浄化活動を通じた自然環境保全の啓発※(環境推進課) 子供たちに対する農業への理解を深める活動の推進※(農政課、支所環境産業課) ゴミの減量化・再資源化などの啓発※(環境推進課) 自然や環境に関わる講座の開催※(生涯学習課) 農業体験講座等による観光農業の魅力発信※(農政課) 市民農園制度の推進※(農政課、支所環境産業課) 木材利用促進に向けた啓発イベントの実施※(農政課) 市民による公園利活用の促進○(都市計画課)</p>		<p>持続可能な地域づくりのためのグリーンインフラの推進</p>
<p>公園愛護会活動などの協働事業の充実※(都市計画課、環境推進課) 苗木や花苗の配布などによる市民の緑化活動の支援※(都市計画課) 農業者の育成※(農政課) 林業の担い手確保に向けた取組※(農政課)</p>		

③ 目標値

③ - 1. 目標値の考え方

③ - 1 - 1. 目標年度

- 本計画の目標年次は、令和 22（2040）年、中間年次は令和 12（2030）年とします。

③ - 1 - 2. 対象区域

- 対象区域は、市全域とします。
 - 市域面積 : 8,969ha
 - 市街地面積 : 1,514ha

③ - 2. 成果目標

内容	現況	目標	関係する 基本方針 27	備考
公園利用満足度（本庄市の公園に満足している）	32.9%	現況値以上	①	まちひとしごと 重要業績評価指標
緑に対する満足度（本庄市の緑に満足している）	36.3%	現況値以上	②③	
保存樹木指定件数	制度検討中	現況値以上	②	
市街地に残る段丘斜面林を保全している割合 ²⁸	51%	53%	②	本庄市総合振興計画 成果指標
市民参加型で整備を実施した公園数	16 か所	20 か所	③	本庄市総合振興計画 成果指標

③ - 3. 総量目標

内容	現況	目標	関係する 基本方針	備考
一人当たりの都市公園面積	9.88 m ² /人	10 m ² /人以上	①	都市公園法に定める 目標値
緑被率	市域	約 71%	③	ヒートアイランド現象や水害の緩和等に 関連
	市街地	約 26%		

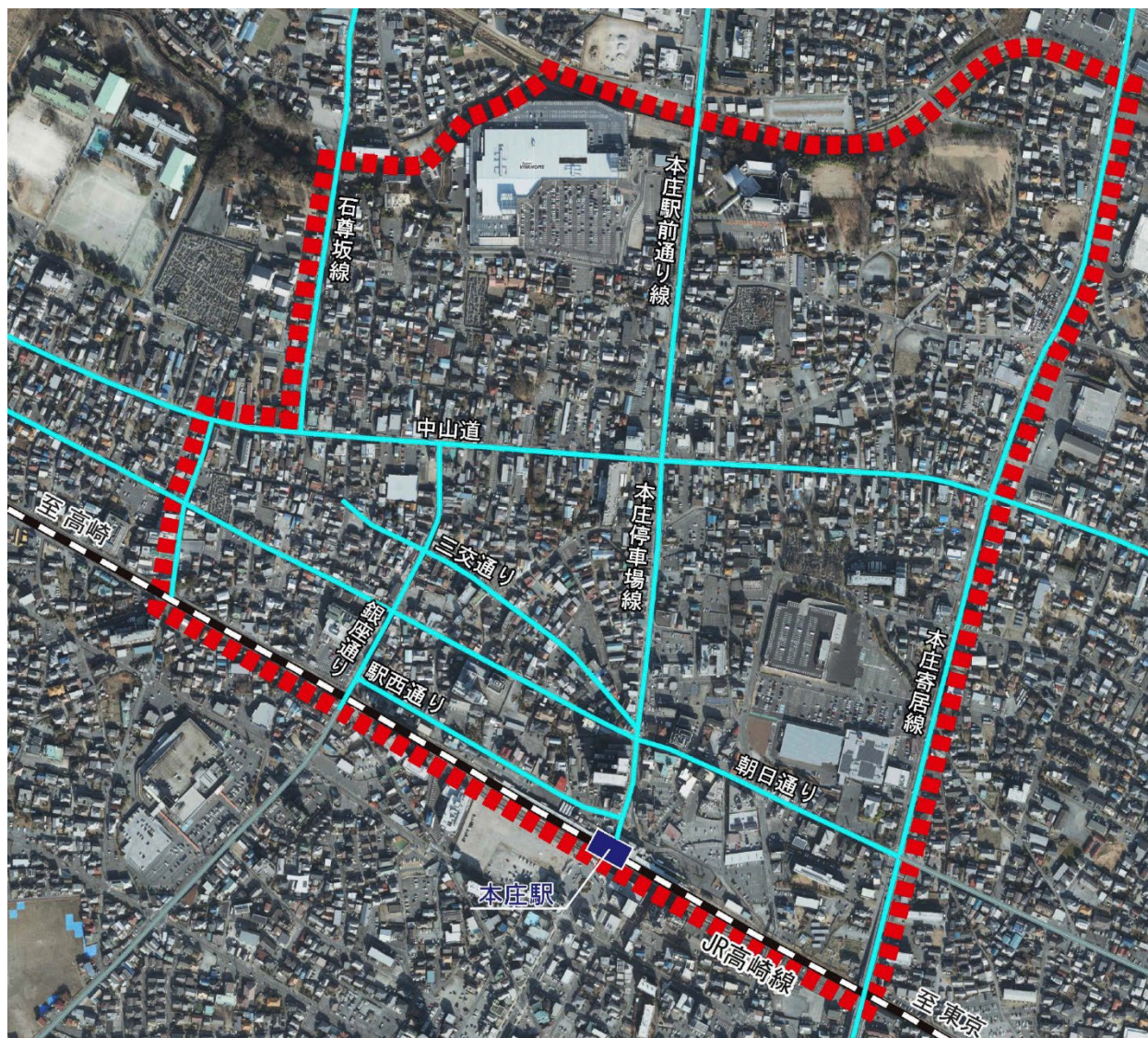
(11) 本庄駅北口周辺整備基本計画

- 策定：令和4年（2022年）1月

〔計画対象地区〕

- 本計画において「本庄駅北口周辺」とは、北は元小山川、西は石尊坂線から旧本庄商業銀行煉瓦倉庫西側の道路、南は JR 高崎線、東は本庄寄居線に囲まれた約 82ha の範囲を指し、「本庄市立地適正化計画※」において「都市機能誘導区域」と位置づけられた区域の一部です。

●本庄駅北口周辺の範囲



① 本庄駅北口周辺の将来像

① - 1. まちづくりの基本方針

- 本計画では、本地区での定住促進を大きな目標とし、安全・安心に“暮らす”環境形成や、まちを“活かし”にぎわいを生む空間づくり、まちが“息づく”、持続性のあるまちづくりを目指します。

① - 1 - 1. まちに暮らす

- まちの玄関口として市内外の様々な人が往来する、交通と生活の利便性を兼ね備えた立地を活かし、“暮らし”の場としてさらなる利便性・安全性の向上を図り、安全・安心な公共空間とすることで、誰もが暮らしやすいまちを目指します。

① - 1 - 2. まちを活かす

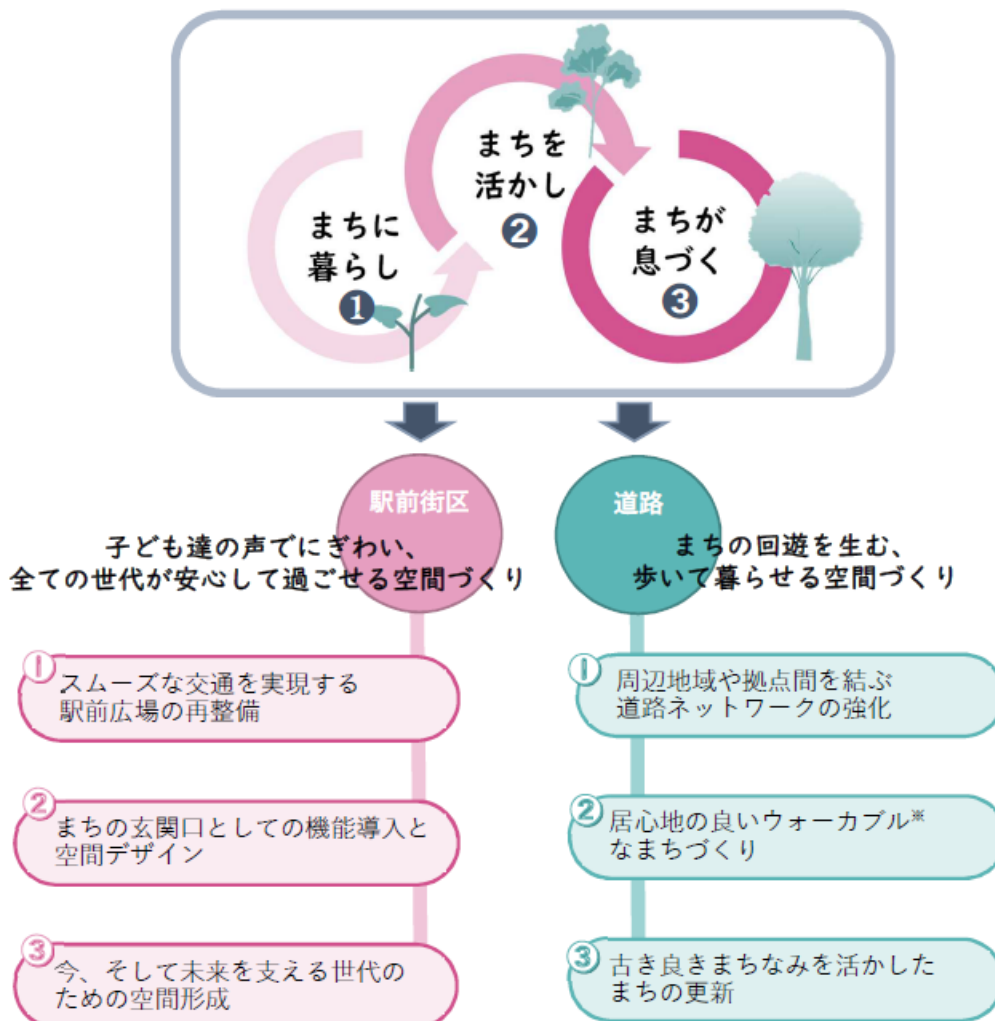
- 本地区は、歴史的・文化的資源や路地などにより、昔ながらの雰囲気が今も残っています。近年、そのまちなみを活かそうとする新たな動きが見え始め、まちに情熱を注ぐ機運が高まりつつあります。こうした本地区内の特性を“活かし”、「ワクワク」が湧き出すまちを目指します。

① - 1 - 3. まちが息づく

- 今後、このまちの未来を支える世代のため、新たな居住につながる開発の促進や、土地の流動化を妨げる要因の一つとなっている狭あい道路の解消等により、人とまちのよどみない好循環のもと、時代とともに進化し“息づく”まちを目指します。

① - 2. 実現に向けた取組方針

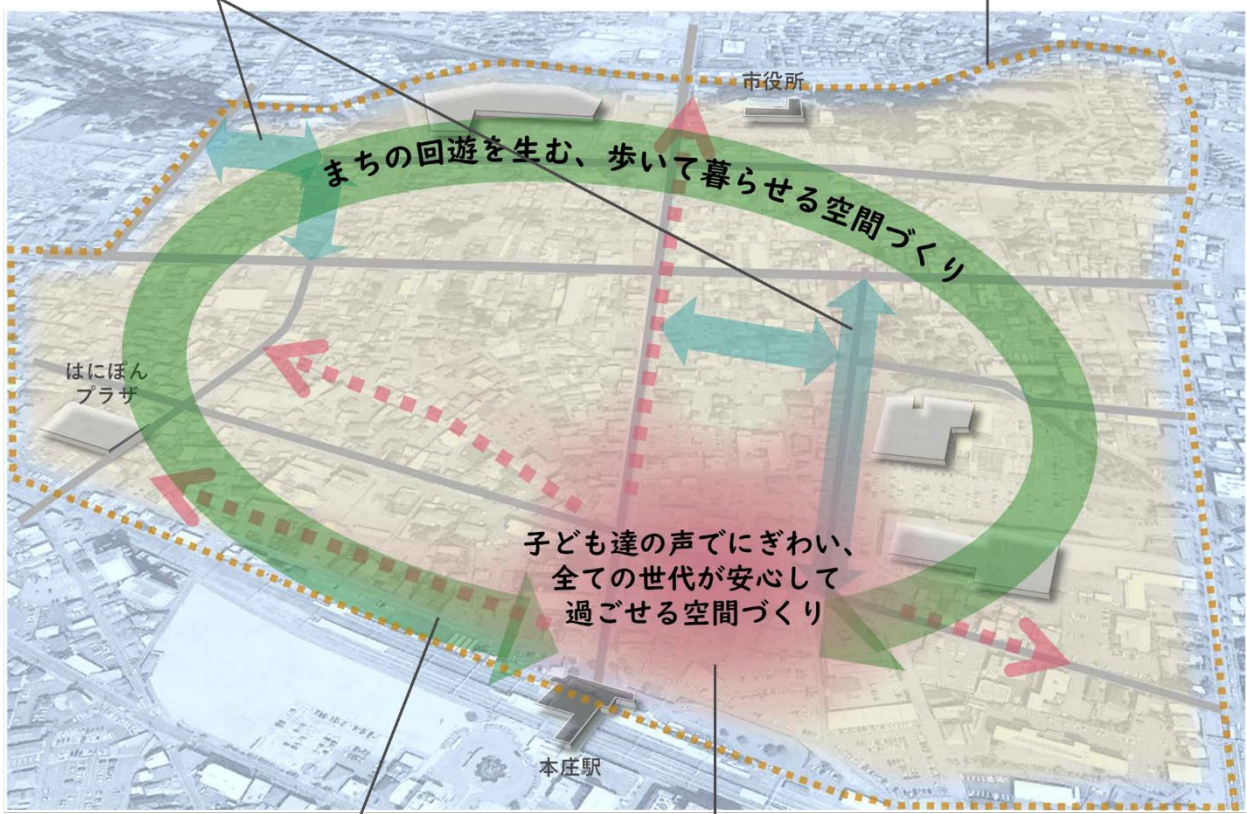
●計画の施策体系



●本計画による事業イメージ

① 周辺地域や拠点間を結ぶ道路ネットワークの強化

③ 古き良きまちなみを活かしたまちの更新



② 居心地の良いウォークラブルなまちづくり

① スムーズな交通を実現する駅前広場の再整備

② まちの玄関口としての機能導入と空間デザイン

③ 今、そして未来を支える世代のための空間形成

② 駅前街区の整備方針

② - 1. 駅前街区整備における基本方針

[子ども達の声でにぎわい、全ての世代が安心して過ごせる空間づくり]

- 快適な「暮らし」を支え、新たな集いの場として「活かし」、まちの核が「息づく」。誰もが利用しやすい「まちの玄関口」としての機能強化とともに、未来を支える世代のための空間づくりに努めます。

② - 1 - 1. スムーズな交通を実現する駅前広場の再整備

② - 1 - 1 - 1. 利便性が高く、安全・安心な駅前広場

- 朝夕の通勤・通学による混雑時においても、駅前広場を安全・安心に利用できるよう、歩行者と車両の動線を整えるとともに、送迎車の利便性向上を図ります。

② - 1 - 2. まちの玄関口としての機能導入と空間デザイン

② - 1 - 2 - 1. 誰もが立ち寄りたくなる機能の導入

- 多くの人が利用する「まちの玄関口」として、誰もが立ち寄りたくなる機能の導入を図ります。

② - 1 - 2 - 2. 居心地の良さや、本庄らしさを感じる空間デザイン

- 高齢者や障害者等、誰もが安心して過ごせる居心地の良さや、本庄らしさを感じられる空間デザインに努めます。

② - 1 - 3. 今、そして未来を支える世代のための空間形成

② - 1 - 3 - 1. 若い世代の居住を促す住宅開発の誘導

- 若い世代の中には、駅の近くに住むことを望む声が多いことから、本地区のこれからは支える若い世代の居住を促す住宅開発の誘導に努めます。

② - 1 - 3 - 2. 子育て世代や若者が集う、子育て・学びの機能導入

- 子育て世代の暮らしや若者の学びを支援し、新たな交流を生み出す機能の導入を図ります。

③ 駅前街区の整備計画

③ - 1. スムーズな交通を実現する駅前広場の再整備に向けて

③ - 1 - 1. 利便性が高く、安全・安心な駅前広場

- 朝夕に送迎車両で混雑する状況を解消するため、待機場所を十分に確保するとともに、使いやすく、分かりやすい場所への配置を図ります。
- 「誰もが立ち寄りたくなる機能の導入」に示す開発用地の整備と合わせて、朝日通り側への出入口を新設することで、交通利便性の確保と街区内の車両の流動分散を図ります。
- 朝日通り側への出入口新設と合わせて、車両と交錯しない歩行空間を確保することで、通学路としての安全性を確保します。

③ - 2. まちの玄関口としての機能導入と空間デザインに向けて

③ - 2 - 1. 誰もが立ち寄りたくなる機能の導入

- まちなか再生や居住促進の観点から、駅利用者だけでなく、近隣住民を含めた多くの人々が立ち寄る商業機能や公共機能を誘導するため、開発用地を確保します。
- 駅前街区の開発にあたっては、公民連携を積極的に進め、にぎわいが持続する仕組みづくりに努めます。

③ - 2 - 2. 居心地の良さや、本庄らしさを感じる空間デザイン

- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した舗装、ベンチ、雨にぬれずに移動できる連続した屋根等の整備により、年齢や障害の有無に関わらず、誰にとっても憩いの場となる開放的な広場や歩行空間を創出します。
- 宿場町や繭市場として栄えた歴史、旧本庄警察署や旧本庄商業銀行煉瓦倉庫など明治時代の建築物が現存していることを踏まえ、明治・大正時代を連想させるレトロ感、情緒ある本庄らしい空間デザインとします。

③ - 3. 今、そして未来を支える世代のための空間形成に向けて

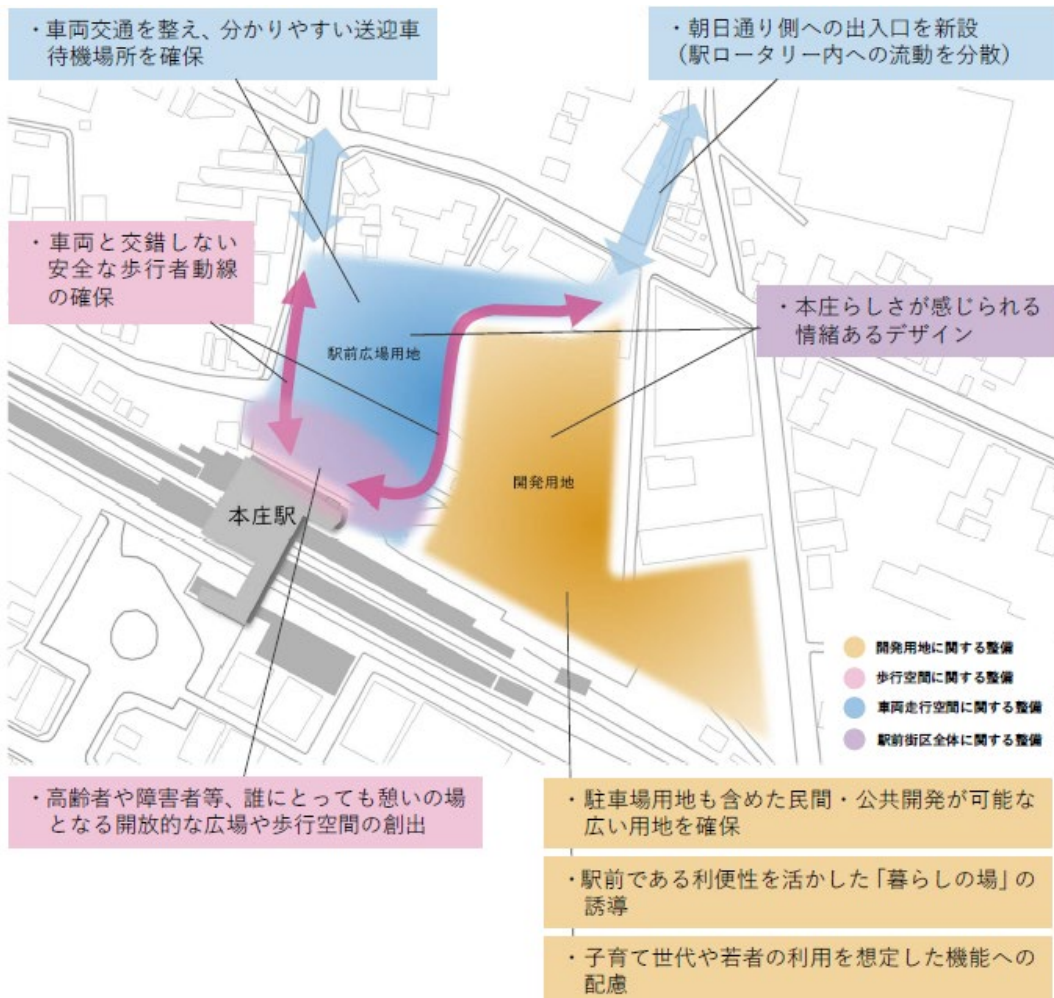
③ - 3 - 1. 若い世代の居住を促す住宅開発の誘導

- 利便性が高く、居住地としての需要も高い駅前が、若い世代の「暮らしの場」となるよう、開発用地における住宅開発の誘導を図ります。

③ - 3 - 2. 子育て世代や若者が集う、子育て・学びの機能導入

- 開発用地においては、子育て世代が滞在・交流できる機能や若い世代の学びを支援する機能の導入を図ります。
- ベビーカーを利用してゆとりある歩行空間、授乳室やユニバーサルデザインに配慮したトイレなど、子どもと一緒に利用できる機能の確保に努めます。

●駅前街区の整備イメージ



④ 駅前広場の整備方針

④ - 1. 本庄駅北口の利用者数の設定

- 本計画では、駅前広場の整備を検討するにあたって、令和元年の本庄駅利用者数を基準とし、駅北口利用者を約1万人と設定しました。この利用者数を元に、駅前広場として交通処理を行う上で必要な規模を検討しています。ただし、今後の社会情勢の動向を注視し、引き続き、適切な規模を算定していくこととします。

④ - 2. 駅前広場の整備方針

- 上記で設定した本庄駅北口の利用者数から「駅前広場計画指針（公益社団法人 日本交通計画協会編）」に基づく駅前広場として最低限必要な施設規模を算出しました。これを踏まえた上で、市民ワークショップや利用者アンケート等で挙げられている要望を考慮し、駅前広場の整備においては以下の点に留意した整備とするよう努めます。

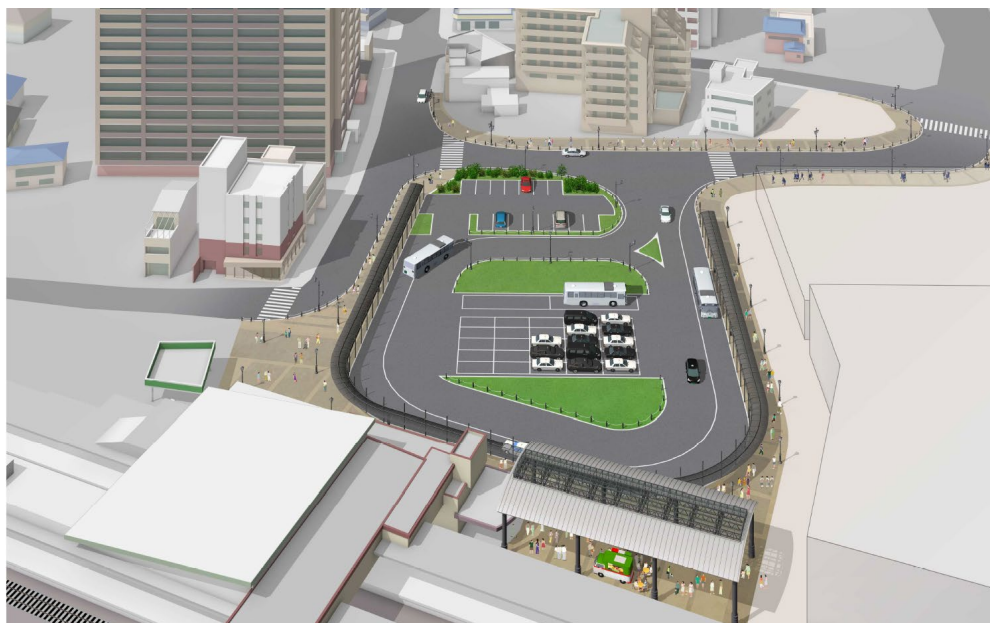
[乗降・待機場所に関する方針]

- バスやタクシー用とは別に、一般車の乗降場所として、身体障害者が乗降する場所を確保します。
- タクシーの待機場所はロータリー中央に配置し、台数も現況程度を確保します。
- 一般送迎車用の待機場所は、開発用地利用者による目的外利用を抑制するとともに、指針に基づく必要規模以上の余裕ある面積を確保します。

[車両動線に関する方針]

- 駅前広場への出入りは本庄停車場線を主としますが、朝日通り（本庄郵便局側）から開発用地への出入りを可能とする道路を設けます。
- 民間開発との調和、敷地規模の制約等を踏まえ、バスやタクシーなどの公共交通機関と一般車両が共用するロータリーとします。
- ロータリー内での交通の錯そうを避けるため、ロータリーの出入口は本庄停車場線と朝日通りを結ぶ新規道路に限定します。

●整備イメージ図



⑤ 道路の整備方針

⑤ - 1. 道路整備における基本方針

[まちの回遊を生む、歩いて暮らせる空間づくり]

- 安全な「暮らし」を支え、交流を育む場として「活かし」、まち全体が「息づく」。古き良きまちなみを活かしつつ、歩行者や居住者の安全に配慮した道路ネットワークの強化とウォーカブルなまちづくりにより、まちの更新に努めます。

⑤ - 1 - 1. 周辺地域や拠点間を結ぶ道路ネットワークの強化

⑤ - 1 - 1 - 1. 新たな幹線軸としての機能強化

- 駅前街区の整備に伴う車両交通量の変化を想定し、新たな都市内幹線軸を整備することで機能強化を図ります。

⑤ - 1 - 1 - 2. 幹線軸間を結ぶ道路の新設・拡幅整備

- 大型商業施設の周辺において幹線軸間を結ぶ道路ネットワークを構築し、車両動線を整理することにより歩行者の安全性向上を図ります。

⑤ - 1 - 2. 居心地の良いウォーカブルなまちづくり

⑤ - 1 - 2 - 1. 新たな滞留や交流を生む歩行空間の整備

- 市民等による団体や地元商店街の中には、本地区内に残る趣きのある道路空間を有効活用しようとする機運が高まりつつあります。本庄駅やはにぼんプラザ等の拠点をつなぎ、道路を交流の軸として活用するための手法を検討します。

⑤ - 1 - 2 - 2. 既存の道路空間の見直しによる歩車共存

- 自動車を主体とした生活様式が根強い一方で、本地区内の高齢化の進行や歩いて暮らせる環境を望む声などを踏まえ、車両と歩行者が多く利用する道路における両者の安全性の共存を図ります。

⑤ - 1 - 3. 古き良き街並みを活かしたまちの更新

⑤ - 1 - 3 - 1. 狭あい道路の解消による安全性向上と土地の流動化促進

- 狭あい道路の中には、安全で良好な住環境の形成の支障となり、空き家等の増加や人口の減少を招くものも含まれます。本地区の特徴である、昔ながらの雰囲気を残すまちなみとして活かしながら、特に課題の多い地区では、安全性の向上と土地の流動化を促します。

⑤ - 2. 道路の整備計画

⑤ - 2 - 1. 地区内を結ぶ道路ネットワークの強化に向けて

⑤ - 2 - 1 - 1. 新たな幹線軸としての機能強化

- 駅前街区の再整備による朝日通り側への出入口新設に伴い、交差点を改良し、駅前街区への流出入における安全性を確保します。また、朝夕の混雑時でもゆとりある通学路となる歩行空間を形成します。
- 駅前街区開発に伴う交通量増加を想定し、朝日通りと中山道を結ぶ道路を都市内幹線

軸として整備・改良を図ります。

⑤ - 2 - 1 - 2. 幹線軸間を結ぶ道路の新設・拡幅整備

- 大型商業施設の周辺においては、生活道路への過度な車両流入を防ぐため、幹線軸間を結ぶ道路の新設・拡幅整備を検討し、歩行者の安全性向上に努めます。

⑤ - 2 - 2. 居心地の良いウォーカブルなまちづくりに向けて

⑤ - 2 - 2 - 1. 新たな滞留や交流を生む歩行空間の整備

- 駅西通りでは、駅前広場と合わせた舗装や沿道照明等の美装化※を図ることで、一体感のある駅周辺を形成し、駅やはにぼんプラザを利用する人の本地区内への回遊を促します。
- 三交通りや駅西通りの特性を活かし、新たな滞留や交流を生む歩行空間の創出に向けた道路占用制度等の活用を検討します。検討にあたっては、地域の活動団体等と連携し、地域に根差した活用方法となるよう配慮します。

⑤ - 2 - 2 - 2. 既存の道路空間の見直しによる歩車共存

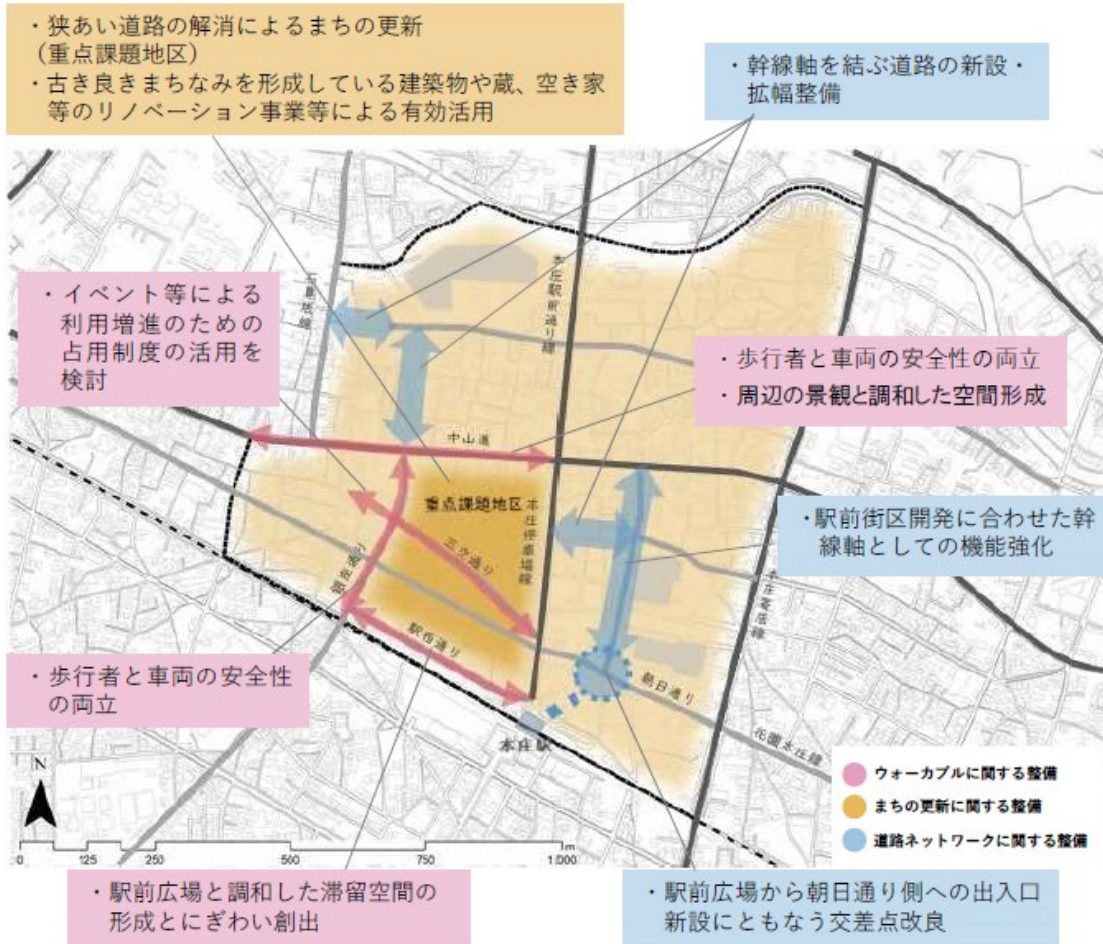
- 銀座通りでは、自動車交通量の多さに加え、はにぼんプラザ等の集客施設が沿道に立地し、歩行者交通量も多い状況にあります。しかし、歩道が連続せず安全性が確保できていない箇所もあるため、歩行者と自動車の安全性の両立に向けた改良を検討します。
- 中山道は本地区の幹線軸であるとともに、歴史的なまちなみが残る道路です。しかし、その歩道には多くの電柱が立ち並び、歩行者や車いすの安全な通行を妨げるばかりでなく、本地区の良さである昔ながらの雰囲気を損ねています。無電柱化が進められる中で、周囲の景観と調和した、ゆとりある歩行空間の確保を関係機関へ働きかけます。

⑤ - 2 - 3. 古き良きまちなみを活かしたまちの更新に向けて

⑤ - 2 - 3 - 1. 狭あい道路の解消による安全性向上と土地の流動化促進

- 地域住民の安全で良好な住環境の障害となっている狭あい道路は、改善の必要があります。その一方、本地区内の狭あい道路の中には、風情ある路地として、昔ながらの雰囲気を形成するものも含まれます。このため、大規模な区画整理ではなく、部分的な解消による安全性の確保を図っていきます。
- 特に土地の流動化が停滞している地区を重点課題地区と位置づけ、短期的な改善に向けた支援制度の適用等を検討します。なお、具体的な手法等については、既存の支援制度も含め、庁内での調整や検討を進めていきます。
- 古き良きまちなみを形成している建築物の有効活用や、本地区内での増加が懸念される空き家等のリノベーションを促進し、まちの更新を図ります。

●道路の整備イメージ



⑥ 事業実現に向けて

⑤ - 1. 事業推進スケジュール

- 本計画のうち、暮らしやすさやにぎわい創出に向けた核となる駅前広場整備と、それに付随した開発用地における事業について短期・中期的に進めます。道路事業については、駅前街区事業と連携して整備することが望ましい道路を優先的に具体化、事業化を図り、徐々にその他の道路へと事業展開を図っていきます。狭あい道路については、重点課題地区を中心として地域の皆さまのご理解とご協力を得ながら改善に努めます。

●事業推進スケジュール

		短期 (概ね5年)			中期 (概ね10年)		長期 (概ね20年)	
駅前街区	駅前広場整備	関係機関協議・実施設計			整備			
	開発用地事業	事業手法の検討・調査 地元・地権者協議			整備			
道路	朝日通りと中山道を結ぶ 新たな幹線軸の整備	地元調整・警察協議 設計			交差点改良		経過観察 延伸改良検討	
	駅西通り 美化化・滞留空間の形成	事業化検討		関係者調整 設計		整備		制度運用
	三交通り 道路占用制度等の活用	事業化検討				制度運用		
	銀座通り 歩車共存に向けた改良	事業化検討			関係者・関係機関調整 設計		整備	
	中山道の無電柱化の促進				関係者・関係機関調整			
	大型商業施設の周辺に幹 線軸間を結ぶ道路の新設・ 拡幅	事業化検討		関係者・関係機関調整、設計		整備		
	重点課題地区を中心とし た狭あい道路の解消	事業化検討				合意形成、整備・改良		

(12) 本庄市空家等対策計画

- 策 定：令和3年（2021年）4月
- 目標年次：令和9（2027）年度

① 空家等対策の基本方針

① - 1. 空家等の発生抑制

- 人口減少や高齢化に伴い、今後、様々な要因により空家等の増加が予想されることから、空家等の発生抑制に取り組みます。
 - 既存住宅の良質化
 - 所有者等による空家等への問題意識の醸成
 - 固定資産税・都市計画税の住宅用地特例解除

① - 2. 空家等の適切な管理の促進

- 空家等の適切な管理については、法第3条にて「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定され、国指針においても示されているように、空家等は第一義的には空家等の所有者等が自らの責任により適切に維持管理等の対応をすることが前提となります。そのため、市は、空家等に対する相談窓口を設けるとともに、所有者等による空家等の適切な管理の促進に取り組みます。
 - 管理が困難な所有者等への支援
 - 専門的な相談体制の構築
 - 空家等の応急措置
 - 空家等の実態把握と情報管理
 - 管理不全な空家等への対応

① - 3. 空家等の流通・利活用等の促進

- 市内には不動産市場への流通や利活用が可能である空家等が多数存在しています。それらの空家等については、市は居住環境の向上や地域の活性化等のため、関係団体等と連携し協力を得ながら、空家等の不動産市場への流通や利活用の促進に取り組みます。
 - 空家等の利活用の促進
 - 空家等の除却の支援
 - 跡地活用の促進
 - 税務部局への情報提供

② 空家等対策の具体的な施策

② - 1. 既存住宅の良質化

- 昭和56年以前に建築された住宅は耐震性能が不十分であるため、中古住宅の流通を阻害し、空家等の発生要因となっている場合があります。
- 本市では、災害に強いまちづくりの実現を目指し、地震による建築物の被害・損傷を最低限に止めるため「改定本庄市建築物耐震改修促進計画」を策定しております。こ

の計画の一つとして、住宅の耐震改修や建替えを促進するために、「本庄市木造住宅耐震診断補助金」、「本庄市木造住宅耐震改修等補助金」を交付しています。

- 住宅の耐震化が進むことで良質なストックの形成、流通が促進されると共に放置空家等が減り、周辺に与える悪影響を未然に防ぐことができます。今後、空家等による問題が拡大しないよう、住宅の耐震改修や建替えを促進し、空き家等の発生抑制に努めていきます。

② - 2. 所有者等による空家等への問題意識の醸成

- 空家等は個人の財産であり、所有者等が適切に維持管理すべきものです。しかし、管理を怠り、放置をすることで、屋根の一部が脱落するなどの物理的な危険や樹木越境等の良好な生活環境の阻害等を生じ、近隣や地域全体に悪影響を与える可能性があります。
- 空家等問題の解決のためには、所有者等がこうした問題を十分に認識し、適切な維持管理の重要性を十分理解する必要があります。市は、空家等の所有者等の問題意識を高め、自ら空家等対策に取り組むよう促していきます。
- また、空家等自体の発生を抑制するためには、適切な維持管理のみではなく、住まなくなる予定のある持ち家について、所有者等が将来的な見通しを定めることも必要です。そのため、空家等の所有者等以外にも、広く空家等の問題を認識してもらい、将来の心構えや知識を持ってもらうことも重要な対策であることから、市は、空家等の所有者等以外に対しても空家等の発生抑制に向けて、広く啓発に取り組みます。
- 特に本市では65歳以上の高齢者割合が増加傾向にあり、自宅の将来的な見通しを定めないままであると、自宅が空家等となり放置されてしまう可能性が高くなります。したがって、こうした世帯に対して自宅を空家等としないための予防行動を促すことは、近い将来の空家等の発生を大きく抑制するものと考えられます。
- そこで市は、高齢者世帯の問題意識の醸成を図るための体制の構築を検討するとともに、一人ひとりの状況に合った適切な助言を得られる環境の形成に取り組んでいきます。

② - 2 - 1. 市把握済空家等の所有者等に対する啓発

- 市把握済空家等の所有者等に対し、問題化した空家等の解消に向け自ら取り組むよう、空家等の適切な管理をお願いする文書、法に関する啓発リーフレット、および空家等に関する相談窓口や支援制度を紹介するチラシ等を発送します。

② - 2 - 2. 空家等の予防となる制度の情報提供

- 空家等問題の発生を抑制するためには、市民等に対して幅広く空家等に対する問題意識等の醸成を図るとともに、遺言による相続対策等の予防策を周知する必要があります。そのため、市は、市広報紙やホームページへの情報掲載、固定資産税納税通知書に啓発リーフレットを同封して送付するなど、様々な機会を活用し、空家等に関する問題、相談窓口、各種支援制度、適切な管理および利活用の方法、適切な相続登記の実施、相続問題対策等についての情報提供に取り組むことで、空家等の発生抑制に努めます。
- また、本市では、65歳以上の高齢者割合が増加傾向にあることから、高齢者世帯の

空家等に対する問題意識の醸成を図り、自宅の将来的な見通しを定め、空家等とされない予防行動を促すことが、近い将来の空家等発生に大きく影響するものと考えられます。そのため、市は、高齢者やその親族と接する機会が多く様々な相談を受けることがある団体等と連携するなど、幅広く啓発を行う手段について検討を行います。

② - 3. 固定資産税・都市計画税の住宅用地特例解除

- 固定資産税・都市計画税の住宅用地特例の適用を受けることが、空家等を特に利活用しないまま所有し続ける理由の一つとなっています。この特例が解除されることにより、空家等の除却や売却の促進に繋げることができると考えられます。
- 特例が空家等を放置する動機とならないよう、『地方税法第三百四十九条の三の二の規定における住宅用地の認定について』等の一部改正について（総税固第 42 号平成 27 年 5 月 26 日）に基づき、取壊しを予定している場合や、必要な管理を怠っている場合等、既に人の居住の用に供する見込みがない状態となっている空家等については、住宅用地特例の解除を検討します。

② - 4. 管理が困難な所有者等の支援

- 空家等は所有者等が適切に維持管理すべきものであり、建物や樹木等の管理の責任も所有者等にありま。しかし、遠方に居住している、高齢であるといった理由により、空家等を管理する意思があっても管理が困難な場合があります。そのため、こうした所有者等から相談があった際に、管理代行業者を紹介できる制度である「本庄市空家等管理サービス事業者登録制度」を広く啓発すると共に、登録団体の増加に努めます。

② - 5. 専門的な相談体制の構築

- 空家等の管理または処分には様々な知識が求められますが、空家等の所有者にとって、法律や不動産、建築、金融などに関する必要な知識を全て知ることは容易ではありません。そのため、市は、所有者等に管理や解体、相続等について専門知識を有する関係団体の相談窓口の紹介を行うとともに、より円滑に専門家の助力が得られる体制の構築を検討します。

② - 6. 空家等の応急措置

- 本市では、所有者等が判明しない空家等について、管理不全かつ特に危険な状態であると認めるときは、条例第 6 条第 1 項に基づき、必要最低限の応急の措置を講じます。

② - 7. 空家等の実態把握と情報管理

- 市は効果的な空家等対策を行うため、空家等の実態把握及び情報管理を行います。

② - 7 - 1. 空家等情報の把握

- 市は、近隣住民等からの相談に基づき現地調査を実施し、空家等と判明した物件については、固定資産課税台帳や登記簿謄本等により所有者等の情報を収集し、管理します。

② - 7 - 2. 既存の調査結果の更新

- 市は、現時点で空家等の可能性が高い建築物等（1,706戸）について、必要に応じて経過観察を行うとともに、変化のあった空家等について、情報の更新を行います。

② - 7 - 3. 空家等の情報管理

- 空家等情報については、把握した情報のデータベース化を実施するとともに、担当部局が統合型GIS上にて各空家等の情報管理を実施していくことで、関係部局間における最新情報の共有を図ります。

② - 8. 管理不全な空家等への対応

- 市は、空家等の解消を阻害している要因の除去に努め、空家等から生じる問題への対策を推進していきます。
- そのため、市内の空家等の実態把握に努めるとともに、市民の生命、身体または財産に危険が及ぶことを防止するため、応急措置や特定空家等としての措置が必要と判断した空家等については、法及び関係法令等に基づき必要な措置を講じます。

② - 9. 空家等の利活用の促進

- 空家等は個人の財産であるため、所有者等の意思で売買または賃貸等を行い、市場における価値を創造していくものです。
- 本市としては、市場原理に基づいた民間の創意工夫による利活用を尊重することを原則としますが、一部の空家等は、従前と同様の使い方では、延床面積や築年数、立地条件等の要因から利活用が進まない懸念があります。しかし、従前とは違った使い方をすれば、貴重な不動産ストックとして利活用できる可能性が生まれ、市内の空家等の解消を促進することに繋がります。
- そのため、市は、潜在的な不動産需要とマッチングを図るため、利活用を促進する制度等を幅広く周知するとともに、新たな補助制度の検討を進め、利活用方法の多様化に努めます。

② - 10. 空家等の除却の支援

- 倒壊等の危険性のある空家等であっても、それらは個人の財産であり、所有者等が責任を持って対応しなければなりません。しかし、所有者等が置かれた状況は様々であり、空家等を除却するにあたって、一括して除却費用等を支払うことが困難な所有者等もいます。一方、空家等の除却費用等について融資を実施している金融機関があり、その融資を用いることで負担を軽減することができます。市では、金融機関と連携し、市の窓口においてパンフレットの配布を行う等、所有者等に空家等の除却費用の融資に関する情報提供を行います。
- また、本庄市空き家除却補助金交付要綱に基づき、基準を満たす空家等につきましては除却費の一部を補助し、危険性を伴う空家等の解消に努めます。

② - 11. 跡地活用の推進

- 空家等が除却された跡地をそのまま放置してしまうと、草木の繁茂やごみの不法投棄等による衛生上の問題や、景観や街並みへの影響など、新たな問題が発生する原因

となってしまうことがあります。そのため、市は所有者等に対して跡地の利活用を促すため、前述の「全国版空き家・空き地バンク」やポケットパーク整備事業を活用し、まちのスポンジ化の予防や低未利用空間への対策を推進します。

② - 12. 税務部局への情報提供

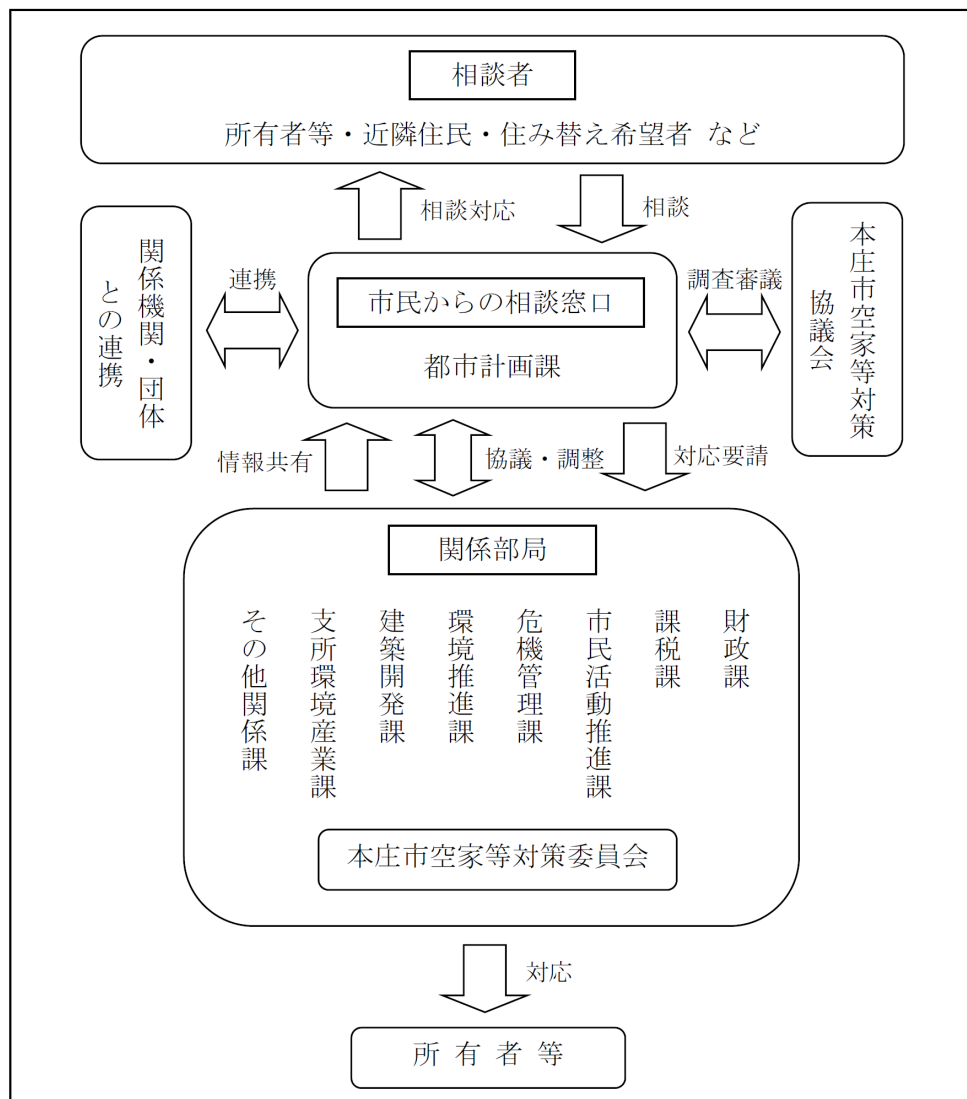
- 空家等対策部局と税務部局との連携を強化し、状況に応じて相続財産管理人申立をする際の判断材料として、税務部局に対し空家等に関する情報を提供します。

③ 空家等対策の実施体制

③ - 1. 住民からの相談への対応体制

- 空家等に関する相談の内容としては、所有者等による空家等の今後の利活用方針に関するものから、空家等が周辺に及ぼしている悪影響に関する近隣住民による苦情・相談まで幅広く存在します。
- 本庄市は、住民等からの空家等に関する相談に対して、総合窓口（都市計画課）を設け、空家等全般の相談に応じるほか、内容に応じて関係部局や関係団体と連携を図り、空家等の解消に努めます。

■空家等対策に関する実施体制



③ - 2. 空家等対策の実施体制

- 空家等の対策については市内の様々な部局が関係することから、下記のような実施体制を構築するとともに、必要に応じて関係部局と対策に関する協議を行います。

■主な相談内容による担当部局

相談内容	担当部局
空家等総合窓口	都市計画課
利活用に関する相談	都市計画課
除却に関する相談	
適正管理に関する相談	
空き家バンク	
管理不全な空家等への対応	都市計画課
	建築開発課
	環境推進課
	支所環境産業課

③ - 3. 本庄市空家等対策協議会

- 本市では、空家等対策の総合的かつ計画的な推進に向けて、学識経験者等の意見を踏まえたうえで空家等対策に関する協議及び調査審議を行うことを目的とした、法第7条に基づく「空家等対策協議会」を設置しています。

■本庄市空家等対策協議会委員選出団体一覧

会 長	市長
委 員	弁護士
	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 本庄支部
	(公社) 全日本不動産協会 埼玉県本部
	(一社) 埼玉建築士会
	埼玉土地家屋調査士会
	本庄市自治会連合会 (本庄地域)
	本庄市自治会連合会 (児玉地域)
	本庄市議会議員
	本庄市社会福祉協議会
	本庄商工会議所

③ - 4. 本庄市空家等対策委員会

- 本市では、本計画の策定、変更、推進に関する協議をするため、「本庄市空家等対策委員会」を設置しています。また、同委員会では、特定空家等の判断基準や各課で実施する空家等に関する対策の調整及び検討等についても行います。

■本庄市空家等対策委員会委員一覧

委 員 長	副市長
副委員長	都市整備部長
委 員	企画財政部長
	総務部長
	市民生活部長
	経済環境部長
	児玉総合支所長

③ - 5. その他空家等対策の実施に関する事項

③ - 5 - 1. 国との連携

- 本計画に基づく空家等に関する対策を適切かつ円滑に実施するため、国による補助、地方交付税制度等を活用します。
- また、国の研修会等により、新規事業・支援策等の情報収集を行います。

③ - 5 - 2. 埼玉県との連携

- 埼玉県が行っている「埼玉県空き家対策連絡会議」等により、情報交換等による連携を図ります。

③ - 5 - 3. 他市町村との連携

- 「埼玉県北部地域空き家バンク制度」等を共同実施している北部地域周辺6市町や、その他県内市町村と連携し、情報交換や課題研究等を行います。
- また、空家等対策の先進地等の情報収集に努め、本市の空家等対策の発展に努めます。

(13) 本庄市生活排水処理施設整備構想

- 策定：令和2年（2020年）4月
- 目標年次：令和7（2025）年度

① 本庄市の令和7年度の計画人口及び世帯数

計画人口	公共下水道	51,047 人	総数は、社人研推計値(H30.3)との比較により、本庄市が予測した過年度実績に基づく推計値を採用（本庄市人口ビジョン）
	農業集落排水	2,322 "	
	合併処理浄化槽	22,001 "	
	総数	75,370 "	
計画世帯数	公共下水道	23,219 世帯	総数は、「日本の世帯数の将来推計(国立社会保障・人口問題研究所)」の埼玉県平均世帯人員を利用し本庄市が推計
	農業集落排水	1,090 "	
	合併処理浄化槽	9,796 "	
	総数	34,105 "	

② 公共下水道事業対象区域

地区		面積(ha)	備考
事業実施区域	本庄公共下水道事業計画区域	1,124.8	既事業計画1121.9ha 市街化区域1.06ha追加 公共下水道区域外流入とした早稲田リサーチパーク1.85ha追加
	児玉公共下水道事業計画区域	143.6	
	都島処理区域	10.9※	今回追加
	小計	1,279.3	
事業実施区域以外	本庄新都心地区 (東富田、久下塚・新田原、栗崎の一部)	58.5	検討単位区域番号： 118, 119, 122, 123, 126, 142, 144, 138-1, 174, 629
	小計	58.5	
合計		1,337.8 ⇒ 1,338	
平成29年4月1日現在既整備面積		1,020	早稲田リサーチパーク1.85haを含む
平成29年度～令和7年度残整備面積		318	

※上記表3-3本庄市農業集落排水事業に示す都島処理区域面積（17.2ha）は本庄市農業集落排水事業場の計画面積である。今回公共下水道区域に編入する都島処理区域の面積は、既設管渠の集水エリアを精査した数値（10.9ha）とする。

③ 農業集落排水事業対象区域

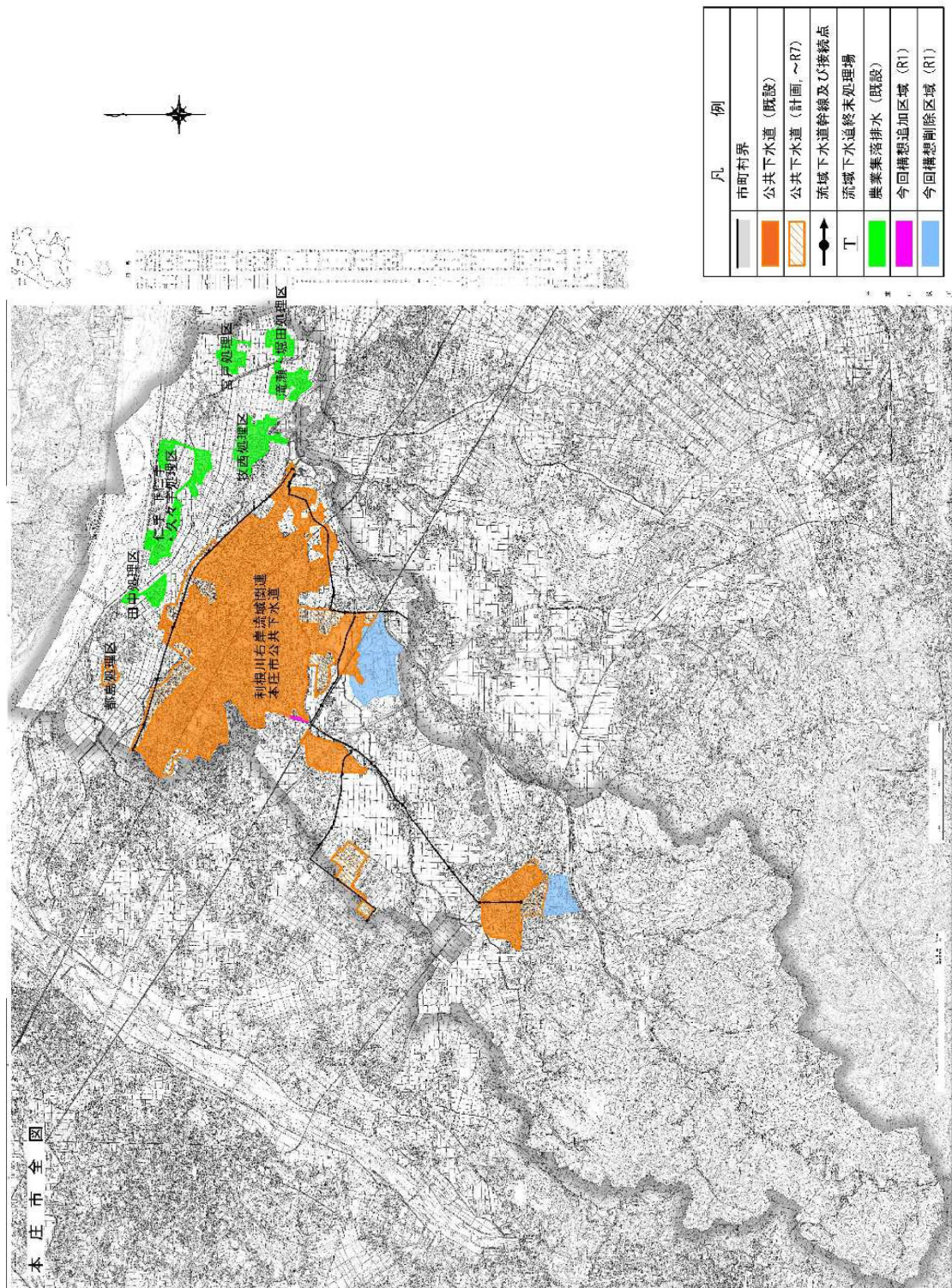
- 既に整備の完了している田中、宮戸、牧西、滝瀬・堀田の5処理区（事業実施区域）とします。

④ 合併処理浄化槽対象区域

- 公共下水道及び農業集落排水の集合処理区を除いたすべての区域とします。

- 本庄市では、埼玉県構想に準拠し、令和7年度を目標とした「本庄市生活排水処理施設整備構想」の見直しを行いました。生活排水処理施設の整備率向上を目指し、次のように事業をすすめます。
 - 公共下水道事業、農業集落排水事業の早期概成を目指し、整備を進めるとともに、公共用水域の水質保全の観点から適切な維持管理を行っていきます。
 - 合併処理浄化槽への転換を図る世帯に対して市から補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

●本庄市生活排水処理施設整備構想図



(14) 本庄市水道事業ビジョン（案）

- 策定：平成30年（2018年）3月
- 目標年次：平成41（2029）年度

① 基本理念と目指す方向性

① - 1. 基本理念

〔信頼を未来へつなぐ 本庄市の水道〕

- 安全で安心な水道水を安定的に供給するという水道が果たすべき役割の重要性を踏まえ、現状の課題を計画的に解決していくことによって、サービスの維持、向上に取り組みます。
- これからも利用者との信頼関係の醸成を心がけ、安心して水道水を使い続けて頂けるよう、「信頼を未来へつなぐ 本庄市の水道」を基本理念として掲げ、水道事業者としての使命を果たして参ります。

① - 2. 目指す方向性

- 安全：安全で安心して飲むことができる水道水の供給
- 強靱：災害に強い水道の実現
- 持続：健全で持続可能な水道の実現

② 推進する実現方策

② - 1. 施策体系

目指す方向性	施策	第5章 推進する実現方策
安全	施策1 水質管理のさらなる強化	1-1水質検査の適切な実施 1-2水安全計画の策定と運用 1-3貯水槽水道の衛生管理向上に向けた啓発活動の実施
強靱	施策2 水道施設の計画的耐震化と更新	2-1浄配水施設の計画的耐震化と更新 2-2管路の計画的耐震化と更新
	施策3 危機管理体制の強化	3-1危機管理マニュアルの改定 3-2応急対策の拡充 3-3他事業体との相互応援体制の強化
持続	施策4 既存施設の適切な運用と長寿命化	4-1井戸の定期調査と長寿命化の実施 4-2機械・電気設備の更新 4-3漏水率の改善
	施策5 持続可能な経営の推進	5-1健全な経営の維持 5-2人材の確保と育成
	施策6 情報提供の拡充と利用者の利便性の向上	6-1情報提供の拡充 6-2利用者の利便性の向上

② - 2. 取組みの方針

② - 2 - 1. 安全

- 水源から給水栓までの水質管理を徹底し、全ての利用者が安心して水道水を飲むことが出来るよう努めます。

② - 2 - 2. 強靱

- 重要なライフラインである水道施設の耐震化や緊急時のバックアップ機能の強化により、災害に強い水道の実現に取り組みます。

② - 2 - 3. 持続

- 将来にわたり安定的に水道を供給できるよう、健全な経営のもと、経年化・老朽化した水道施設の長寿命化を図りつつ、計画的な更新に努めます。加えて、情報提供の拡充や利便性の向上に取り組みます。

(15) 本庄市地域防災計画

- 策 定：平成 30 年（2018 年） 3 月

(15) - 1. 計画の前提条件及び基本方針

① 計画の前提条件

① - 1. 地震被害想定

- 県が想定した 5 つの地震による市における被害想定結果は、次表のとおりである。
- このなかで、市に最も大きな地震被害をもたらすと考えられるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」である。県が防災対策の対象としている「東京湾北部地震」では、帰宅困難者を除き、市における被害はほとんどないものと予想されている。

●本庄市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定 of 最大値を記載）】

項目	予測内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震
震度	最大震度		—	4	5 弱	5 弱	7	5 弱
液状化	高い地域		面積	0	0	0	0	0
			面積率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建物被害	木造	全壊	全壊棟数	0	0	0	5,192	0
			全壊率	0.00	0.00	0.00	13.99	0.00
		半壊	半壊棟数	0	1	0	4,214	0
			半壊率	0.00	0.00	0.00	11.35	0.00
	非木造	全壊	全壊棟数	0	0	0	338	0
			全壊率	0.00	0.00	0.00	0.91	0.00
		半壊	半壊棟数	0	0	0	689	0
			半壊率	0.00	0.00	0.00	1.86	0.00
	全壊		全壊棟数	0	0	0	3	0
	(急傾斜地崩壊)		全壊率	0.00	0.00	0.00	1.93	0.00
	半壊		半壊棟数	0	0	0	6	0
	(急傾斜地崩壊)		半壊率	0.00	0.00	0.00	4.50	0.00
焼失		焼失棟数	0	1	2	617	0	
土砂災害	急傾斜地崩壊の危険性		高い	0	0	0	38	0
			やや高い	0	0	0	23	0
			低い	63	63	63	2	63
屋外危険物	ブロック塀倒壊数		箇所	0	0	0	3,986	13
	自動販売機倒壊数		箇所	0	0	0	41	0
	落下物発生建物数		棟	0	0	0	4,743	0
人的被害	死者数		人	0	0	0	365	0
	負傷者数		人	0	0	0	1,622	0
	うち重傷者数		人	0	0	0	471	0
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	0	32	0	81,889	0
			1日後	0	5	4	53,813	0
		停電率	直後	0.00	0.04	0.00	100	0.00
		1日後	0.00	0.01	0.00	65.71	0.00	
	電話	不通回線	回線数	0	0	1	746	0
			不通率	0.00	0.00	0.00	2.25	0.00
		携帯電話	停電率	0	0	0	65.7	0
		不通率	0.00	0.00	0.00	2.2	0.00	
	都市ガス	供給停止件数	件	0	0	0	13,062	0
		供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	100	0.0
上水道	断水人口 (1日後)	人	0	0	0	52,835	0	
下水道	機能支障人口	人	0	226	1,939	9,860	183	
生活支障	避難者	1日後	人	0	2	5	14,969	0
		1週間後	人	0	2	5	18,062	0
		1か月後	人	0	2	5	22,080	0
	避難所避難者※	1日後	人	0	1	3	8,982	0
		1週間後	人	0	1	2	9,031	0
		1か月後	人	0	0	1	6,624	0
	帰宅困難者	平日	人	2,565	6,111	2,141	12,722	1,864
休日		人	2,624	5,066	2,275	11,220	1,961	
住機能支障	応急仮設住宅等需要数	棟	0	0	1	1,767	0	
その他	廃棄物	災害廃棄物	万ト	0.0	0.0	0.0	96.8	0.0
			万 m ³	0.0	0.0	0.0	62.5	0.0

注) ※避難所避難者は、避難者のうち親戚や知人宅への避難所外避難者を除いた避難者のことである。
出典) 埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成 26 年 3 月)

●想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注) ※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

出典) 埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)

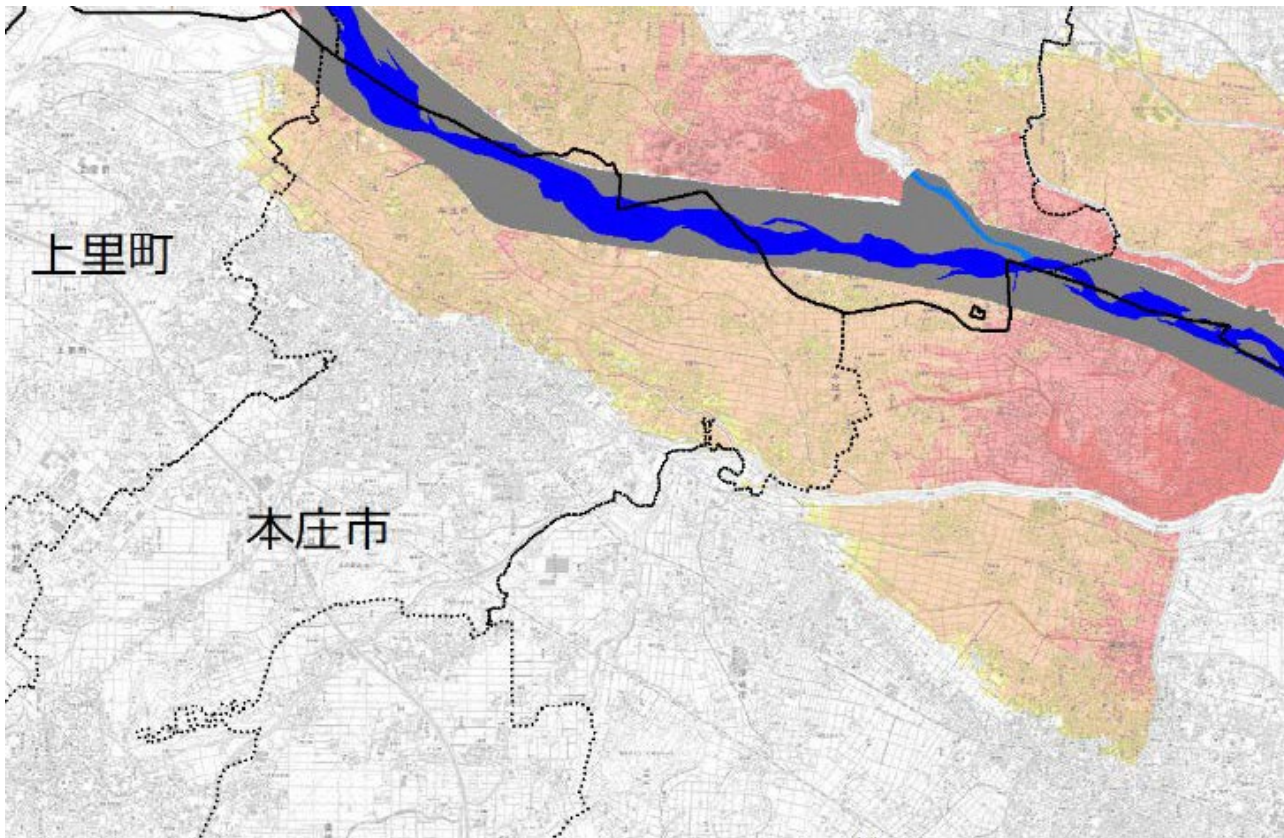
① - 2. 洪水浸水想定

- 想定最大規模の洪水浸水想定区域は、以下に示すとおりである。

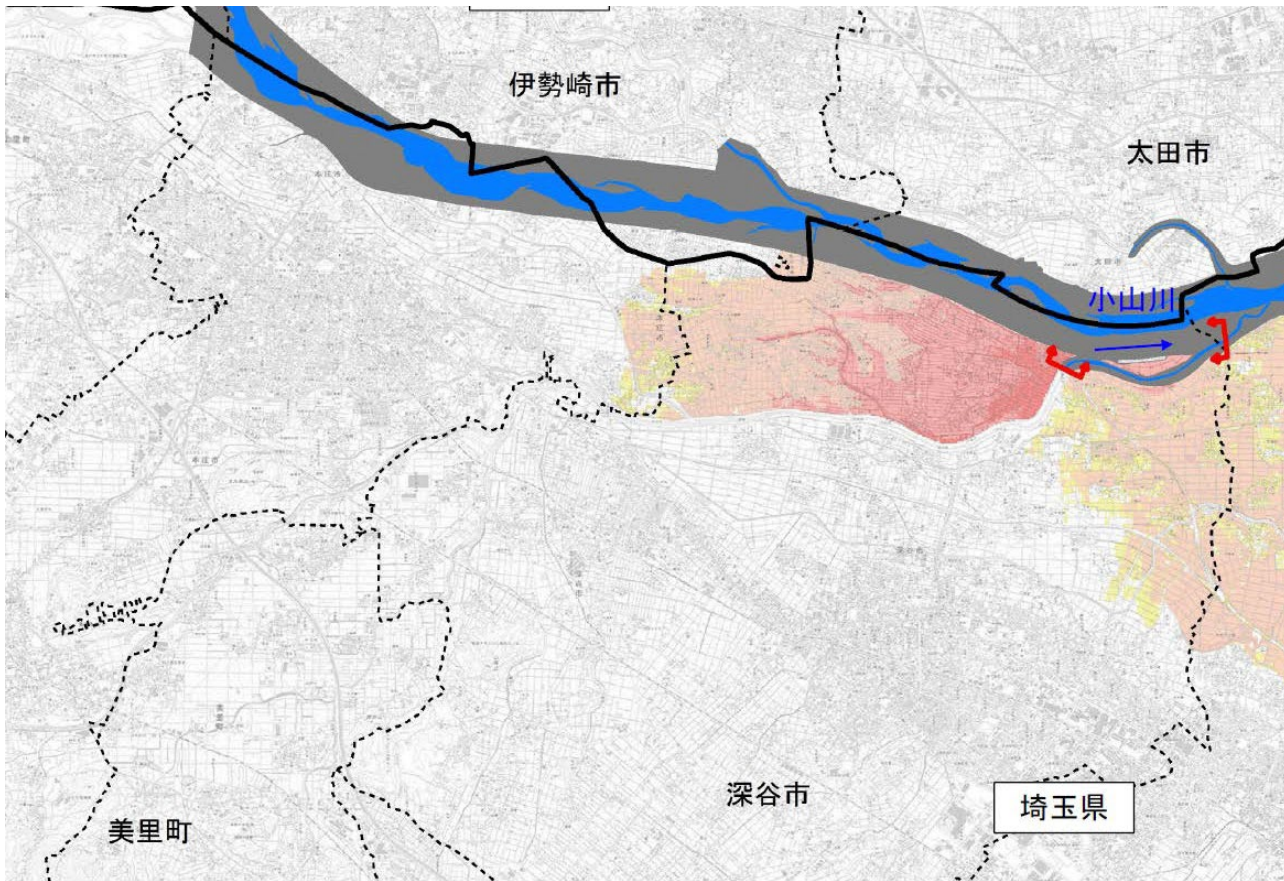
●本庄市における洪水浸水想定区域図の概要

指定河川名	洪水浸水想定区域図名	作成者	作成・指定年月日	告示番号	算出の前提となる降雨
利根川	利根川水系利根川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	平成29年 7月20日	告示第213号	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量 491mm
小山川	利根川水系小山川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	平成29年 7月20日	告示第214号	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量 491mm

●利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



●利根川水系小山川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



出典) 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所ホームページ

① - 3. 土砂災害想定

- 児玉地域には土砂災害危険箇所が多数存在しており、このうち、平成13年4月1日に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等が指定されている。
- 土砂災害防止法で指定された市の土砂災害警戒区域等の指定状況は、次表のとおりである。

●土砂災害警戒区域等の指定状況(平成27年6月5日現在)

	土石流	急傾斜地	地滑り	計
土砂災害(特別)警戒区域	63 (45)	116 (115)	8 (0)	187 (160)

注) ()内の数字は、土砂災害特別警戒区域の指定数で土砂災害警戒区域の内数

出典) 埼玉県土整備事務所ホームページ

① - 4. 火山噴火に伴う降灰被害

- 本県における火山噴火の影響は、富士山及び浅間山・草津白根山等の噴火が想定されるが、その内容は次のとおりである。

●県下における火山被害

区分	影響内容
富士山が噴火した場合	最大で2~10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。
その他の近隣の火山噴火した場合	浅間山、草津白根山等が噴火した場合にも、県内で数cmの降灰堆積の可能性がある。

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画」(平成26年3月)

② 本庄市における災害対策の基本方針

② - 1. 地震災害

- 市は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を災害対策の基本方針とし、市において起こりうる最大規模の地震の想定、その結果発生する被害規模及び内容の具体的な把握並びにより具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策計画」の策定に努める。
- 県の地震被害想定調査では、県下に最も甚大な地震被害をもたらす「関東平野北西縁断層帯地震」が、市においても一番大きな地震被害となることから、市は、次表に定める「関東平野北西縁断層帯地震」への災害対策を実施する。

● 「関東平野北西縁断層帯地震」の地震被害と市の主な災害対策

被害想定項目		地震被害	主な災害対策	
建物被害 (棟)	全壊	(揺れ) 5,517 棟 (急傾斜地崩壊) 3 棟	▶ 耐震化の推進 ▶ 被災建築物危険度判定体制の整備 ▶ 消火体制の整備 ▶ 土地利用の適正化(土砂災害)	
	半壊	(揺れ) 4,882 棟 (急傾斜地崩壊) 6 棟		
	焼失	617 棟		
人的被害 (人)	死者	365 人	▶ 初動医療体制の整備 ▶ 医療救護班の派遣体制の整備 ▶ 後方医療機関への搬送体制の整備	
	負傷者	1,622 人		
	うち重傷者	471 人		
生活支障 (人)	避難者	(1日後) 14,969 人 (1週間後) 18,062 人 (1ヶ月後) 22,080 人	▶ 想定される最大避難者約9,000人を収容可能な指定避難所の整備 ▶ 避難者及び災害救助従事者用数に対応可能な量の食料・飲料水・生活必需品の備蓄 ▶ 避難情報の多様な伝達手段の整備 ▶ 避難所運営マニュアルの整備	
	避難所 避難者	(1日後) 8,982 人 (1週間後) 9,031 人 (1ヶ月後) 6,624 人		
	帰宅困難者	(平日) 12,722 人 (休日) 11,220 人		
	応急仮設住宅等 需要数	1,767 棟		
ライフライン	上水道	断水人口	52,835 人	▶ 配水管、浄水施設の耐震強化 ▶ 給水体制の整備
	下水道	機能支障人口	9,860 人	
	電力	停電人口	81,889 人	▶ 防災拠点における非常電源の確保
	都市ガス	供給停止件数	13,062 人	▶ ガス施設の耐震強化
	電話	不通回線率 携帯不通率	2.25% 2.2%	▶ 多様な情報伝達手段の整備
その他	災害廃棄物	(重量) 96.8 万ト (体積) 62.5 万 m ³	▶ 廃棄物処理体制の整備 ▶ 廃棄物仮置き場候補地の選定	

出典) 埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成 26 年 3 月)

② - 2. 水害

② - 2 - 1. 水害対策の基本的考え方

- 市の水害対策は、利根川、烏川、神流川、小山川及び女堀川が氾濫した場合を想定して策定するものとする。
- 市は、洪水浸水想定区域内の住民を安全に避難させるために、気象情報及び水防情報等をいち早く入手し、迅速に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)(以下「避難勧告等」という。)を発令するとともに的確な避難誘導を行い、加えて避難支援等関係者による避難行動要支援者の避難誘導により指定避難所への安全避

難を実施する。

- なお、最寄りの指定避難所(指定緊急避難場所)への避難が時間的に間に合わない場合や夜間の場合など、無理な指定避難所への避難は避け、自宅や隣接建物の2階以上へ緊急に避難(垂直避難)するよう、日頃から安全確保について周知する。

② - 2 - 2. 水害対策の目標

- 比較的高い頻度で発生する内水氾濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するため水防体制の強化、水防用資機材の整備を推進するとともに、河川整備及び雨水排水事業を推進し浸水被害の軽減を図る。
- 利根川等の決壊に伴う外水氾濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するとともに、住民への情報伝達手段の整備拡充、状況に応じた迅速な避難準備・高齢者等避難開始等の発令及び自主防災組織等の地域コミュニティと連携した指定緊急避難場所への避難誘導等、洪水浸水想定区域内の住民の安全を図る。

② - 3. 土砂災害

② - 3 - 1. 土砂災害対策の基本的考え方

- 市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報や土砂災害情報等を収集するとともに、的確に住民への情報提供を行い、必要に応じて迅速な指定避難所の開設を行う。

② - 3 - 2. 土砂災害対策の目標

- 避難に際しては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本であることから、気象情報や土砂災害警戒情報、現地からの予兆現象等の収集等により、災害発生のおそれのある時期を予測するとともに、避難の開始が豪雨時や夜間に及ばないように特に避難行動要支援者に留意し、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告等の発令に努める。
- 市が作成した「本庄市土砂災害ハザードマップ」(平成26年本庄市)を活用し、市内の土砂災害警戒区域等の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性及び早めの避難による安全確保等について市民へ周知する。

② - 4. 火山噴火による降灰

② - 4 - 1. 降灰対策の基本的考え方

- 火山噴火時に降灰が予想される浅間山等の火山については、気象庁による観測が行われていることから、住民に対して火山情報の種類と発表基準の周知や、火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発を図る。

② - 4 - 2. 降灰対策の目標

- 気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき又は市内に降灰があったときは、県及び周辺市町村と協力して降灰分布を把握し、降灰状況を住民へ周知するとともに、速やかに降灰を除去するための対策を講ずる。

② - 5. 雪害

② - 5 - 1. 雪害対策の基本的考え方

- 市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報等を収集するとともに、的確に住民への情報提供を心がける。

② - 5 - 2. 雪害対策の目標

- 市において雪害は避難行動の対象となる災害ではないが、平成 26 年 2 月、大量の降雪により発生した各種雪害（交通途絶、孤立集落及び農作物損耗等）による教訓を活かし、早い段階から自助・共助・公助により、生活道路の除雪等、住民生活に与える影響を最小限に抑えるための対策を講ずる。

(15) - 2. 災害予防計画

(15) - 2 - 1. 市の防災力の強化

① 避難活動体制の整備

① - 1. 指定避難所等の指定

① - 1 - 1. 指定緊急避難場所の指定（災害対策基本法第 49 条の 4）

- 市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図る。

① - 1 - 2. 指定避難所の指定（災害対策基本法第 49 条の 7）

- 市は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定し、地域住民に周知徹底を図る。

① - 1 - 3. 避難路の確保

〔避難路の指定〕

- 市は、指定避難所の指定に伴い、市街地状況に応じ、避難路を選定し、避難者の安全を確保するよう努めるものとする。
- また、指定緊急避難場所への避難路についても、避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

〔避難路の安全確保〕

- 大規模地震時に、道路沿いの建物（主として老朽化した木造建物）が倒壊すると、道路を閉塞し、避難等に支障を生ずることになる。また、ブロック塀・石塀の倒壊によって多くの死傷者が発生し、その危険性が指摘されている。
- このため、市は、既存木造住宅、沿道建物の耐震・不燃化等を促進するとともに、地区計画制度等により、狭隘道路の拡幅を推進し、避難路の安全確保を図るものとする。

●指定避難所・指定緊急避難場所リスト

[指定緊急避難場所]

平成30年3月7日現在

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類				指定避難所との重複	想定収容人数	
				地震	洪水 1	洪水 2	土砂 災害		大規模 な火事	内水 氾濫
1	本庄市立図書館	千代田4-1-9	0495-24-3746	○	○	○	○	○	153	229
2	本庄西中学校	千代田4-3-1	0495-22-6424	○	○	○	○	○	1,305	1,957
3	本庄西小学校	千代田4-3-2	0495-21-4361	○	○	○	○	○	1,198	1,797
4	市民活動交流センター (ほろぼんプラザ)	銅座1-1-1	0495-22-0828	○	○	②	○	○	702	1,054
5	本庄市役所	本庄3-5-3	0495-25-1111	○	○	○	○	○	88	132
6	本庄公民館	東台5-2-33	0495-24-7383	○	②	○	○	○	61	92
7	本庄東小学校	日の出1-2-1	0495-21-3051	○	○	○	○	○	1,669	2,504
8	本庄東高等学校	日の出1-4-5	0495-22-6351	○	○	②	○	○	1,601	2,401
9	日の出児童センター	日の出2-5-56	0495-21-0420	○	○	○	○	○	84	127
10	本庄東公民館	日の出2-8-28	0495-22-3404	○	○	②	○	○	72	109
11	本庄東中学校	日の出4-2-45	0495-22-6318	○	○	○	○	○	1,943	2,915
12	前原児童センター	前原1-4-13	0495-21-9820	○	○	○	○	○	70	105
13	本庄高等学校	柏1-4-1	0495-21-1195	○	○	②	○	○	245	367
14	本庄南小学校	栄3-6-24	0495-22-2839	○	○	②	○	○	953	1,429
15	勤労青少年ホーム	小島南1-8-2	0495-21-1684	○	○	○	○	○	104	156
16	本庄市民体育館	小島南1-8-3	0495-21-4657	○	○	○	○	○	528	793
17	保健センター跡地	小島南2-4-12		○					1,991	2,986
18	本庄西公民館	小島1-10-4	0495-21-8786	○	○	○	○	○	66	99
19	長松寺	小島5-4-12	0495-22-4552	○					63	94
20	若菜運動公園武道館	小島6-11-14	0495-24-7181	○	②	○	○	○	206	309
21	見福公園	見福2-11		○					846	1,270
22	中央小学校	緑1-16-1	0495-21-2361	○	○	○	○	○	1,465	2,198
23	本庄南中学校	緑3-13-1	0495-24-1801	○	○	②	○	○	1,912	2,868
24	障害福祉センター	いまい台2-43		○	○	○	○	○	109	163
25	藤田小学校	牧西1171	0495-22-2981	○	②	○	○	○	730	1,095
26	藤田公民館	牧西1210-3	0495-22-2332	○	○		○	○	61	91
27	宮戸農民センター	宮戸272-1		○	②	○	○	○	25	38
28	堀田集落センター	堀田958	0495-24-8400	○			○	○	29	44
29	滝瀬集会所	滝瀬1437-2		○			○	○	25	37

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類				指定避 難所と 重複 の重複	想定収容人数	
				地震	洪水 1 2	土砂 災害	大規模 な火事		内水 氾濫	3 m ²
30	仁手小学校	仁手 618	0495-22-2967	○	②	○	○	○	536	804
31	仁手公民館	仁手 665-1	0495-22-3538	○		○	○		58	87
32	本庄第一高等学校	仁手 1789	0495-24-1331	○	②	○	○		4,431	6,646
33	本庄第一中学校	仁手 2167-1	0495-25-1332	○	②	○	○		698	1,047
34	旭小学校	都島 78	0495-22-3463	○	②	○	○	○	760	1,140
35	旭公民館	都島 238-1	0495-22-5940	○		○	○		55	82
36	老人福祉センター つきみ荘	沼和田 127-1	0495-22-3696	○	②	○	○		159	239
37	あさひ多目的研修センター	沼和田 1005	0495-24-5288	○		○	○		58	88
38	本庄総合公園市民球場	北堀 433	0495-21-8989	○	○	○	○		196	294
39	本庄総合公園体育館(シルクドーム)	北堀 433	0495-25-5677	○	○	②	○	○	983	1,474
40	保健センター	北堀 1422-1	0495-24-2003	○	○	○	○		374	562
41	本庄市民文化会館	北堀 1422-3	0495-24-2841	○	○	○	○	○	327	491
42	北泉防災広場	北堀 1824-1		○					395	593
43	北泉小学校	北堀 1871-1	0495-22-3791	○	○	○	○	○	873	1,310
44	北泉公民館	早稲田の杜 5-12-29	0495-22-2484	○	○	○	○		58	87
45	本庄特別支援学校	栗崎 828	0495-24-3747	○	○	②	○		683	1,024
46	早稲田大学本庄高等学院	栗崎 239-3	0495-21-2400	○	○	○	○		2,200	3,300
47	本庄南公民館	今井 377-2	0495-21-8785	○	○	○	○		56	84
48	見玉高等学校	見玉町八幡山 410	0495-72-1591	○	○	○	○		2,217	3,325
49	見玉中学校	見玉町八幡山 438	0495-72-0133	○	○	○	○	○	1,825	2,737
50	大久保ひろば	見玉町見玉 1113		○					36	54
51	見玉文化財整理室	見玉町見玉 1352-1		○	○	○	○		40	60
52	見玉小学校	見玉町見玉 1355-1	0495-72-1569	○	○	○	○	○	991	1,486
53	下町自治会館	見玉町見玉 1697		○	○	○	○		60	90
54	見玉中央集会所跡地	見玉町見玉 1825-6		○					46	69
55	久美塚保育所	見玉町見玉 2351-1	0495-72-4386	○	○	○	○		147	220
56	山王自治会館	見玉町見玉 2420		○	○	○	○		24	36
57	見玉公民館跡地	見玉町見玉 2510-1		○					61	91
58	見玉体育館跡地	見玉町見玉 2514-1		○					478	717
59	見玉文化会館(セルブイ)	見玉町金屋 728-2	0495-72-8851	○	○	○	○	○	765	1,148
60	見玉総合公園体育館(エコーピア)	見玉町金屋 753-1	0495-73-3815	○	○	○	○	○	576	864
61	見玉白楊高等学校	見玉町金屋 980	0495-72-1566	○	○	○	○	○	3,326	4,989
62	金屋小学校	見玉町金屋 1116-1	0495-72-1168	○	○	○	○	○	646	970

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類					指定避 難所と の重複	想定収容人数	
				地震	洪水 1	洪水 2	土砂 災害	大規模 な火事		内水 氾濫	3㎡
63	金屋保育所	見玉町金屋 1173	0495-72-1238	○	○	○	○	○	○	126	188
64	宮内東公会堂	見玉町宮内 1350-3		○	○	○	○	○	○	16	25
65	塩谷集会所	見玉町塩谷 599		○	○	○	○	○	○	25	37
66	秋山会館	見玉町秋山 1401-1		○	○	○	○	○	○	28	41
67	秋平さくら保育園	見玉町秋山 2527-1	0495-72-1167	○	○	○	○	○	○	90	134
68	秋平小学校	見玉町秋山 2531	0495-72-1239	○	○	○	○	○	○	482	723
69	本泉小学校	見玉町河内 660		○	○	○	○	○	○	453	679
70	生活改善センター	見玉町河内 670-10		○	○	○	○	○	○	30	46
71	遊楽荘	見玉町元田 375-4	0495-73-0011	○	○	○	○	○	○	70	105
72	コウガの森・共和	見玉町葦川 885	0495-72-0104	○	○	○	○	○	○	97	146
73	共和小学校	見玉町葦川 895-1	0495-72-1349	○	○	○	○	○	○	650	975
74	共和公民館	見玉町葦川 915-5	0495-72-0337	○	○	○	○	○	○	67	101
75	吉田林自治会館	見玉町吉田林 212		○	○	○	○	○	○	24	37
76	下浅見文化財収蔵庫	見玉町下浅見 867-11		○	○	○	○	○	○	44	66
77	大駄公会堂	見玉町大駄 368-2		○	○	○	○	○	○	11	17
78	観光農業センター	見玉町小平 653	0495-72-6742	○	○	○	○	○	○	41	62

※ 洪水1：利根川・鳥川・神流川による洪水の場合

※ 洪水2：小山川・女堀川による洪水の場合

※ ○は対象となる異常な現象に対応する指定緊急避難場所

※ ○の中に数字が記入されている場合は、数字以上の建物の階が指定緊急避難場所として該当

[指定避難所]

平成 30 年 3 月 7 日現在

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	災害対策基本法施行令 第 20 条の 6 第 5 号に 規定する指定基準を満 たすものであるか	想定収容人数	
						3 m ²	2 m ²
1	本庄西中学校	千代田 4-3-1	0495-22-6424	○		1,305	1,957
2	本庄西小学校	千代田 4-3-2	0495-21-4361	○		1,198	1,797
3	本庄東小学校	日の出 1-2-1	0495-21-3051	○		1,669	2,504
4	本庄東中学校	日の出 4-2-45	0495-22-6318	○		1,943	2,915
5	本庄高等学校	柏 1-4-1	0495-21-1195	○		245	367
6	本庄南小学校	栄 3-6-24	0495-22-2839	○		953	1,429
7	中央小学校	緑 1-16-1	0495-21-2361	○		1,465	2,198
8	本庄南中学校	緑 3-13-1	0495-24-1801	○		1,912	2,868
9	藤田小学校	牧西 1171	0495-22-2981	○		730	1,095
10	仁手小学校	仁手 618	0495-22-2967	○		536	804
11	旭小学校	都島 78	0495-22-3463	○		760	1,140
12	本庄総合公園体育館(シルクドーム)	北堀 433	0495-25-5677	○		983	1,474
13	本庄市民文化会館	北堀 1422-3	0495-24-2841	○		327	491
14	北泉小学校	北堀 1871-1	0495-22-3791	○		873	1,310
15	見玉中学校	見玉町八幡山 438	0495-72-0133	○		1,825	2,737
16	見玉小学校	見玉町見玉 1355-1	0495-72-1569	○		991	1,486
17	見玉文化会館(セルブイ)	見玉町金屋 728-2	0495-72-8851	○		765	1,148
18	見玉総合公園体育館(エコーピア)	見玉町金屋 753-1	0495-73-3815	○		576	864
19	金屋小学校	見玉町金屋 1116-1	0495-72-1168	○		646	970
20	秋平小学校	見玉町秋山 2531	0495-72-1239	○		482	723
21	本泉小学校	見玉町河内 660	0495-25-1111	○		453	679
22	共和小学校	見玉町野川 895-1	0495-72-1349	○		650	975

② 緊急輸送道路の整備

② - 1. 緊急輸送道路の指定

●市指定の緊急輸送道路

基準	該当道路（区間）
消火活動、人命救助、支援活動のネットワーク及び防災拠点等の連絡で優先的に使用する路線	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 藤岡本庄線（県道23号） ➤ 秩父児玉線（県道44号） ➤ 環状一号線（市道1級4号）

●県指定の緊急輸送道路（市域関連）

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道等4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関越自動車道 ➤ 国道17号 ➤ 国道254号 ➤ 国道462号(本庄市児玉町吉田林(国道254号との交差点)～本庄市山王堂(群馬県境))
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 小前田児玉線(本庄市児玉町児玉(国道254号との交差点)～本庄市児玉町児玉(国道462号との交差点)) ➤ 国道462号(本庄市児玉町吉田林(国道254号との交差点)～神川町新宿(上里鬼石線との交差点)) ➤ 本庄寄居線(本庄市東台(国道17号との交差点)～美里町猪俣(国道254号との交差点))
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点等を連絡する路線	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 熊谷児玉線(美里町関(本庄寄居線との交差点)～本庄市児玉町児玉(国道254号との交差点))

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 資料編」(平成26年3月)

② - 2. 緊急輸送道路及び沿線の整備

- 市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。
- さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努める。

③ 帰宅困難者の安全確保体制の整備

③ - 1. 帰宅困難者（滞留者）への支援整備

③ - 1 - 1. 一時滞在施設の確保

- 市は、災害の発生により鉄道等の公共交通機関が運行停止したため徒歩で帰宅する者、また、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保するとともに、食料、飲料水及び看板等の必要な物資を備蓄する。

●帰宅困難者一時滞在施設

No.	施設名	住所	電話番号
1	市民活動交流センター（はにぼんプラザ）	銀座 1-1-1	0495-22-0828
2	本庄市総合公園体育館（シルクドーム）	北堀 433	0495-25-5677
3	児玉小学校	児玉町児玉 1355-1	0495-72-1569

③ - 1 - 2. 鉄道事業者との連携

- 市は、市域を通る鉄道事業者と協議を行い、鉄道を利用した帰宅困難者のスムーズな受入れに努める。平成 29 年現在、市内の東日本旅客鉄道（株）3 駅について、「地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書」を締結している。

③ - 1 - 3. 帰宅支援施設の充実

- 市は、災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレ等）を推進する。

(15) - 2 - 2. 被害防止対策の推進

① 災害に強いまちづくり

① - 1. 計画的なまちづくりの推進

① - 1 - 1. 市街地の防災性の向上

① - 1 - 1 - 1. 市街地の整備等

〔都市防災総合推進事業〕

- 市は、市街地の防災性の向上等を図るため、多様な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び住民の防災に対する意識向上を推進する。

〔地区計画等の活用〕

- 市は、地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。

① - 1 - 1 - 2. 不燃化等の促進

〔防火・準防火地域の指定〕

- 市は、市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。
- 市は、防火地域を、比較的大規模な建築物が集合し火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。
- 市は、準防火地域を、建築物が集合し火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

〔屋根不燃化区域の指定〕

- 市は、防火・準防火地域以外の市街地における建築物の延焼火災を防止するため、屋

根を不燃材料で造り又は葺く等の措置を必要とする区域（埼玉県告示 1850 号により区域指定済）について建築基準法に基づいた指導を行う。

〔建築物の防火対策の促進〕

- 市は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行う。

① - 1 - 2. 防災空間の確保

① - 1 - 2 - 1. 公園の整備

- 市は、災害時における市民の生命、財産を守るため、公園については、災害時の応急対策として利用できるよう整備を推進する。

① - 1 - 2 - 2. 緑地・農地の保全

- 近郊の緑地及び農地は、大地震発生時に火災の延焼防止に大きな効果があり、また、井戸等の農業用施設の活用等の重要な役割が期待されるため、市は、緑地・農地の先行的な取得及び保全等を推進していく。

① - 1 - 2 - 3. 道路の整備

- 市は、火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ、広幅員の道路や無電柱化の道路を市街地に計画的に整備するとともに、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備を推進する。

① - 1 - 2 - 4. 野営地の確保

- 市は、消防機関、自衛隊又は他地域からの応援等における活動拠点、宿泊及び資機材の保管場所等のためのオープンスペースの確保を推進する。

① - 2. 都市施設の安全対策

① - 2 - 1. 公共建築物の耐震性の向上

① - 2 - 1 - 1. 耐震診断・改修の実施

- 市は、昭和 56 年度の建築基準法の改正以前に建築された公共建築物について耐震診断を実施し、老朽化の著しい建物又は構造上危険と判断されたものは、市の整備計画に合わせて改築する。
- 特に、指定避難所等に指定されている公共建築物について、優先的な耐震化に努める。

① - 2 - 1 - 2. 建物以外の施設の補強及び整備

〔落下・倒壊のおそれのある物件の補強〕

- 市は、落下・倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものには防止・補強工事を実施する。

〔飛散しやすい機器等の格納、固定化〕

- 市は、飛散しやすい機械、器具については、常備格納、固定できるようにしておく。

〔消防施設の整備〕

- 市は、消防施設等の整備に努め、これらを常時使用可能な状態にしておく。

〔建物以外の施設の点検〕

- 市は、建物以外の施設の定期的点検及び臨時点検を実施して、要補強箇所は補修又は補強し、災害の防止に努める。

① - 2 - 2. 一般建築物の耐震性の向上

① - 2 - 2 - 1. 耐震耐火構造物の建設促進

- 市は、建物の改築にあたっては、耐震耐火構造の建物の建設促進を図る。

① - 2 - 2 - 2. 建築基準法令の普及

- 市は、関係団体に対して法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努めるとともに、危険建造物を調査し、補強対策の助言を行う。

① - 2 - 3. 道路、橋梁の整備

- 市は、危険箇所については、法面防護施設の設置、また、老朽橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋梁についても耐震上不十分なものは整備し、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。
- 市は、通行危険箇所については、危険度により類別し、法面の防護を実施し、危険箇所の解消を図っていく。橋梁については老朽橋の架替え、補修とともに既設橋梁の落橋防止策については必要に応じて実施していく。

① - 2 - 4. 倒壊物、落下物の安全対策

① - 2 - 4 - 1. 落下物等対策の実施

- 市は、建築物等の耐震、防災診断等の実施とあわせて、落下物等による被害を未然に防ぐための啓発を行い、安全性確保の周知徹底を行う。
- また、落下物となりえる屋外広告物等については、道路法及び関係機関法令に基づき、設置者に対し、屋外広告物等の設置の許可申請及び設置後の維持管理について、適切な改善指導を行う。

① - 2 - 4 - 2. 自動販売機の転倒防止

- 最近の自動販売機は、ほとんど設置場所に固定されているが、単なるコンクリートへのボルト締め程度では必ずしも安全とはいえず、補強が必要である。このため、市は、今後、関係機関と連携して市内の通学路、指定緊急避難場所に至る道路に面した物件を対象とする個別調査の実施を検討する。

① - 2 - 4 - 3. ブロック塀対策の実施

- 市は、組積ブロック塀等の実態把握及び施工技術の普及を図るとともに、ブロック塀倒壊防止対策について市民への啓発及び既存塀の補強・改善指導等を行う。

① - 2 - 4 - 4. 窓ガラス等の落下防止対策

〔落下防止対策の普及啓発〕

- 市は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策の重要性について普及啓発を行う。

〔緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握〕

- 市は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の実態の把握に努める。

① - 2 - 5. 上水道、下水道施設の耐震性の向上

① - 2 - 5 - 1. 上水道施設の予防対策

〔配水池等の耐震補強又は更新〕

- 市は、配水池等重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため計画的に補強又は更新を図る。

〔鋳鉄管等老朽管の更新〕

- 市は、鋳鉄管や塩化ビニール等について、老朽化した管又は耐震性に劣る管路は速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

〔給水装置・受水槽の耐震化〕

- 市は、利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化の促進に努める。特に、指定避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

① - 2 - 5 - 2. 下水道施設の予防対策

- 中継ポンプ場、管渠、処理場等の耐震化整備に努めるものとする。
- ポンプ場等の建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。
- 下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレシステムを整備する等の検討を行う。

① - 3. 防災拠点の整備

① - 3 - 1. 防災拠点のネットワーク化

- 大規模災害時の応急対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、防災拠点のネットワーク化を推進する。

① - 3 - 2. 防災拠点施設の整備

- 大規模災害時の応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点施設に応急対策に必要な機能ができる限り集約されていることが重要であり、物、人及び情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。
- 市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、防災中枢拠点と連携して救急救護及び消火活動を担う消防活動拠点、避難拠点及び物資拠点等を次に示す。

●市の防災拠点

拠点区分	防災上の役割	拠点となる施設
防災中枢拠点	災害対策本部を設置し、各班及び防災関係機関等からの災害情報を集約し、活動方針を定め、応急活動を実施する。 対外的な市の総合窓口として県及び防災関係機関、自衛隊等との連絡調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害対策本部の設置場所：市役所本庁舎6階大会議室 ➤ 市役所が被災した場合の候補 第1候補：児玉総合支所 第2候補：現業棟2階会議室
消防活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 火災の消火活動を行う ➤ 傷病者の救急・救護活動を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児玉郡市広域消防本部中央消防署、本庄分署、児玉分署 ➤ 各消防団器具置場
医療救護拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係機関との連絡調整を行う ➤ 負傷者の救護活動等を行う拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療機関：58か所
自衛隊拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害派遣された自衛隊が、各種災害対策活動を行う際の活動拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本庄東小学校体育館、校庭 (宿营地、臨時ヘリポートとして、必要に応じ、消防・警察の活動拠点も兼ねる。)
避難拠点	避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 指定避難所に身を寄せた被災者のため食料、飲料水及び生活必需品等の配給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定避難所：22か所 ➤ 指定緊急避難場所：78か所 ➤ 福祉避難所：9か所
物資備蓄拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 非常用物資等の備蓄場所 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災倉庫：7か所
物資集配拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 救援物資の集積場所 ➤ 避難拠点等への物資の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 救援物資の中継基地：2か所 市役所本庁舎 児玉総合支所
緊急輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ヘリコプターによる緊急輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 飛行場場外離着陸場

② 浸水災害の予防

② - 1. 河川整備の促進

- 市は、河川管理者と連携し、河川の実態等を調査し、必要に応じて河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸等の河川整備を促進する。
- そのため、県に対して女堀川、備前渠川及び御陣場川の改修事業の推進を要請していく。
- なお、改修に当たっては、都市の中の憩いとやすらぎの水辺空間として位置付け、緑化護岸、親水護岸等、河川の環境整備を図るよう要請していく。

② - 2. 水路の整備

- 市は、管理する雨水排水路について、定期的に巡回点検を実施し、雨水排水機能の維持に努め、流下能力が低い排水路については改修を検討する。
- また、台風、集中豪雨が発生した後等は速やかに排水路の点検を実施し、障害物の除去に努める。

② - 3. 雨水排水事業の推進

- 市は、既存の雨水排水ルートの新調査とあわせて、容量不足の排水施設の負荷軽減を図るため、排水経路の分散化等に努める。
- また、雨水の地下浸透や貯留施設の整備等による雨水流出抑制の総合的な対策を検討する。

② - 4. 土地利用の適正化

- 市は、河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

② - 5. 地盤沈下対策

- 広域的な地盤沈下を防止するため、県は環境保全条例に基づき、市域の一部において地下水の過剰揚水を規制している。市は、条例の周知等により県が行う揚水施設設置の許認可を支援する。

② - 6. 河川施設等の点検

- 市は、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、沿岸地区と協力体制をとって随時危険個所の巡視を実施する。

② - 7. 水防体制の強化・資機材の整備

- 利根川沿岸の本市及び隣接上里町において、坂東上流水害予防組合が結成されている。今後も、国土交通省及び県の指導を受け、毎年度定期訓練等を実施するとともに、市内河川の重要地点堤防付近に水防小屋を設置し、常時必要資材を備蓄し万全の措置をとるものとする。

③ 土砂災害の予防

③ - 1. 土砂災害の予防対策

③ - 1 - 1. 土石流災害の予防

- 市は、市域の山間部に広く分布している土石流危険渓流（谷地形をなし、渓床勾配15度以上で土石流の発生危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流）の把握に努め、土石流の発生するおそれのある渓流や保全対象となる人家への被害を未然に防ぐために、公共施設等の存する渓流について、堰堤等の設置を推進する。
- また、市は市民に対し、土石流危険渓流に関する資料を提供するとともにその周知に努めるものとする。

③ - 1 - 2. がけ崩れ災害の予防

- 市は、市域にある急傾斜地崩壊危険箇所（地表面が水平面に対して 30 度以上の角度をなし、その高さが 5m 以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合、人家等に被害を及ぼすおそれのあるもの及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所）において、住民等への被害を未然に防ぐため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定を県に要請するとともに、対策工事の促進を図る。
- 市は、危険度の高い急傾斜地については、計画的に災害防止策を講ずるとともに、梅雨や台風等の時期を中心に調査・点検を実施するとともに、警戒避難体制を確立して、急傾斜地崩壊危険箇所における地震及び降雨によるがけ崩れ被害の軽減を図る。
- また、市は市民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

③ - 1 - 3. 地すべり災害の予防

- 市は、市域における現在滑動中や過去に滑動のあったもの又は滑動が予測される地すべり危険箇所を把握し、地すべり等防止法に基づき、その対策事業を促進するとともに危険箇所の周知に努める。
- 市は、地すべり危険箇所については、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域の指定を県に要請する。
- 市は、危険度の高い地すべり危険箇所については、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるほか、防災施設を計画的に整備し、地震及び降雨による地すべり被害の軽減を図る。

③ - 2. 山地災害対策の推進

- 市は、山崩れ、地すべり、土石流等によって人家や公共施設等に直接被害を与えるおそれのある溪流や山腹について県が調査した「山地災害危険地区」を把握し、災害対策の検討のために活用を図る。
- 市は、治山事業等については、危険度の高いものから逐次実施するが、治山施設についても日頃から亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、有害行為の防止や住民に対し浮石の除去等の予防措置等の普及啓発を行う。

(16) 本庄市国土強靱化地域計画

- 策定：令和3年（2021年）3月

① 計画策定の基本的な考え方

① - 1. 基本方針

- 広域的な防災・救援機能の充実を図り、国の基本計画及び埼玉県の地域計画と調和を保ちつつ、いかなる災害が発生しても「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の実現に向けて、強靱化を推進する。

① - 2. 基本目標

- 人命の保護が最大限図られること
- 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- 迅速な復旧・復興が図られること

① - 3. 事前に備えるべき目標

- 目標1 被害の発生抑制による人命の保護
- 目標2 救助・救急・医療活動による人命保護
- 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保
- 目標4 必要不可欠な行政機能確保
- 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
- 目標6 経済活動の機能維持
- 目標7 二次災害の発生抑制
- 目標8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興

② リスクシナリオ

② - 1. 被害の発生抑制による人命の保護

- 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 建物等の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 異常気象（洪水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

② - 2. 救助・救急・医療活動による人命保護

- 救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
- 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
- ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

② - 3. 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

- 沿線建設物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
- 信号機停止等により、多数の道路で交通障害が発生する事態

- 旅客の輸送が長期間停止する事態
 - 物資の輸送が長期間停止する事態
 - 孤立集落が発生する事態
 - 情報通信が輻輳・途絶する事態
 - 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
- ② - 4. 必要不可欠な行政機能確保
- 市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大幅に発生する事態
- ② - 5. 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
- 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
 - 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
 - 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
 - 汚水処理の長時間停止等により、汚水が滞留する事態
 - 地域活動の担い手不足等により、避難所の生活環境が悪化する事態
- ② - 6. 経済活動の機能維持
- 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
- ② - 7. 二次災害の発生抑制
- 消防力の低下等により、大規模延焼が発生する事態
 - 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
 - 危険物・有害物質等が流出する事態
- ② - 8. 大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興
- 大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
 - 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
 - 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
 - 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
 - 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
- ③ 施策分野ごとの対応方策
- ③ - 1. 行政機能
- ③ - 1 - 1. ハザードマップ等による周知
- 現在、本市で作成している、洪水、地震、土砂災害、内水氾濫の各ハザードマップや防災ガイドブック等により、危険度を市民に周知するとともに、自らが身を守る防災意識を定着させる。
- ③ - 1 - 2. 避難所機能の確保・強化
- 住宅やライフラインの耐震化等の在宅避難を可能にする対策と合わせて、避難者の収容能力確保を推進していく必要がある。特に公共施設が不足する事態に備え、臨時避難所の確保等の整備を図っていく。また、災害用備蓄品のうち避難所における感染症

対策として、パーテーション、体温計、自動ラップ式トイレ、マスク、消毒液、スリッパ等を整備したが、今後も計画的な整備を推進していく。

③ - 1 - 3. 消防水利の整備

- 水道の給水停止等により消火栓の機能低下も想定され、耐震性貯水槽の整備、自然水利の活用を促進するなど、消火栓に偏らない消防水利の整備が必要であるため、今後も計画的な整備を図っていく。

③ - 2. 住宅・都市

③ - 2 - 1. 住宅、建築物の耐震化等の促進

- 本庄市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化の促進を図る。
- 住宅の耐震化については木造住宅の無料簡易耐震診断及び耐震補助制度を継続するとともに、これをPRし、所有者等への働きかけを実施する。
- 多数の者が利用する建築物については、県と連携して所有者等への働きかけを実施する。
- 余震等による震災後の二次災害を防ぐため、県と協力して建築物及び宅地の危険度を判定する応急危険度判定士体制の整備を継続する。
- 市営住宅についても計画的な修繕、建替を実施する。

③ - 2 - 2. 公共施設の耐震化

- 公共施設については本庄市公共施設維持保全計画に基づき、計画的に改修、更新を実施し、耐震性能が未確認な公共施設についても耐震診断の実施と必要な耐震化を検討する。

③ - 2 - 3. 空き家対策の促進

- 市内の空き家については定期的に状況を把握し、老朽空き家については、除却補助制度を継続するとともに、除却に向けて所有者に働きかけを実施する。また、状態の良い空き家は、民間事業者とも連携し売買や賃貸等の利活用を推進するなど、適正管理に向けた施策を実施する。更には、空家等対策計画（令和2年度策定予定）で掲げる具体的な施策を計画的に実施するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある空き家は、特定空家に指定し、法令に基づき必要な措置を講じる。

③ - 3. エネルギー

③ - 3 - 1. 住宅及び事業所の創エネルギーの推進

- 再生可能エネルギーを活用するための住宅用及び事業所用の太陽光発電システムや蓄電システムの設置にかかる費用の一部を補助し、災害時に対応できる住宅及び事業所を着実に増やしていく。また、新たに住宅用エネルギーシステム設置の補助対象に電気自動車（EV）及び電気自動車充電設備（V2H）を追加し、住宅の災害対応力を強化する。

③ - 3 - 2. 住宅及び事業所の省エネルギーの推進

- 屋根の高遮熱塗装や断熱ガラス等の住宅の省エネ改修や事業所の空調設備等の省エネ設備の更新・改修に係る費用の一部を補助し、住宅及び事業所の省エネルギーを図る。

③ - 4. 産業

③ - 4 - 1. 企業立地の促進

- 本市の経済活動を強化するため、「本庄市企業誘致条例」に基づく支援制度の周知や企業ニーズの把握に努め、本市への企業立地を促進するとともに、企業の集積や操業環境の向上を図る。

③ - 5. 交通

③ - 5 - 1. 道路ネットワークの整備・通行の確保

- 必要なルートの現道拡幅やバイパス整備を実施するとともに、道路の閉塞を防ぐため、狹隘道路対策、電線類の地中化についても優先順位を付けて実施していく。

③ - 5 - 2. 災害時の公共交通ネットワークの確保

- 平時から鉄道事業者やバス事業者などの交通事業者との連携を強化し、災害時の帰宅困難者の抑制や市民の円滑な移動の確保を図る。

③ - 5 - 3. 一時滞在施設の確保・拡充

- 鉄道等交通機関の停止により、帰宅が困難となった者（帰宅困難者）を受け入れる一時滞在施設を避難所以外の公共施設や民間事業所との協定等により確保する。

③ - 6. 農業

③ - 6 - 1. 農業基盤の健全な維持、管理

- 土地改良事業による農業基盤整備、農地中間管理事業による農地の集積集約化を進め、農業基盤の健全な維持、管理に努める。また、農業者以外の多様な主体の参画を促し、地域住民が一体となり地域の財産である農地や農業施設を管理・保全する活動に支援を行い、用排水路の適切な保全管理を推進し、多面的機能の発揮と農村の振興を図る。

③ - 6 - 2. ため池対策

- 農業用ため池のうち特に防災重点ため池において、耐震調査等の点検結果を踏まえ、対策を進める。また、決壊等に備えて、地域住民の迅速な避難が行えるよう、ハザードマップの周知及び活用を図る。

③ - 6 - 3. 森林対策

- 森林の循環利用の実現に向け、森の若返りの推進、林業生産性の向上、担い手の育成を図る。また、住宅分野での利用拡大、公共施設の木造化・木質化等により地域産木材の利活用を推進する。

③ - 7. 国土保全

③ - 7 - 1. 内水対策の促進

- 利根川上流流域治水協議会の支援・指導の下、内水対策検討を推進し、諸対策を実施する。

③ - 7 - 2. 土砂災害等防止施設の整備

- 県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していく。また機能が十分発揮されるよう、メンテナンス・点検の実施を要望する。
- 開発許可制度の適切かつ継続的な運用により、宅地造成等が法令で定めている基準に適合しているかについての審査を行い、造成宅地の被害の発生予防を行い、土砂災害の危険性を回避していく。
- 宅地耐震化推進事業により大規模盛土造成地の調査を計画的に実施する。

③ - 8. ライフライン

③ - 8 - 1. 水道施設の計画的な耐震化及び更新

- 重要度の高い水道施設である浄水施設及び配水池の耐震化並びに更新に併せた管路の耐震化を計画的に進める。また、震災時における早期復旧を可能とするため、水道施設の更新及び既存施設の機能向上について、アセットマネジメント手法を導入しつつ、計画的・効率的な更新を推進する。

③ - 8 - 2. 断水時における対応能力の向上

- 自然災害等による広域的な断水時における応急給水活動に備え、応急給水資機材及び飲料水袋などの備蓄の推進を図るとともに、水道施設の稼働に必要な燃料類の自主調達促進に向けた検討を行う。

③ - 8 - 3. 水道事業における応急対策実施体制の強化

- 地震対策マニュアルの実効性を確保するため、P D C Aサイクルを活用した模擬訓練を実施することにより、マニュアルの最新性を保ち、応急対策実施体制の強化を図る。

③ - 8 - 4. 下水道施設の耐震化及び下水道B C Pの充実

- 重要度の高い下水道施設の状況等の調査に基づき策定する「下水道総合地震対策計画」により、耐震化を推進するとともに、下水道B C Pの継続的な見直しや災害訓練の充実を図る。

③ - 8 - 5. 埼玉県との連携強化による災害対応能力の向上

- 下水道施設の早期復旧を効率的に進めるために、下水道B C Pに基づく県との連絡・連携により協力体制を強化するとともに、得られた課題に対し、P D C Aサイクルを活用し、対応手順の見直しや対策の検討を行う。

③ - 8 - 6. 下水道施設の更新及び維持管理

- 下水道施設の早期復旧を可能とするため、経営戦略やストックマネジメント計画等を基に、効率的な下水道施設の更新及び維持管理を図る。

③ - 8 - 7. 水道施設の浸水対策

- 浸水災害が原因で大規模な断水が生じるおそれが高い浄水場について、施設の配置や老朽化の状況等を考慮のうえ、防水扉や止水堰の設置など浸水対策を実施する。

③ - 8 - 8. 農業集落排水処理施設等の浸水対策

- 早期に復旧できるよう、各処理施設やポンプ施設の老朽化の状況等を考慮のうえ、電気及び機械設備の防水化など浸水対策を実施する。

③ - 8 - 9. マンホールトイレシステムの整備

- ライフラインの長期停止等による地域の衛生環境の悪化を防ぐため、避難所等へのマンホールトイレシステムの整備を推進する。

③ - 9. 教育

③ - 9 - 1. 学校施設の耐震化

- 耐震化未実施の設備を含めた非構造部材の耐震化を推進するとともに、本庄市公共施設維持保全計画に基づいた校舎等の改修（大規模・計画）を計画的に行う。

③ - 10. 土地利用

③ - 10 - 1. 災害に強い都市づくり

- 今後とも浸水・内水が懸念される市街地・田畑において、その土地利用のあり方について、方向性を整理する。
- 災害ハザードエリアにおける都市計画法に基づく開発抑制、災害ハザードエリアからの移転の推進、立地適正化計画の強化を検討する。

③ - 10 - 2. 地籍調査の推進

- 災害が発生した場合の早期復旧実現のため土地の所在（境界）と権利関係を明確にするため、地籍調査を実施していく。

③ - 11. 環境

③ - 11 - 1. 環境配慮型浄化槽への転換促進

- 公共下水道や農業集落排水事業区域外の排水対策である、単独浄化槽等から環境配慮型浄化槽への転換促進に努める。

③ - 12. 地域づくり・リスクコミュニケーション

③ - 12 - 1. 自主防災組織の充実等

- 自主防災組織の育成をはじめ、地域防災力の強化のため、研修会の開催、出前講座、防災訓練等を行っているが、今後も継続的に実施し、必要に応じた手法の見直し、研修機会の拡充等を行い、知識・能力の向上を図る。

③ - 12 - 2. ハザードマップ等による周知

- 施設整備等に加え、現在、本市で作成している、洪水、地震、土砂災害、内水氾濫の各ハザードマップや防災ガイドブック等により、危険度を市民に周知するとともに、

自らが身を守る防災意識を定着させる。

③ - 12 - 3. ボランティア活動の体制づくり

- 本市と運営を行う社会福祉協議会が日頃から連携し、ボランティアの受け入れ・登録、育成等に努めるとともに、活動調整等の円滑なボランティア活動を整えるための体制づくりを行う。

③ - 13. 老朽化対策

③ - 13 - 1. 道路施設の耐震化等による安全性の向上

- 平成8年以前の基準で造られた橋りょうの耐震補強を計画的に進めるとともに、橋りょうや舗装などの主要構造物についても点検結果に基づいた長寿命化計画に基づき適切に修繕や更新を進める。

③ - 13 - 2. 公共施設等の老朽化対策

- 公共施設をより効果的・効率的に活用していくため、公共施設マネジメントに関する計画に基づき、耐震化・長寿命化の推進や維持管理・保全業務の適正化を進める。

(17) 本庄市公共施設再配置計画

- 策 定：平成 27（2015）年 3 月 [平成 4 年 3 月 一部改訂]
- 目標年次：概ね 30 年間

① 基本方針・基本原則・取組方針

① - 1. 基本方針

〔財政負担の縮減〕

- 施設の統廃合（施設総数・総量の規制）や長寿命化を図るとともに、既存施設の効率的な維持管理・運営と効果的な活用により財政負担の縮減に取り組む。

〔施設の安全性確保〕

- 耐震改修や老朽化対策等による施設の安全性の確保に取り組む。

〔施設サービスの効率化と質の向上〕

- 市民ニーズや社会情勢の変化に応じた提供サービスの集約・重点化等による施設サービスの見直しや効率化とともに、施設の利用改善及びサービスの質の向上に取り組む。

① - 2. 基本原則

- 公共施設の総数を削減する。
- 公共施設の総量（総床面積）を削減する。
- 公共施設におけるライフサイクルコストを削減する。
- 施設総量（総床面積）の削減目標：30 年間で 15%（約 3 万㎡）の削減を目標とする

① - 3. 取組方針

① - 3 - 1. 施設の総数・総量削減と既存施設の有効活用

- 人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、原則として施設の新規整備は行わず、既存施設の有効活用を図る。
- 機能の重複する施設や更新の優先度の低い施設については、統廃合を検討する。
- 施設を更新する際には、複合化・集約化を図り、必要な機能を維持しつつ床面積を縮小することを基本とする。
- 複合化・集約化により空いた施設や土地は、活用・処分を推進する。

① - 3 - 2. 施設の長寿命化の推進

- 施設の保全に当たっては、壊れてから直すという、従来の事後保全型の維持管理・修繕等から予防保全型に移行する。
- 施設の健全度の確認・評価を行い、経済的かつ効果的な保全措置を講じることで、できる限り施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と平準化を進める。

① - 3 - 3. 施設の安全性の確保（老朽化・耐震化対応）

- 防災上重要な公共施設（例：庁舎、避難場所内の施設）や、多くの市民が利用する公共施設の耐震化や老朽化対応を優先的に実施する。
- その他の公共施設においても、それぞれの施設の重要性、保全状態、耐震性能を考慮

し、緊急性の高い施設から順次計画的に耐震診断と耐震改修を実施する。

① - 3 - 4. 施設の維持管理・運営の効率化

- PPPや指定管理者制度等の導入を検討し、民間活力を活用して、施設機能やサービスを維持・向上させつつ、施設の更新・維持管理・運営等のコストの削減を図る。
- 公共施設の維持管理・運営には一定のコストを要することを考慮し、適正な受益者負担の導入を図る。
- 市民や地域団体による施設管理等、市民参加による施設の維持管理・運営を促進していく。

① - 3 - 5. 地域特性等を踏まえた施設サービスの適正化

- 4地域（本庄北・本庄南・児玉北・児玉南）の地域特性や地域ニーズに合わせて、施設や提供サービスの適正化を図る。
- あらゆる用途の施設を全て市が自ら整備するのではなく、近隣市町と広域的に施設を相互利用するなど、国や他自治体との連携による効率化やサービス向上を図る。

① - 3 - 6. ユニバーサルデザインの推進

- 公共施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての人にとって利用しやすい施設を整備する。
- バリアフリー水準の底上げを図ることで、高齢者・障害者等を含む誰もが安心して施設を利用できる環境の整備を図る。

① - 3 - 7. 公共施設マネジメントの実効性を高めるための方策

- 各取組を効果的かつ効率的に推進するため、再配置計画の全体調整、進捗管理、情報提供等を一元的に行える体制を構築する。また、各部局の施設所管課等が連携した推進体制を構築する。
- 市民と行政が公共施設に関する情報と問題意識を共有するため、施設に関する情報を積極的に公開していく。
- PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを基本とした、再配置計画の進捗管理や見直しを行うことで、継続的な公共施設マネジメントを確立する。

② 施設種別方針

② - 1. 公民館

- 耐震性能が未確認で老朽化が進行している公民館について、耐震化や必要な修繕等を行うなど老朽化対応を進めるとともに、将来的な利用ニーズを考慮の上、統廃合や周辺施設等との複合化を推進する。
- 公民館への指定管理者制度の導入を図るとともに、稼働率の向上に向けた運営の改善を進める。
- 施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図る。

② - 2. 市民活動施設

- 勤労青少年ホームは、将来的な利用ニーズを考慮の上、用途変更や廃止等も含めて活用について検討する。

- 施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図る。

② - 3. 文化施設

- 老朽化が進行している市民文化会館について、予防保全型の維持管理・修繕等により、ライフサイクルコストの縮減や長寿命化を図る。
- 市民文化会館、児玉文化会館（セルディ）について、稼働率の向上に向けた運営の改善を進める。
- 児玉文化会館（セルディ）への指定管理者制度の導入を図る。
- 施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図る。

② - 4. スポーツ施設

- 耐震性能が未確認で老朽化が進行している若泉運動公園弓道場について、耐震化や必要な修繕等を行うなど老朽化対応を進める。
- 本庄総合公園体育館（シルクドーム）、児玉総合公園体育館（エコーピア）について、予防保全型の維持管理・修繕等により、ライフサイクルコストの縮減や長寿命化を図る。
- 指定管理者制度に基づいた業務の進捗管理や指定管理料の見直しなど、維持管理・運営の改善や効率化を進める。
- 若泉運動公園弓道場、若泉運動公園武道館、市民球場について、稼働率の向上に向けた運営の改善を進める。
- 施設使用料の見直しなどにより、受益者負担の適正化を図る。

② - 5. 産業振興施設

- 指定管理者制度に基づいた業務の進捗管理や指定管理料の見直しなど、維持管理・運営の改善や効率化を進める。
- 本庄駅南口自転車駐車場における業務委託内容のモニタリング等により、維持管理・運営の効率化を進める。

② - 6. 図書館

- 老朽化が進行している図書館について、予防保全型の維持管理・修繕等により、ライフサイクルコストの縮減や長寿命化を図る。
- 図書館、図書館児玉分館への指定管理者制度の導入を研究、検討する。

② - 7. 資料館等

- 指定文化財の歴史民俗資料館、競進社模範蚕室の保存・修理に当たっては、文化財保護の観点から、解体修理等による保全を図る。その際には文化財的価値を損なわないことを前提とした耐震化を検討する。
- 旧本庄警察署については、将来的な機能移転について検討する。
- 市内各地に分散している文化財収蔵施設の統廃合により、管理の効率化を図る。

② - 8. 学校

- 将来的に児童・生徒数の減少が想定されることから、学校の更新時期を見据えた統廃合を検討する。

- 学校の更新の際には、地域コミュニティの拠点として周辺施設等との複合化を推進するとともに、地域の避難所としての防災機能を強化する。合わせて、PPP 等の民間活力の導入による更新・維持管理・運営の効率化を検討する。
- 将来的に維持する学校については、予防保全型の維持管理・修繕等により、ライフサイクルコストの縮減や長寿命化を図る。

② - 9. 保健・福祉関連施設

- 老朽化が進行している老人福祉センターつきみ荘について、必要な修繕等を行うなど老朽化対応を進める。
- 保健センターは、現在の機能に加えて、初期救急診療所機能及び、健診・検査機能を併設した健康づくり推進拠点施設として整備する。
- 保健センター、児玉保健センターの跡地は、売却を含めて活用を図る。

② - 10. 保育所

- いずみ保育所と久美塚保育所は、予防保全型の維持管理・修繕により、ライフサイクルコストの縮減や長寿命化を図る。

② - 11. 児童施設

- 老朽化が進行している前原児童センター、日の出児童センターについて、必要な修繕等を行うなど老朽化対応を進める。
- 前原児童センター、日の出児童センターへの指定管理者制度の導入について検討する。

② - 12. 庁舎等

- 市役所は、予防保全型の維持管理・修繕等により、ライフサイクルコストの縮減や長寿命化を図る。

② - 13. 防災施設

- 耐震性能が未確認で老朽化が進行している消防団器具置場（3施設）について、更新を進める。

② - 14. 市営住宅

- 老朽化が進む木造の市営住宅は、空室となった段階で順次廃止する。
- 市営住宅の将来的な利用ニーズを考慮し、家賃補助制度や民間住宅の借上げ等の導入による市営住宅サービスの効率化について検討する。

② - 15. その他施設

- 旧勤労会館について、将来的な利用ニーズを考慮の上、統廃合を図る。

(18) 本庄市公共施設等総合管理計画（インフラ編）

- 策 定：平成 28（2016）年 3 月 [平成 4 年 3 月 一部改訂]
- 目標年次：概ね 30 年間

① 基本方針・基本原則・取組方針

① - 1. 基本方針

〔財政負担の縮減〕

- 施設の長寿命化を図るとともに、適切な維持管理等を推進することで、ライフサイクルコストの縮減と平準化に取り組む。

〔安全・安心なサービスの提供〕

- 計画的で健全な老朽化対策や耐震化等を行うことで、将来にわたる安全・安心なサービスの提供と施設の安全性確保に取り組む。

〔施設機能の適正化〕

- 人口構造や地域社会環境の変化に応じ、サービス水準の維持を前提とした施設機能の適正化に取り組む。

① - 2. 基本原則

- インフラ施設の長寿命化を図る。
- インフラ施設のきめ細かなメンテナンスを着実にを行う。
- インフラ施設の新設は真に必要なものに限定する。
- インフラ施設に係る目標：安全・安心な市民生活と持続的なサービス水準確保のため、現在の投資額（1 年当たり約 20 億円）の範囲内で今後のインフラ施設の新設・更新をバランスよく実施する。

① - 3. 取組方針

① - 3 - 1. 点検・診断等

- 施設の点検・診断等を定期的に行い、劣化状況や性能低下状況を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施する。
- 施設の状況や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、以降の点検・診断等に活用する。

① - 3 - 2. 維持管理・修繕・更新等

- 点検・診断等の結果に基づき、施設ごとの特性や健全性等に応じて保全の優先度を設定し、計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
- 施設の維持管理・修繕・更新等コストの現状把握を行い、中長期的な視点から財政負担の縮減と平準化に向けた取組を実施する。

① - 3 - 3. 安全確保

- 点検・診断等により危険性が認められた施設については、安全・安心に利用できるよう優先的に維持修繕等の対策を講じる。
- 道路の陥没、橋桁の腐食など高度の危険性が認められる施設については、市民の安全

確保を最優先し、速やかに利用停止等の対処を行う。

① - 3 - 4. 耐震化

- インフラ施設の多くはライフラインとして市民生活に直結しており、安全・安心の確保の観点からも計画的に耐震化その他必要な対策を進める。
- 地震時においても必要な機能を適切に確保するため、橋梁や管路などの耐震化を継続して実施する。

① - 3 - 5. 長寿命化

- 施設ごとの特性や健全性等に応じて、壊れてから直すという、従来の事後保全型の維持管理・修繕等から予防保全型に移行する。
- 計画的に予防保全型の維持管理・修繕等を実施することで、できる限り施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と平準化を進める。
- 新たに施設整備を行う際は、新技術の導入や長期に利用できる仕様を検討し、長寿命化を図る。

① - 3 - 6. 施設機能の適正化

- インフラ関連建築物については、公共施設再配置計画による施設総数・総量削減（統合や廃止）に向けた取組を適用する。
- 人口構造や社会環境、地域ニーズの変化などにより、新設・改修・更新をバランスよく実施することで施設機能の適正化を図る。
- 必要なインフラ機能を維持しながら的確に更新等を行うため、更新等の際には施設の利用状況等を踏まえ、その必要性について廃止を含めて検討する。
- 本市の総合振興計画や都市計画マスタープランなどの、将来のまちづくりに関する方針を踏まえ、集約型都市構造の構築を見据えながら、施設機能の適正化について検討していく。

① - 3 - 7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

- 本計画による各取組を効果的かつ効率的に推進するため、施設の状態や対策履歴等の情報を全庁的に共有するとともに、各部局の施設所管課等が連携した全庁横断的な推進体制を構築する。
- 本計画による予防保全型の管理を計画的かつ着実に実施するため、財政部局と連携した予算配分の仕組みを構築する。

① - 3 - 8. 施設の維持管理・運営の効率化

- PPPを推進し、PFIや指定管理者制度の導入等、民間活力を活用して、施設機能やサービスを維持・向上させつつ、施設の更新・維持管理・運営等のコストの縮減を図る。
- 施設の維持管理・運営費、更新費までを含めたライフサイクルコストを考慮したうえで使用料・利用料金の設定見直しを検討する。
- 市民や地域団体が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、市民との協働・連携による施設管理を促進する。

① - 3 - 9. ユニバーサルデザインの推進

- 公共施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての人にとって利用しやすい施設を整備する。
- バリアフリー水準の底上げを図ることで、高齢者・障害者等を含む誰もが安心して施設を利用できる環境の整備を図る。

① - 3 - 10. 公共施設等のマネジメントの実効性を高めるための方策

- 市民と行政が公共施設に関する情報と問題意識を共有するため、施設に関する情報を積極的に公開していく。
- PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを基本とした、計画の進捗管理や見直しを行うことで、継続的な公共施設等マネジメントを確立する。
- 必要に応じて国や県などの関係機関と連携し、取組を進める。
- 固定資産台帳等の公会計情報の活用を踏まえ、全庁的に、インフラ施設を含めたデータベースの構築を進める。

② 施設種別方針

② - 1. 道路・橋梁

- 「道路維持保全計画（舗装編）」に基づき、道路舗装の計画的な維持・修繕に努める。
- 計画的で適正な維持管理・更新等を行い、居住環境や日常生活における利便性の向上や、緊急車両の通行及び災害活動の迅速性の確保等安全確保を図る。
- 橋梁については、令和元年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に修繕・更新・改良等を進める。
- 日常点検や定期点検により、橋梁の状況の把握に努め、安全性や信頼性を確保し、事故防止への迅速な対応を図ると共に、必要に応じて災害時を考慮した耐震化を実施する。
- 駅前広場については、定期的な点検により状況把握を行い、適切な管理手法と維持コストについて検証する。

② - 2. 河川

- 河川における災害の発生を防ぐことを前提に、維持管理・運営の効率化を図る。
- 調整池は、所在地における必要機能を確保することを前提に、維持管理・運営の効率化を図る。

② - 3. 公園・屋外スポーツ施設

- 平成30年3月に策定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な管理を推進する。
- 災害時の避難場所として利用されることを考慮し、遊具等の公園施設や樹木について、適切な点検及び維持管理による安全確保を図る。
- 指定管理者制度に基づいた業務の進捗管理や指定管理料の見直しなど、維持管理・運営の改善や効率化を進める。

② - 4. 上水道

- 公営企業として将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、アセットマネジメントに取り組み、中長期的な視点に立った計画的、効率的な施設の整備、更新を進める。

② - 5. 下水道

- 令和3年1月に策定した「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、公共下水道と農業集落排水の計画的な管理を推進する。
- 「生活排水処理施設整備構想」の趣旨を踏まえて、各地域の特性に合わせた効率的な整備を進める。
- 今後は既存施設の耐震性の強化を図るとともに、新設する施設については、耐震性を十分に考慮した整備を推進する。

(19) 本庄市公共施設維持保全計画

- 策 定：平成 29（2017）年 3 月
- 目標年次：30 年間

① 改修・更新の方針

① - 1. 改修の方針

- 長寿命化対象施設については、施設の用途、構造、築年数、劣化状況、改修履歴などの特性に応じて、適切な周期で改修を行い、施設機能の維持向上と長寿命化を図ります。また、長寿命化対象外施設についても経常改修による対応を行うことにより、利用者・管理者の安全性、利便性を確保します。

① - 2. 更新の方針

- 更新対象施設が、目標使用年数を迎えた際には、社会情勢や市民ニーズを把握したうえで、最適な規模、機能を有した施設への更新を行います。
- 公共施設再配置計画により延床面積の削減に位置づけられている施設や、複合・集約化を検討する施設は、施設規模を縮小したうえでの更新や他施設との複合・集約化を検討します。また、廃止を検討する施設については、目標使用年数を迎えた際に、必要性の検討を行い、今後の方針を決定することにより、公共施設再配置計画で掲げる、30 年間で延床面積 15%の削減目標を目指します。

② 施設分類別維持保全方針

② - 1. 複合施設

- アスピアこだま、セルディ、本庄駅南口複合施設は、適切な時期に改修を行い、長寿命化を図ります。
- いずみ保育所・発達教育支援センター「すきっぷ」は、施設の構造上改修による長寿命化がそぐわないため、長寿命化を図るための改修は行わず、経常改修により施設の劣化に対応します。

② - 2. 公民館

- 公民館は、公共施設再配置計画において更新時に統廃合を実施する施設に位置づけられるため、長寿命化を図るための改修は行わず、経常改修により施設の劣化に対応します。また、目標使用年数を迎えた際には、複合・集約化による統廃合を図ります。

② - 3. 市民活動施設・文化施設・図書館

- 市民活動交流センター（はにぼんプラザ）は、適切な時期に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 勤労青少年ホーム、あさひ多目的研修センターは、公共施設再配置計画において必要性を検討する施設に位置づけられるため、長寿命化を図るための改修は行わず、経常改修により施設の劣化に対応します。また、目標使用年数を迎えた際には、廃止について検討します。
- 市民文化会館、図書館は、適切な時期に改修を行い、長寿命化を図ります。

② - 4. スポーツ施設

- スポーツ施設は適切な時期に改修を行い、長寿命化を図ります。

② - 5. 産業振興施設・保健・福祉関連施設

- 観光農業センター、ふれあいの里いずみ亭は、施設の構造上改修による長寿命化がそぐわないため、長寿命化を図るための改修は行わず、経常改修により施設の劣化に対応します。また、目標使用年数を迎えた際には、適正配置について検討し、更新する場合には延床面積削減を基本とし、他施設との複合・集約化による統廃合を検討します。
- 保健・福祉関連施設は、適切な時期に改修を行い、長寿命化を図ります。

② - 6. 保育所・児童施設

- 休所を予定している金屋保育所は、今後のあり方について検討します。
- 久美塚保育所は、適切な時期に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 前原児童センター、日の出児童センターは、適切な時期に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 寿学童保育室は、施設の構造上改修による長寿命化がそぐわないため、長寿命化を図るための改修は行わず、経常改修により施設の劣化に対応します。また、目標使用年数を迎えた際には、適正配置について検討し、更新する場合には他施設との複合・集約化による統廃合を検討します。

② - 7. 庁舎等

- 市役所、児玉総合支所第二庁舎、本庄駅自由通路は、適切な時期に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 旧勤労会館は、公共施設再配置計画において必要性を検討する施設に位置づけられるため、長寿命化を図るための改修は行わず、経常改修により施設の劣化に対応します。また、目標使用年数を迎えた際には、廃止について検討します。

② - 8. 学校

- 学校は、適切な時期に改修を行い、長寿命化を図ります。また、更新時期を迎える他施設との複合化を検討します。
- 休校中の本泉小学校は、今後のあり方について引き続き検討します。

② - 9. 市営住宅

- 市営住宅は、市営住宅長寿命化計画と対応した時期に適切な改修を行います。
- PC造の市営住宅は、目標使用年数を迎えた際には、需要等を考慮した上で、廃止について検討します。

② - 10. 防災施設

- 消防団器具置場は、施設の用途上改修による長寿命化がそぐわないため、長寿命化を図るための改修は行わず、経常改修により施設の劣化に対応します。
- CB造の消防団器具置場は、順次更新を行います。
- 防災倉庫は、施設の構造上改修による長寿命化がそぐわないため、長寿命化を図るた

めの改修は行わず、経常改修により施設の劣化に対応します。

② - 11. 文化財収蔵庫・公衆便所

- 文化財収蔵庫は、施設の用途・構造上改修による長寿命化がそぐわないため、長寿命化を図るための改修は行わず、経常改修により施設の劣化に対応します。また、目標使用年数を迎えた際には、移転、複合化を検討します。
- 公衆便所は、施設の用途・構造上改修による長寿命化がそぐわないため、長寿命化を図るための改修は行わず、経常改修により施設の劣化に対応します。

2. 埼玉県

(1) 埼玉県5か年計画

- 策定：令和3年（2021年）12月
- 目標年次：令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

① 埼玉県の目指す将来像

〔将来像1 安心・安全の追究〕

- 危機や災害ごとのシナリオ作成や訓練の実施などを通じて、危機管理・防災体制が再構築され、あらゆる危機がいつ、どこで起きても被害を最小限に抑えられる社会を目指します。
- 警察・行政の対応力が強化され、犯罪や事故の発生が抑えられるとともに、県民のあらゆる生活ニーズへ支援が行き届き、誰もが不安を感じることなく暮らすことのできる社会を目指します。
- 医療・介護などのサービスが必要に応じてきめ細かく提供される体制が整うとともに、地域の見守り体制が強化されることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができる社会を目指します。

〔将来像2 誰もが輝く社会〕

- あらゆる子育てニーズが満たされるとともに、子供たちの学力に加え EQ の向上や国際交流が進み、変化の激しい時代にあっても力強くグローバルに活躍できる人材が育つ社会を目指します。
- 人生100年時代に備え、いつまでも健康に、いつでも学べる環境が整うとともに、ポストコロナの新しい働き方やグローバル化に対応した職場や地域が増え、全ての県民が互いの人権を尊重し、高齢者や女性など誰もが意欲と能力に応じて生き生きと活躍できる社会を目指します。
- 交流や活動の活発化、デジタル技術による利便性の向上など、誰もが参画しやすい地域づくりが進むとともに、文化芸術やスポーツ、観光などがより多彩になり、県内外から人を引き付ける魅力あふれる社会を目指します。

〔将来像3 持続可能な成長〕

- コンパクト・スマート・レジリエントの要素を含む持続可能なまちづくりが進むとともに、公共交通の安全性、利便性が向上し、誰もが安心して円滑に移動できる社会を目指します。
- 再生可能エネルギーの普及拡大や分散型エネルギーの利活用などによって脱炭素社会へ近づくとともに、水やみどりを守り育む県民や企業が増え、豊かな自然に人が集まり、にぎわう社会を目指します。
- デジタル技術などを活用した新たな産業の育成や中小企業・農林業者の生産性の向上などが進み、スマート化の進展による持続的な経済成長や雇用が実現する社会を目指します。

② 分野別施策

② - 1. 災害・危機に強い埼玉の構築

② - 1-1. 危機管理・防災体制の再構築

- 首都直下地震や激甚化・頻発化する台風、豪雨災害への対応のみならず、新興感染症やテロも含めたあらゆる危機に備えることが改めて必要になっています。そこで、米国の政府機関である FEMA の持つ機能に着目し、平時から危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めたシナリオを作成し、訓練を繰り返すことなどを通じて、関係機関同士の強固な連結を推進します。
- 様々な手段を活用した災害関連情報の発信やマイ・タイムラインの県民への普及を行い、高齢者、障害者をはじめ住民の円滑な避難のための支援体制の充実を図るなど地域における「自助」、「共助」の強化を促進します。
- また、災害時の医療提供体制の整備や被災後の迅速な復旧・復興を見据えた事前準備に取り組むなど、全ての人々が安全で持続可能な暮らしを確保できるよう危機管理・防災体制を再構築します。

② - 1-2. 大地震に備えたまちづくり

- 大地震による被災者数を大幅に減らすとともに、社会や経済などへの影響を最小限にとどめるため、防災拠点となる公共施設をはじめ、橋りょうや上下水道施設などの耐震化を推進し、強靱なインフラを構築します。
- 大地震発生時の火災や建築物倒壊などによる被害を軽減するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業による基盤整備や住宅密集地の改善を促進するとともに、緊急輸送道路の沿道や大規模な民間建築物の耐震化支援、応急危険度判定等の体制を強化します。
- また、大地震発生後に円滑な救命・救急活動を行うため、防災拠点を結ぶ道路の整備や無電柱化などを進めるとともに、デジタル技術の活用により道路啓開体制などを強化します。

② - 1-3. 治水・治山対策の推進

- 近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、本県においても令和元年東日本台風で大きな被害が生じました。そのような状況から県民の生命や財産を守るため、県土の強靱化を引き続き進めます。
- 河川や下水道、砂防関係施設などを整備するハード対策を着実に進めます。ソフト対策では、県民が早期の避難を自ら行えるようデジタル技術の活用による監視体制の強化や、様々な通信手段の活用により防災情報を発信するとともに、流域治水への転換に伴う水災害リスクに備えたまちづくりのための浸水想定区域図等の活用などを推進します。
- また、河川やダムなどの各種施設が災害時に確実かつ十分な機能を発揮できるよう、適切な維持管理や計画的な更新を推進します

② - 2. 県民の暮らしの安心確保

② - 2-1. 交通安全対策の推進

- 交通事故死者数を減らすためには、交通事故の加害者にも被害者にもならない意識を育てることが必要です。県民総ぐるみの交通安全運動や、高齢者をはじめあらゆる年齢層の特性に応じた交通安全教育を実施します。
- 特に、歩行中や自転車乗用中の事故死者数が多いことから、横断歩道における歩行者優先の意識付けや自転車安全教育などを行います。
- 交差点の改良、道路標示や自転車レーンなどの整備を行い、交通事故の起こりにくい道路環境づくりを進めるとともに、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを実施します。
- 交通事故データを多角的に分析・活用し、交通事故の起きない社会を目指します。

② - 2-2. 安全な水の安定供給と健全な水循環の推進

- 全ての県民に安全な水を安定的に供給するため、ダムや堰などの水資源開発施設の整備による渇水時における水源の確保、災害時における飲料水の確保に努めるとともに、県営浄水場への高度浄水処理施設の整備、河川や地下水等の水質の保全と監視や水道の水質検査の精度管理により、水道水の安全性を維持します。
- また、将来にわたり安全・安心な水を安定して供給し続けるため、耐震化や老朽化対策など水道施設の計画的な更新・維持管理を図るとともに、水道広域化を軸とした水道事業者の経営基盤の強化を促進します。
- さらに、健全な水循環を維持・回復するため、水の貯留・かん養機能を有する森林、河川、農地、都市施設の整備などを進めるとともに、雨水や再生水の活用など、限りある水資源を効率的に利用する節水型社会の実現に向けて普及啓発を進めます。

② - 3. 介護・医療体制の充実

② - 3-1. 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

- 本県では、令和7年（2025年）に団塊世代が75歳以上となり、後期高齢者の急増が見込まれます。そのため、医療や介護が必要な県民の増加に対応するとともに、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを送りたいと願う高齢者を支える必要があります。
- そこで、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる深化に取り組みます。また、認知症の方やその家族を支援するチームオレンジを構築するなど、地域における認知症バリアフリーを推進します。
- 一方で、在宅での生活が困難になった場合には誰もが安心して介護サービスを受けられるよう、特別養護老人ホームなどの施設を引き続き整備します。

② - 3-2. 地域医療体制の充実

- 全ての県民が県内各地域において、いつでも必要な医療サービスを受けられるよう、医療機関の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制を構築します。周産期医療や小児救急医療、救急搬送などの体制を強化するため、医療機能の整備や医師の派遣などにより体制の充実に努めます。

- また、近年激甚化・頻発化する台風や豪雨等の災害に対応するため、災害時に拠点となる病院の整備など災害医療体制の強化に努めます。
- 県民の利便性向上や感染症拡大防止にも有効なオンライン診療等について、医療機関等への普及を促進します。

② - 4. 子育てに希望が持てる社会の実現

② - 4-1. 子育て支援の充実

- 本県は核家族の割合が高く、子育て中の夫婦が自分たちの親からの支援を受けにくい状況にあります。また、多様な形態での働き方も進んできていることから、保育ニーズの増加・多様化に対応する必要があります。本県はこれまで保育サービスの受入枠拡大を進めてきましたが、保育士は依然として不足している状況にあり、県南地域を中心に待機児童の解消は引き続き課題となっています。
- こうした状況を改善するため、引き続き保育の受皿の拡充や、新卒保育士や潜在保育士の就職支援などにより保育士の確保・定着を進めるとともに、保育の質の向上に取り組めます。また、延長保育や病児保育といった様々なニーズに対応したきめ細かい保育サービスの提供を支援します。
- さらに、就学後も全ての児童が安心・安全に過ごせるよう、放課後児童クラブなどの充実や子供の居場所づくりへの支援を進めます。

② - 5. 未来を創る子供たちの育成

② - 5-1. 質の高い学校教育の推進

- 児童生徒数の減少や教育ニーズの多様化、コロナ禍を契機とした1人1台端末によるオンライン学習の実施など、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。
- こうした時代の変化に対応し、次代を担う児童生徒が社会を生き抜く力を育成するため、質の高い学校教育を推進する必要があります。そこで、教育の情報化や安全で快適な学校環境の整備を図るとともに、魅力ある学校づくりを進めます。また、優れた教職員の確保や教職員研修の充実、働き方改革を推進し、一人一人に応じた公平で質の高い教育を全ての児童生徒に提供します。
- 近年、教職員による不祥事が後を絶たないことから、県民の信頼回復に向けて、不祥事の根絶に取り組めます。

② - 5-2. 家庭・地域の教育力の向上

- 家庭は、乳幼児期からの自己肯定感・自己有用感を育成するとともに、基本的な生活習慣などを身に付ける上で重要な役割を担っています。そのため、これから親になる世代や子育て中の親に対し、「親の学習」など親としての力を高める学習を推進します。
- また、地域には多様な物的・人的資源があり、子供は日常的なふれあいや様々な経験を通じて社会性を身に付けることができます。そこで、「学校応援団」の活動の充実を図るとともに、放課後や週末などの子供たちの居場所づくりに対する市町村への支援やコミュニティ・スクールの導入を一層促進します。
- 学校・家庭・地域が積極的に連携・協働し、社会総がかりで誰一人取り残すことなく子供たちの学びや育ちを支えていきます。

② - 6. 人生100年を見据えたシニア活躍の推進

② - 6-1. 生涯にわたる学びの推進

- 人生100年時代をより豊かに生きるためには、若い頃に身に付けた知識・技能だけに頼るのではなく、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、学習の成果を働くことや地域社会の課題解決につなげていくことが一層重要になっていきます。
- 本県では、高齢者を含め、多様な世代が新たな学びを始めるきっかけづくりや生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりに取り組んできました。引き続きNPO、民間企業等とも連携し、障害者も含めた全ての県民に社会の変化にも対応した豊かな生涯学習の機会を提供することで、人づくり、地域づくりを進めます。

② - 6-2. 高齢者の活躍支援

- 人生100年時代を見据えて、高齢者が多様な活動を通じて充実した日々を過ごすこと、社会の担い手として地域社会に貢献することなど、誰もが健康で豊かな生活を送ることができる生涯現役社会の実現を目指します。
- 元気な高齢者が希望に応じて働ける場を増やすとともに、長い人生で培った経験や学び直しにより得た新たな知識などを生かした就業や起業の支援を行うことで、高齢者のセカンドキャリアを後押しします。
- また、高齢者が地域活動やスポーツに参加する機会を拡大するため、活動参加へのきっかけづくりや情報発信などを進めるとともに、市町村が行う健康づくり事業を支援します。

② - 7. 支え合い魅力あふれる地域社会の構築

② - 7-1. 地域の魅力創造発信と観光振興

- 活力ある地域社会を創るためには、地域の魅力である多彩な地域資源や文化を起点としたつながりを深め、県内外の人や物の交流を活発にすることが必要です。
- このため、働き方の見直しに伴う都市部から地方への新たな人の流れを捉えることで関係人口の創出や移住・定住につなげます。あわせて、地域の顔となる公園の整備や水辺空間の利活用などにより、誰もが住みたくなる魅力的なまちづくりを進めます。
- また、eスポーツイベントと連携した本県の観光PRや、アニメに代表される地域資源を活用した体験型観光の充実を図るとともに、市町村・民間との連携により国内外からの誘客を図ることで地域経済を活性化します。

② - 7-2. 文化芸術の振興

- 文化芸術は人々の創造性を育み、感動や安らぎを与え、心豊かな生活をもたらします。アーティスト、文化芸術団体などと連携し、県民誰もが文化芸術に親しめる機会を充実させるとともに、本県の文化芸術の多彩な魅力を県内外に発信していきます。
- また、各地域に根差した伝統芸能や生活文化を守り、将来に継承するため、後継者の育成・支援や伝統文化について理解を深める取組を進めます。
- さらに、市町村などと連携し、地域の文化資源を活用した地域の活性化を図ります。

② - 7-3. スポーツの振興

- スポーツは人々に「楽しさ」、「喜び」をもたらし、人生をより豊かにするとともに、健康

長寿の実現や地域の活性化など社会の活力を生み出す力を持っています。

- 県民誰もがスポーツを様々な形で楽しむことができる機会を増やすため、多彩なスポーツ大会やイベントを誘致・開催するとともに、スポーツ環境の充実を図ります。
- また、国際的なスポーツイベントを通じて高まっているスポーツへの関心を更に高めるため、全国や世界で活躍できる人材の育成を支援します。
- さらに、スポーツの人と人をつなぐ力などを活用し、社会的課題の解決に取り組みます。

② - 7-4. デジタル技術を活用した県民の利便性の向上

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として生活や働き方が大きく変化する中、行政サービスのデジタル化は急務となっています。また、今後本県は少子高齢化をはじめとする様々な社会課題に直面しますが、デジタルトランスフォーメーション（DX）は諸課題を解決する鍵になることが期待されています。
- このような状況を踏まえ、県民生活をより便利で豊かなものにするため、行政サービスのオンライン化やインターネットを活用した情報提供の拡充など、デジタル技術やデータを活用した誰もが利用しやすい県民サービスの向上を推進していきます。
- また、データ活用による新サービスの創出と地域の活性化支援や、インフラの整備・維持管理におけるデジタル技術の活用など、DXを推進し県行政の効率化を図ります。
- さらに、個人情報の安全な運用や、サイバー空間における脅威への対応など、県民が安心してデジタル技術やデータを利用できるための取組を併せて行います。

② - 7-5. 多様な主体による地域社会づくり

- 少子高齢化が進む中、地域活動の担い手不足が生じています。地域の活力を維持し、共に助け合い誰一人取り残さない社会を実現するため、県民、NPO、企業などあらゆる主体が連携して共助の取組を進めます。
- 地域活動の担い手として期待される元気な高齢者に対し、地域活動やボランティア活動に参加するきっかけや学びの機会を提供するとともに、地域の課題解決に取り組むNPOなどを支援します。
- また、市町村が抱える様々な課題に対し、県、市町村、企業等が連携して取り組み、地域の特性や社会の変化を踏まえた魅力ある地域づくりを進めます。

② - 8. 未来を見据えた社会基盤の創造

② - 8-1. 住み続けられるまちづくり

- 人口減少、少子高齢化の進行などを背景に、中心市街地の衰退や都市の低密度化が進むことによる地域活力の低下などが懸念されています。
- 持続可能で住み続けられるまちの実現のため、都市機能の集積や居住機能の誘導に向けた効率的なまちづくりや、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」として、コンパクト・スマート・レジリエントの要素を踏まえたまちづくりに市町村や民間企業などと共に取り組みます。
- 景観や安全性・利便性向上に配慮した都市基盤を整備し、商業地などの都市機能が適切に配置された、誰もが暮らしやすく魅力あるまちづくりを進めます。
- また、近年、顕在化している空き家問題などに対する取組を進めます。

② - 8-2. 埼玉の価値を高める公共交通網の充実

- 鉄道やバスなどの公共交通機関は、県民の日常生活を支える重要な移動手段です。
- あらゆる立場の人に配慮し県民誰もが安全で快適に利用できるよう、公共交通の安全性・利便性を向上させる取組を促進するとともに、地域住民の日常の足として重要なバス路線の維持・確保を図ります。
- また、関係自治体との連携により、地域鉄道・第3セクター鉄道の運営を支援するとともに、「あと数マイルプロジェクト」の推進により鉄道網（埼玉高速鉄道線、東京12号線、東京8号線、日暮里・舎人ライナー、多摩都市モノレールの5路線）の県内延伸を検討します。
- さらに、地域の足の確保に取り組む市町村と連携し、県全体の持続可能な地域公共交通の確保・充実に努めます。

② - 8-3. 埼玉の活力を高める道路ネットワークの構築

- 圏央道の県内区間の全線開通や常磐自動車道との接続、外環道の千葉区間の開通により、交通の要衝としての本県の強みは飛躍的に増えています。
- このような本県の優位性を生かし、産業振興や地域の更なる活性化につなげるため、「あと数マイルプロジェクト」として、新大宮上尾道路や東埼玉道路をはじめとした県内高速道路の整備の促進、幹線道路のミッシングリンクの解消や多車線化などを重点的に進め、広域的な道路交通ネットワークを構築します。
- また、スマートインターチェンジの設置に対する支援や、地域の生活を支える身近な道路や防災拠点を結ぶ道路の整備を推進します。
- これまでに築き上げてきた社会基盤を次世代に引き継ぐため、計画的な補修・更新などを進め、強靱なインフラを構築します。

② - 9. 豊かな自然と共生する社会の実現

② - 9-1. みどりの保全と創出

- 県民や市町村、関係団体などが連携して行う身近な緑地の保全等の活動支援や、園庭などの芝生化や施設緑化など都市部における緑の創出に取り組みます。
- また、都市と山村の連携による豊かな森づくりを進めるとともに、水源のかん養や生物多様性の保全など森林が持つ多様な機能を持続的に発揮させるため、適切な森林整備を進めます。
- さらに、水田をはじめとした農地の保全、地域の特徴を生かした歴史と伝統のある農業を継承していく取組を支援します。
- 県民が緑に親しみを持ち、緑を学ぶための学習環境の整備も推進します。

② - 9-2. 恵み豊かな川との共生

- グリーンインフラ及びその活用・展開の場でもある豊かで清らかな川を本県の大切な財産として未来に残すために、公共下水道などの生活排水処理施設の整備や合併処理浄化槽への転換の促進、非かんがい期の農業用水路への通水などにより、河川水質の保全や更なる改善を推進します。
- さらに、川との共生や保全に取り組む団体や企業、個人などの活動を支援・促進するとと

もに、民間事業者と連携した魅力的な水辺空間の創出や、自然や生物、景観に配慮した地域に親しまれる川の整備を進めていきます。

② - 9 - 3. 生物多様性の保全

- 生物多様性と生態系の保全に向け、県民一人一人が生物多様性への関心を高めるため、埼玉県生物多様性保全戦略に基づき、森林・里山・都市などの地域特性を生かした様々な取組を進めていきます。
- 自然公園や自然ふれあい施設などを利用し、県民が生物多様性や自然環境保全の重要性について学ぶ機会を創出します。
- さらに、希少野生動植物種の調査や保護増殖活動に取り組むとともに、生態系や生活環境、農林業に与える影響を低減するため、侵略的外来生物の計画的な防除や野生鳥獣の保護管理を進めます。
- また、人と動物が共生する社会に向け、動物愛護や適正飼養の普及啓発に取り組みます。

② - 9 - 4. 活力ある農山村の創造

- 本県の農山村は人口減少や高齢化が進んでおり、活力の低下が懸念されています。農山村に住む人々はもとより、訪れる人々にも快適な空間となるよう、水源のかん養や良好な景観の形成など農林業・農山村の有する多面的な機能が十分に発揮された持続可能で魅力ある農山村づくりを推進します。
- 農山村の機能を維持し生活環境を充実させるため、農地や水路などの保全に地域で取り組む共同活動を広げるとともに、農業集落排水の整備や鳥獣害防止対策を支援します。また、雇用やにぎわいの創出のため、農山村の多様な資源を活用した産業を振興します。さらに、都市住民との交流や移住の促進などにより農山村を活性化するとともに、農林業・農山村の多面的な機能に対する県民の理解を深めます。

② - 9 - 5. 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

- 県民一人一人のごみの排出量削減への意識を醸成し、ごみを減らすライフスタイルを推進するとともに、事業者資源の循環利用や事業活動による廃棄物の排出削減を促します。また、県民や事業者、行政などが一体となり食品ロス削減を進めていきます。
- プラスチック製品の再使用・再生利用などによる循環的利用を推進するとともに、下水汚泥やバイオマスなどを資源としたガス発電や廃熱利用など廃棄物の持つエネルギーの有効活用を進め、限られた資源を繰り返し利用する循環経済の活性化を図ります。
- このほか、産業廃棄物の不適正処理への対策強化や不法投棄を防止するための関係機関と連携した監視体制の強化を図るなど、環境への負荷の少ない持続可能な社会に向けた取組を進めます。

② - 9 - 6. 地球環境に優しい社会づくり

- 温室効果ガスの排出と吸収の均衡（カーボンニュートラル）を実現するためには、県だけでなく、県民や事業者、国や市町村などが一体となってその対策に取り組むことが不可欠です。
- そのために、太陽光やバイオマス、地中熱など多様な再生可能エネルギーの地域の実情に応じた普及拡大、県民のライフスタイルの転換や低炭素住宅の普及促進などに取り組みま

す。

- また、エネルギーの効率的な利活用に向けた事業者への支援、環境負荷を低減させる自動車の普及促進、交通渋滞を緩和するための道路整備などを進めます。
- このほか、顕在化している気候変動による被害を回避・軽減するための適応策も推進し、世界や国全体の動向を注視しつつ、県民が安心して豊かに暮らせる持続可能な社会の実現を目指します。

② - 9-7. 公害のない安全な地域環境の確保

- 環境意識や技術の向上などにより、県内の大気、水質、土壌の汚染は改善が進んでいるものの、微小粒子状物質 (PM2.5) や光化学オキシダントのように子供や高齢者などが影響を受けやすい物質もあります。そのため、引き続き監視測定結果を県民・事業者に提供していきます。
- また、工場・事業場から排出される有害物質や揮発性有機化合物 (VOC) の規制や工場・事業場への監視・指導を行うとともに、建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の指導やモニタリング調査などを進めていきます。
- さらに、化学物質の排出量などの把握や事業者への排出抑制指導、騒音・振動・悪臭など身近な生活環境に関する問題に迅速かつ適切に対応していきます。

② - 10. 稼げる力の向上

② - 10-1. 新たな産業の育成と企業誘致の推進

- 本県が将来にわたり成長・発展を続けていくためには、新たな産業の育成や県経済をけん引する成長産業の誘致により、その集積を図ることが必要です。
- ポストコロナ社会に向けてデジタルトランスフォーメーション (DX) に取り組む中小企業・小規模事業者を支援するため、AI・IoT・ロボットをはじめとしたデジタル技術の活用支援や、製品開発及び実証の支援などにより、企業の「稼げる力」を高めます。
- さらに、豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備を行うとともに、市町村や金融機関等と連携したオール埼玉での企業誘致や、フォローアップを通じた企業のビジネスチャンスの拡大と県内への定着を支援し、本県の持続的な成長につなげていきます。

② - 10-2. 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援

- 本県の持続的な成長を実現するためには、県内企業の 99.8%を占める中小企業・小規模事業者の経営の安定と生産性の向上が不可欠です。
- 新たな時代に向けて競争力を高めるため、デジタルトランスフォーメーション (DX) や経営革新、新製品の開発、SDGs の推進に取り組む企業を支援するとともに、新たな活力の源である起業・創業に対して伴走型で成長を支援します。
- また、国内の新たな販路拡大の支援や、ジェトロ埼玉等の関連機関と連携した海外市場へのビジネス展開の支援など、新たな事業展開の後押しにより、県内企業の「稼げる力」を高めます。
- さらに、事業承継などの経営課題に対するプッシュ型支援、事業継続計画 (BCP) 作成や円滑な資金調達など、多様な企業ニーズに応じた支援施策を展開します。

② - 10-3. 商業・サービス産業の育成

- コロナ禍を契機に様々な業種でデジタル化が進む中、他業種に比べて労働生産性が低い商業・サービス産業のデジタル化は喫緊の課題と言えます。
- こうした時代の変化に対応し、キャッシュレスやeコマースといった新たな決済・販売手法の導入など、事業者のデジタル技術の活用を支援することで、商業・サービス産業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を後押しします。
- また、新たな商品やサービスの開発を通じて生産性や収益の改善を図る経営革新の取組を支援します。
- さらに、地域商業の活性化を図るため、担い手となる人材の育成や集客イベントへの支援などを通じて、魅力と活力にあふれる商店街づくりを支援します。

② - 10-4. 産業人材の確保・育成

- デジタル技術の進展などによる産業構造の転換に伴い、働く人に求められる能力は変化しています。県内企業の持続的な成長を実現するため、ポストコロナ社会において企業が必要とする人材の確保・育成を支援します。
- そこで、高等技術専門校や民間教育訓練機関を活用し、企業ニーズに対応した職業訓練を行います。また、デジタル技術を活用できる人材の不足に対応するため、AI・IoT分野の人材育成研修を実施します。
- さらに、企業の海外展開を担う人材の確保や、引き続き需要が見込まれる福祉・医療分野の専門人材を育成します。あわせて、子供の発達の段階に応じて社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育成するため、キャリア教育や職業教育を進めます。

② - 11. 儲かる農林業の推進

② - 11-1. 農業の担い手育成と生産基盤の強化

- 本県の新たな就農者は近年増加傾向にあるものの、高齢化や後継者不足による農業者の減少は長期的に進行しており、農業の担い手不足が懸念されています。農業の競争力や持続性を確保するため、農業経営の法人化を更に進めるとともに、意欲ある農業経営体を支援します。
- また、新規就農者の確保・育成及び定着を図るとともに、女性農業者や高齢農業者の活躍や企業などの参入を促し、地域農業を支える多様な担い手を育成します。
- さらに、農地面積が減少を続ける中、農地の有効利用や生産性の向上を図るため、意欲ある担い手への農地の集積・集約化や、ほ場整備など生産基盤の整備を進めます。

② - 11-2. 強みを生かした収益力ある農業の確立

- 人口減少や高齢化、デジタル技術の発展、経済の国際化の進展など、本県農業を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。
- こうした変化に対応するため、首都圏という大消費地の中に位置する地の利を生かし、消費者ニーズを的確に反映した農産物の生産拡大を図るとともに、県産農産物などの高付加価値化やブランド化、地産地消の推進による需要拡大に取り組み、農業の収益力を高めま
- また、デジタル技術などを活用したスマート農業の推進や本県の自然条件に適した新技

術・新品種の開発・普及により、イノベーションを促進し生産性を向上させます。

- さらに、家畜伝染病の予防対策や迅速・的確な防疫対策に向けた危機管理体制の強化により、発生予防及びまん延防止を図ります。

② - 11-3. 林業の生産性向上と県産木材の利用拡大

- 本県では木材価格の低迷などを背景に、計画的な伐採や植栽が行われない「森林の少子高齢化」が進んでいます。「伐って・使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進め、森の若返りを図ることで、持続可能な森林管理を推進します。
- 林業事業体の生産性を向上させるため、スマート林業や森林の団地化・施業の集約化を推進するとともに、森林管理道などの整備や高性能林業機械の導入を進めます。
- また、担い手を確保・育成するため、経営改善に取り組む林業事業体の支援や人材育成などを通じた技術力の向上を図ります。
- さらに、県産木材の利用を拡大するため、サプライチェーンの実現を図るなど安定的な供給体制を整備するとともに、公共施設などにおける利用を推進します。

③ 地域の施策展開

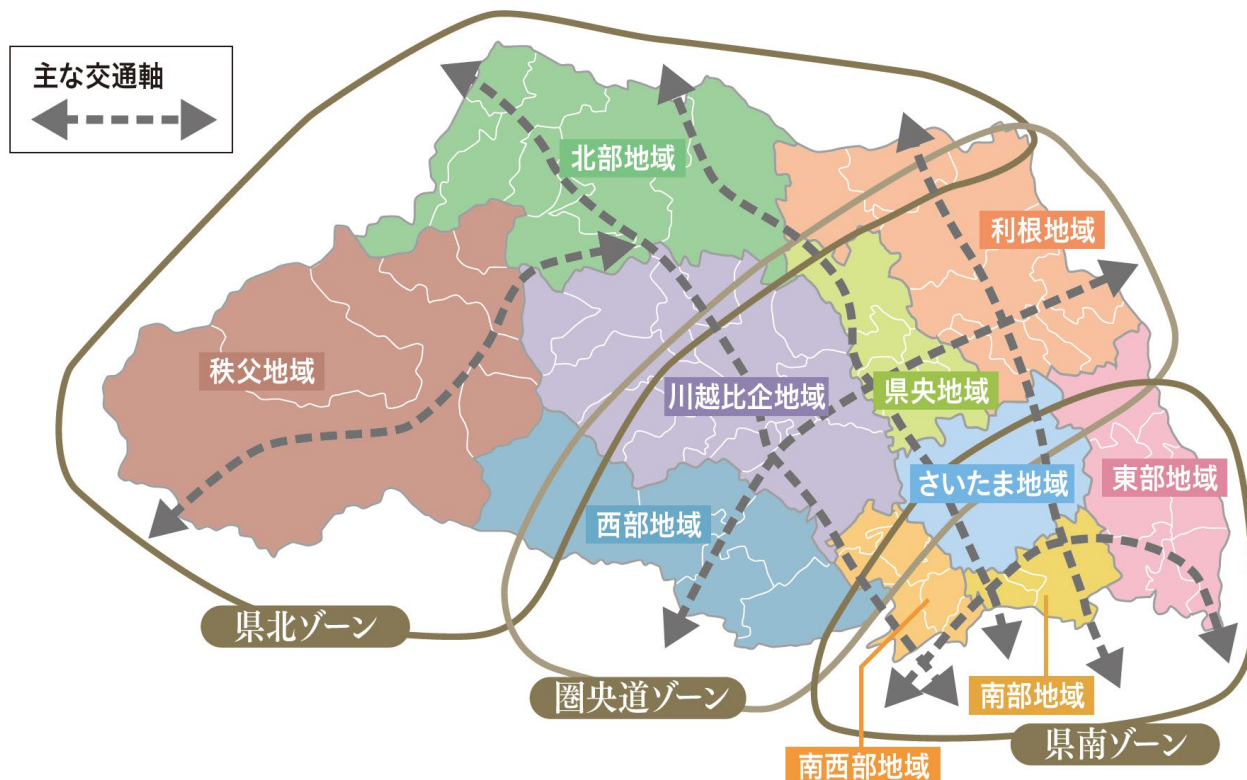
③ - 1. 地域区分

- 本庄市は、「県北ゾーン」の中の「北部地域」に位置づけられている。

10地域区分の構成市町村

地域区分		構成市町村
3ゾーン	10地域	
県南ゾーン	南部	川口市、蕨市、戸田市
	南西部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
	東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
	さいたま	さいたま市
圏央道ゾーン	県央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
	川越比企	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
	西部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
	利根	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
県北ゾーン	北部	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
	秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

3ゾーンと10地域区分



③ - 2. 北部地域の地域づくりの方向性

- 台風や地震、土砂災害などに備え、元小山川などの河川改修や土砂災害のおそれがある区域における砂防関係施設の整備を行うとともに、国道 17 号や 140 号などの道路啓開体制や災害時の避難体制の強化を進め、地域のレジリエンスを高めます。
- また、山崩れなどの復旧整備や新たな崩壊等のおそれがある山地への治山施設の整備を行います。
- 信号機のバリアフリー化などを推進し、地域の安心な暮らしを確保します。
- 地域の医療機関や介護事業所との連携を支援し、高齢者が在宅で療養できる体制を構築することで、高齢者の地域での安心な暮らしを確保します。
- セカンドキャリアセンター（深谷）や埼玉未来大学において、高齢者がそれぞれの意欲や希望に合わせて社会で活躍できるよう支援を行います。
- 熊谷児童相談所及び一時保護所の整備を行います。また、セミナーや相談などによる一人一人の状況に応じた就業支援や、キャリア形成も含めた働く女性へのワンストップの支援を行うとともに、発達障害者就労支援センター（ジョブセンター熊谷）で就労を希望する発達障害者への就労支援を行います。
- 日本三大聖天の一つである妻沼聖天山、三偉人ゆかりの地や史跡等の文化財、個性豊かな祭りなど、多様な地域の資源を活用した観光振興を行います。
- ラグビーの国内トップチームの本拠地でもある熊谷の地を生かし、ラグビーワールドカップ 2019 のレガシーとなる熊谷スポーツ文化公園の利活用を促進するほか、プロ・

トップスポーツチーム（ラグビー、野球など）との連携をはじめとし、子供から高齢者までスポーツに親しめる機会の充実を図ります。

- また、テレワークなど新たな働き方の普及に伴う関係人口を創出し、都市部からの移住・定住を促します。
- 基幹となる道路や中山間地域の生活を支える身近な道路について、バイパス整備や現道拡幅を行うとともに、バス路線の維持や地域公共交通の活性化に向けた支援により、県民の日常を支える生活交通を確保します。
- 企業誘致を積極的に進め、魅力ある雇用を創出することで、若年世代の転入・定着を促進するとともに、産業技術総合センター北部研究所を活用し、食品分野などの事業化や製品開発を支援することで、地域の「稼げる力」を向上します。
- このほか、担い手への農地の集積・集約化や、低コストなほ場整備など生産基盤の整備を進めます。また、小麦やねぎ、和牛など地域の特徴を生かした生産振興を更に進め、農業の収益力を高めます。

●主な施設・交通網と基盤整備の状況



(2) 第4次埼玉県国土利用計画

- 策定：平成22年（2010年）12月
- 目標年次：～平成32年（2020年）

① 県土の利用に関する基本構想

① - 1. 県土利用の基本理念

- 県土は、現在及び将来における県民のための限られた財産であり、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤である。したがって、県土の利用は、公共の福祉を優先させ、県民の健康で文化的な生活環境の確保及び地域の特性に応じた発展を進めながら、本県が目指す将来像「ゆとりとチャンスの埼玉」を実現するため、総合的かつ計画的に行う。

① - 2. 県土利用に関する基本方針

① - 2 - 1. 県土の有効利用

- 県土は、現在及び将来における県民のための限られた財産であることから、「計画的かつ有効に県土利用を図ること」を基本とする。また、開発圧力が低下し低未利用地が増加していく中で、従来型の土地利用規制だけではなく、適正な土地利用への誘導策を講じていく必要がある。
- 農用地及び森林については、農林業の生産活動の場としての役割とともに、ゆとりある自然空間や環境教育の場としての役割にも配慮しつつ、適正な保全と耕作放棄地等の解消を図る。
- 世帯数の増加などにより当面増加する住宅地の需要に対しては、地域の実情に応じた土地の高度利用や低未利用地の有効利用を促進する。あわせて、無秩序な市街化を防止し、計画的に良好な市街地の形成と再生を進めることにより、集約型都市の形成を図る。
- 工業用地などの需要については、既成の工業用地などの有効利用を図り、新たに工業用地などを確保する必要がある場合は、計画開発を基本に地域の特性を生かした産業基盤整備へ誘導するとともに、乱開発による周辺環境の悪化を抑止する。
- なお、農用地や森林から住宅地、工業用地などへの土地利用転換については、元の土地利用に復元することが困難であり、かつ、生態系をはじめとする自然の循環系に影響を与えることなどから、慎重な配慮の下で計画的に行う。

① - 2 - 2. 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用

〔人と自然が共生する県土利用〕

- 人と自然が共生する県土利用の観点からは、土地の利用や管理を通して生活環境と自然環境との共生関係をつくり出し、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ計画的な土地利用を進めていく。
- 本県は、首都圏にあつて重要な都市機能を担う一方、秩父の山々や武蔵野の平地林などの貴重な自然や見沼田圃、三富新田などに代表される豊かな田園風景が残されている。都市的土地利用への転換に当たっては、こうした地域の原風景に配慮するととも

に、貴重な自然環境の保全と生物多様性の確保に努める。

- また、平地林をはじめとする森林の再生や身近な緑の創出、「川の国 埼玉」の実現に向けた川の再生の取組を進め、自然環境の向上と県民意識の醸成に努める。

〔美しくゆとりある県土利用〕

- 美しくゆとりある県土利用の観点からは、本県の特徴である発達した交通網や商業及び業務施設の集積などの都市的な魅力と、水と緑に恵まれたゆとりある田園の魅力をそれぞれ高めていくことが重要である。
- このため、ゆとりある都市環境の形成、緑と水辺の豊かな環境の確保や再生、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件などを踏まえた個性ある景観の保全・形成を進める。

① - 2 - 3. 安心・安全な県土利用

- 安心・安全な県土利用の観点からは、災害に対する地域特性を踏まえ、被災時の被害の軽減を図る「減災」の視点に立った適正な県土利用を進めていく。
- 密集市街地の解消、被災想定区域の公表などを通して災害リスクの少ない土地利用への誘導を図るとともに、被災後の速やかな復興を果たすため、市街地におけるオープンスペースの確保を図る。また、農用地の持つ保水及び遊水機能、森林の持つ県土保全機能を生かし、河川管理施設などと併せて水系の総合的管理の向上を図り、県土の安全性を高める。

① - 2 - 4. 多様な主体の参画、計画的な県土利用

〔自発的活動への支援・仕組みづくりの推進〕

- 現在、森林づくり活動、川の再生活動、地産地消の取組、更には自動車税の一部や県民からの寄附を原資とする「彩の国みどりの基金」を活用した森林の保全整備など県民参加による様々な取組が進められている。こうした取組に参画する土地所有者、住民、企業などを県土管理や地域づくりの担い手にとらえ、それぞれの取組を支援するとともに、関係者が連携・協働できる仕組みづくりを推進する。

〔土地利用の基本的な考え方についての合意形成〕

- 県土は次世代に引き継ぐかけがえのない共有財産である。一つの土地利用が地域に与える影響や多様な主体による県土管理への参画を踏まえ、地域における土地利用の基本的な考え方についての合意形成を図っていく。

〔計画の総合的な点検〕

- 本計画の機能を高めていくため、指標を活用しながら総合的に点検し、評価する。また、市町村基本構想をはじめ、市町村計画、個別規制法に基づく各種県計画等の土地利用関係計画などに本計画の趣旨を反映させるとともに、関係法令を所管する国との調整を進めていく。

① - 3. 利用区分別の県土利用の基本方向

① - 3-1. 農用地

- 農用地については、農業生産活動を通じて、県民の豊かな食生活を支える食料供給機能、生活環境上の緑地機能、保水及び遊水機能、災害時の避難機能などの多面的機能を有することから、周辺の土地利用との総合的な調整を図りつつ、その保全を図る。特に、本県は全国的に見ても野菜などの主要な供給地となっていることから、都市近郊としての条件を生かした多彩な農業を展開し、新鮮な農産物などの安定した供給ができるよう、計画的な土地利用により優良農用地の確保を図る。
- そして、農業基盤整備を計画的に実施し、農用地の高度利用などを促進するとともに、大消費地と近接している利点を生かした販路の拡大により生産性と収益性を高める。
- こうした取組などを進めることにより、新たな耕作放棄地の発生を抑え、更には農業生産の担い手の確保につなげる。また、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。

① - 3-2. 森林

- 森林については、林産物の供給をはじめ、県土の保全、水源のかん養、大気の浄化などの森林の持つ多面的機能を総合的に発揮する持続可能な森林経営の確立に向け、多様で健全な森林の整備と保全を図る。特に、高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の生息・生育に重要な地域、優れた自然の風景地などは、維持すべき地域として適正に保全する。
- また、里山については、その周辺の農用地や集落と一体的に形成される良好な生活環境を確保するため、周辺の土地利用に配慮しつつ、自然と文化が共存する貴重な緑地空間としての整備と保全を図る。
- 美しい景観を有し、自然とのふれあいや癒しの場として高い機能を持つ森林については、森林環境教育、県民参加による活動やレクリエーションの場として総合的な利用を図る。

① - 3-3. 水面・河川・水路

- 水面については、水資源の確保、災害の防止、自然環境の保全などの観点から、極力その保全を図る。また、治水機能を向上させるとともに、安定した水の供給を確保するため、環境の保全、地域住民の生活などに配慮しつつ、必要な水面の確保を図る。
- 河川については、都市化に伴う雨水浸透機能や保水及び遊水機能の低下を防止するため、土地利用に応じた雨水流出抑制対策や流出抑制機能の保全を進める。また、浸水地域における安全性を確保するため、河道、排水機場などの整備に必要な用地の確保を図る。
- 水路については、農業的土地利用の向上や農業生産環境の改善に配慮しつつ、都市化の進展に伴う用水の汚濁及び畑地帯の水需要の増加にも対処する農業用排水路の整備に必要な用地の確保を図る。
- なお、水面・河川・水路については、既存施設の適切な維持管理・更新や適切な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、その整備に当たっては、治水及び利水機能、多様な生物の生息・生育環境に必要な水量や水質の確保を図るとともに、

自然や親水機能の保全・創出に配慮する。

① - 3 - 4 . 道路

- 一般道路については、良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、高速道路、地域高規格道路、インターチェンジにアクセスする道路などの幹線道路から生活道路に至る体系的な道路網を形成する。また、交通の安全性と円滑化を確保するため、通学路の歩道設置など交通危険箇所の改良、右折帯の設置や交差点改良に必要な用地の確保を図る。あわせて、施設の適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図る。整備に当たっては、道路の安全性、快適性などの向上に十分配慮しつつ、上下水道、ガス、電気などの公共・公益施設の収容機能、災害防止機能など、道路の多面的機能を確保するとともに、環境の保全に十分配慮する。
- 農道及び林道については、農林業の生産性の向上、農用地や森林の適正な維持管理及び農山村の生活環境の改善のため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。また、農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

① - 3 - 5 . 宅地

〔住宅地〕

- 住宅地については、豊かな住生活の実現や秩序ある市街地形成の観点から、良好な居住環境の整備を図る。新たな住宅地は、都市基盤の不十分な地域への拡散を抑制し、市街地に誘導する。市街地周辺の住宅地においては、農業的土地利用や自然環境との調和を図りながら地域コミュニティの維持に努める。
- なお、住宅地の整備に当たっては、地形や地質、居住形態の疎密の度合いといった災害に対する地域の自然的・社会的特性を踏まえ、ハード面とソフト面が一体となった総合的な対策をとる必要がある。また、身近な緑は暮らしにゆとりと安らぎをもたらすため、緑地の保全と創出に努める。特に市街地においては、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保や道路の整備など、安全性の向上とゆとりある居住環境の整備を図る。

〔工業用地〕

- 工業用地については、グローバル化の進展などに伴う産業構造の変化や工場の立地動向等を踏まえ、産業集積を進める上で必要な工業用地を確保する。その際、安全性の確保や周辺環境との調和、緑地の保全・創出などに十分配慮するとともに、低未利用地の有効利用を図る。
- 既成の市街地における工場と住宅が混在する地域では、環境改善対策や工場移転による計画的な再配置等を進める。移転等に伴って生ずる工場跡地については、土壤汚染の調査や対策を講じ、良好な都市環境の整備などに資するよう活用を図る。
- 郊外における新たな工業用地の需要については、圏央道沿線地域において豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを引き続き積極的に推進する。また、圏央道より北の工業用地の需要については、関越自動車道及び東北自動車道のインターチェンジ周辺地域並びに主要幹線道路の沿線地域への立地誘導を進めていく。

〔その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）〕

- その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、中心市街地における保育所や医療施設等の整備、商業の活性化などを進める上で必要な用地の確保を図る。その際、周辺環境との調和や緑地の保全・創出等に十分配慮するとともに、空き店舗や空き地等の有効利用を図る。
- 流通業務施設については、産業団地などへの誘導を原則とし、新たな商業施設については、周辺環境や高齢者の生活利便性に配慮して市街地に誘導し、郊外への大規模集客施設の立地は抑制する。

① - 3 - 6. その他

〔公用・公共用施設用地〕

- 公園緑地、交通施設、環境衛生施設、文教施設、福祉施設などの公用・公共用施設用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全や周辺の土地利用に配慮して、適切な場所に必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐震性などの確保と災害時における施設の活用に留意する。

〔レクリエーション用地〕

- レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化、自然とのふれあい志向の高まり及び観光振興の必要性を踏まえるとともに、自然環境の保全を図りつつ、計画的な整備と有効利用を促進する。その際、森林、河川などの余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。
- なお、ゴルフ場については、自然環境の保全及び災害防止を図るため、平成5年4月1日からゴルフ場造成申出の新規受付を全面停止しており、今後も引き続き新規受付を停止する。

〔低未利用地〕

- 工場跡地や住宅跡地などの低未利用地については、再開発用地、公園緑地、防災や自然再生のためのオープンスペースなどへの活用として再利用を図る。
- 耕作放棄地については、土地所有者による耕作再開が困難な場合は、認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的なまとまりのある形での利用集積など、多様な主体の参画による農用地としての利用を積極的に推進する。ただし、既に森林化し農用地としての復元が不可能なものについては、森林としての管理なども検討する。

② 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

② - 1. 地域区分の考え方

- 本県では、都心からの距離ごとに土地利用に関する課題に異なる傾向が見られる。このため、地域の区分は、都心からの距離を基本とし、更に自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、県南地域、圏央道地域、北部地域及び秩父地域の4区分とする。

地域区分	市 町 村 名
県南地域	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、松伏町（17市2町）
圏央道地域	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、宮代町、白岡町、杉戸町（19市13町1村）
北部地域	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町（3市4町）
秩父地域	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町（1市4町）

② - 2. 北部地域の土地利用の基本方向

- 北部地域では、平坦な地形や肥沃な土壤が広がっており、これを生かした米麦、野菜、花、畜産など多様な農業生産が行われている。農用地の担い手への面的なまとまりのある形での利用集積を進めるとともに、農業基盤整備を計画的に実施すること等により生産性及び収益性を高めて担い手を確保し、農用地を保全する。
- また、中心市街地の活性化を図るとともに、周辺の宅地と農地が混在する地域においては、地域コミュニティを維持するため、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。
- 新たな工業用地などの需要に対しては、関越自動車道インターチェンジ周辺地域及び主要幹線道路の沿線地域に誘導する。工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努める。

③ ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用を実現するための措置の概要

③ - 1. 県土の有効利用の促進

③ - 1 - 1. 利用区分別の有効利用の促進

〔農用地〕

- 農用地については、認定農業者など効率的かつ安定的に農業経営を営む者への面的なまとまりのある形での利用集積を進めるとともに、ほ場、かんがい施設や農道などの農業基盤整備を計画的に実施することにより生産性を高める。また、農産物直売所の整備等による地産地消の取組を支援するとともに、県産農産物の販路拡大を推進する。
- さらに、利用度の低い農用地については、農業生産法人以外の法人等による農業への新規参入の促進や、不作付地の解消、裏作作付の拡大などにより、土地の有効利用を推進する。
- 市街化区域内農地については、農産物の供給のほか、緑地や防災空間等の多様な役割を發揮する貴重な空間であることから、生産緑地の保全に取り組み、良好な都市生活環境に資する空間として有効利用を図る。

〔森林〕

- 「みどりの再生」事業による間伐や下草刈りの実施、広葉樹の植栽などを進めることにより、水源のかん養など、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させる。また、県産木材の利用拡大などによる林業の振興を図り、総合的な森林の整備・保全を進める。
- さらに、美しい景観や自然とのふれあいの場として、身近な緑の保全・創出を図るため、森林の土地利用を制限するふるさと緑の景観地などの地域制緑地の指定、緑のトラスト運動等を進めていく。

〔水面・河川・水路〕

- 水面・河川・水路については、その水質を監視するとともに、水資源施設の適切な管理運営、生活排水処理施設の整備などにより水質の浄化を進め、生態系の維持等に必要な水量を確保する。また、「川の再生」や多自然川づくりの取組などにより地域の景観や生態系の維持に配慮した施設の整備や利用を推進する。
- 特に河川については、河川改修や調節池、下水道雨水幹線、都市下水路などの整備により浸水被害の軽減を図るとともに、雨水の河川への流出抑制対策として、雨水貯留浸透施設などの整備を進めていく。

〔道路〕

- 都市ガスなどの公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化、屋外広告物の適正化などを実施することにより、震災時におけるライフラインの確保や歩道におけるバリアフリー化を図る。また、街路樹や緑地帯などの道路緑化の推進による良好な景観の形成を図る。
- さらに、鉄道との立体交差化や鉄道高架事業の実施、交差点改良や歩道及び自転車レーンの設置などによる道路用地の更なる有効利用を推進し、交通渋滞の解消や快適かつ安心・安全な道路空間の整備を図る。

〔住宅地〕

- 住宅地については、居住空間の整備を推進するとともに、省エネルギー住宅、長寿命化住宅、高齢者向け住宅などの普及及び既存の住宅ストックの耐震化を図る。また、ユニバーサルデザインを基本コンセプトにした中心市街地の再生・整備や、低未利用地の活用による再開発を促進するとともに、住宅市場の整備を通して、既存住宅の持続的な利用を図る。
- 新たな住宅地については、住宅需要の実態を踏まえ、生活関連施設の整備を計画的に進めながら適正な規模と場所に誘導し、良好な居住環境の形成を図る。
- 市街地周辺の既存集落においては、地域コミュニティの維持に配慮し、周辺の自然環境との調和を図りながら秩序ある住宅用地の確保に努める。

〔工業用地〕

- 工業用地については、本県の立地優位性や工場の立地動向等を踏まえ、戦略的かつ総合的な産業基盤整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業団地整備を計画的に進める。

〔その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）〕

- 市街地においては、教育文化施設、医療施設、福祉施設など利便性の高い施設の整備による居住促進を図る。また、にぎわいのあるまちづくりの視点から商店街の活性化を促進するなど、人々の暮らしを支える場としての都市機能を充実させるための土地利用を推進する。特に中心市街地では、保育所、図書館、病院、店舗などの生活に密着した施設整備を中核とする市街地再開発事業などを促進して、高度かつ複合的な土地利用を図り、高齢者や障害者にもやさしいまちづくりを目指す。
- 流通業務施設については、産業団地等への誘導を原則とし、大規模商業施設等の立地については、中心市街地の空き店舗や高齢者の増加、更には周辺環境への配慮から商業地域等への立地を誘導し、市街化調整区域などへの立地は抑制する。
- そして、災害時の避難場所や地域のコミュニティの交流の場ともなる公園緑地を適切に配置し、周辺の景観や環境の向上を図る。

〔その他〕

- 公共・公益施設用地については、既存施設の利用状況、人口や経済動向など社会的条件などを考慮して、有効かつ高度な利用が図られるよう適正な整備に努める。
- 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、市町村の農業委員会や関係団体等との連携の下、農用地としての活用を積極的に促進する。また、地域の実情に応じ、市民農園、学校ファーム、菜の花やコスモスなどの景観形成作物の植栽といった活用を促進する。
- 農用地等から宅地へ転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には県土の有効利用の観点から優先的に宅地として再利用を図る。
- 市街化区域内の低未利用地については、地区計画等の都市計画制度の活用により、都市内の空き地の宅地化や高度化への誘導を図るなど、合理的かつ計画的な利用に努める。また、地域団体やNPOなどが主体的に取り組む空き地や空き家の活用を支援し、地域の良好な環境を維持・向上させる。

③ - 1 - 2. 産業集積に必要な基盤づくり

- 自然、歴史、文化、産業など様々な地域資源を生かして、活力ある地域づくりを進めるため、地域の特性に応じた産業基盤整備を推進する。
- 圏央道整備に伴い、新たな企業立地が見込まれる地域においては、地域特性を生かした産業集積を支援する。
- 今後、産業集積が予測される地域であって、特に優良農用地や優れた田園景観が残る地域では、計画開発を基本とするとともに、産業基盤整備に当たっては、乱開発による営農条件や景観の悪化を抑止する。あわせて、周辺の田園環境と調和した緑地の創出を図る。

③ - 1 - 3. 土地利用転換を行う上での適正な調整

- 土地利用の転換を図る場合には、復元の困難性やその影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講

ずる。

- 特に、都市計画法第 34 条第 11 号及び第 12 号による区域指定制度については、良好で計画的なまちづくりという視点等を踏まえ、慎重な検討の下に運用するものとする。さらに、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の課題が生じている地域においては、制度的確な運用を通じ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。
- また、低未利用地の有効利用を最優先とすることによって、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とし、次の点に留意するものとする。
 - 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び自然環境などへの影響に配慮し、周辺の土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転換を抑制し、優良農用地及び営農環境が確保されるように努める。
 - 森林の利用転換を行う場合には、森林資源の計画的な利用と林業経営の安定に留意しつつ、県土の保全、水源のかん養、環境保全及び保健休養などの公益的機能の確保に十分配慮して周辺の土地利用との調整を図る。
 - 農用地や森林からの大規模な土地利用転換については、その影響が広範囲であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全と景観との調和などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合を図る。なお、ゴルフ場の新規立地については、今後も引き続き規制する。

③ - 2. 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用の促進

③ - 2-1. みどりと川の再生

〔みどりの再生〕

- 「彩の国みどりの基金」を活用した森林の再生や身近な緑の保全創出事業に加えて、県民の自主的な取組等を支援していくことにより、県民の環境に関する意識を高め、県民運動へと発展させていく。

〔川の再生〕

- 埼玉が持つ川のポテンシャルを生かし、「清流の復活」、「安らぎと賑わいの空間創出」を柱として継続して川の再生に取り組むことにより、地域による持続的かつ自立的な改善行動や維持管理活動につなげ、「川の国埼玉」の実現を図る。

③ - 2-2. 人と自然が共生する県土利用

〔多様な自然環境の保全〕

- 高い価値を有する原生的な自然や希少な野生生物が生息・生育する区域などについては、公有地化や厳格な土地利用規制などにより適正な保全を図る。里山は、適切な農林業活動や民間などによる保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出を図る。

- この場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や森林、農用地、都市内緑地、水辺、河川等をつなぐ生態系ネットワークの形成に配慮する。
- また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。

〔生活環境の保全〕

- 交通施設等の周辺においては、大気汚染、騒音等の周辺対策を進める。また、用途の混在による生活環境の悪化を防止するため、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。
- さらに、うるおいと安らぎのある空間や良好な景観の形成のため、建物の屋上緑化や駐車場緑化の実施など、身近な緑地の保全・創出を図り、みどりの再生のシンボルとなる「新たな森」の整備を県民の参画の下に進めていく。

〔水質・土壌環境対策〕

- 良好な水質や土壌環境を確保するため、水質、水量、水生生物などの水環境への負荷を低減し、健全な水循環系を構築する。
- このため、農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透、河川や湖沼の水辺保全による自然浄化能力の維持及び回復、土壌汚染の防止による地下水及び地下水脈の保全等を促進する。特に、湖沼等の流域においては、水質保全のため、下水処理施設の整備などによる生活排水の適正な処理、河川や水路の自然に近い形での護岸整備や河川の適正な流量の確保、自然環境の保全を図る。
- また、土壌汚染の適切な調査や対策を推進し、被害の防止に努める。

〔循環型社会の形成〕

- 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

〔低炭素型社会への転換〕

- 地球温暖化対策を加速し、低炭素型社会の形成を図るため、公共交通機関の整備や円滑な交通体系の構築などによる低炭素型物流体系の形成、バイオマスの活用等による地域及び里山環境の積極的な利活用を図る。
- また、都市における緑地や水面等の効率的な配置によるヒートアイランド対策等に取り組むとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑を適切に保全・整備し、環境負荷の少ない土地利用を図る。

〔環境影響評価等の推進〕

- 良好な環境を確保するため、環境に影響を及ぼすおそれのある開発については環境影響評価制度の適切な運用を図る。
- また、事業特性を踏まえつつ公共事業等の位置や規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

③ - 2 - 3. 美しくゆとりある県土利用

- 都市においては、美しく良好な街並み景観を形成するため、地域特性を踏まえた計画的な緑地の保全・創出への取組を進める。さらに、住民等との連携による身近な緑地の保全、緑化活動、身近な河川の浄化、美化活動等を通じた緑地及び水辺の保全・創出を図る。
- 農山村においては、優良農用地や水源地域の森林等が、農業生産活動等を通じて、水源かん養等の機能や景観形成に大きな役割を果たしていることから、都市住民を含めた住民との連携を進めながら、保全・整備を計画的に進める。
- 平地部の身近な森林は、個性ある地域づくりに寄与し、安らぎを与える貴重な緑地であることから、積極的な保全・整備を行う。
- 新たな産業集積が見込まれる地域などでは、開発に当たっての植栽や建築物を、自然環境や生活環境と調和し、かつ、地域の植生や景観に配慮したものへと誘導する。

③ - 3. 安心・安全な県土利用の推進

③ - 3 - 1. 河川整備と流域対策の一体的推進による治水対策

- 県土の安全を確保し、県土を保全するため、河川改修や調節池、治山施設及び砂防施設等の整備を推進する。あわせて、水害等のリスクを考慮した湛水想定区域内での行為制限など適正な土地利用への誘導及び既存の土地が持つ保水力を保全する流域対策を踏まえた土地利用を図る。
- 特に今後の治水対策は、河川整備を推進するだけでなく、流域の治水対策の更なる充実を図り、河川整備と流域対策を一体的に進め、治水対策の強化を図る。

③ - 3 - 2. 防災機能の向上

- 県土の安全性を高めるため、既成市街地においては、再開発を計画的に促進して密集市街地を解消し、防災機能の向上を図るとともに、地域の防災拠点となる公園緑地等のオープンスペースを確保する。また、既存建築物の耐震化を促進し、地震被害想定調査結果や湛水想定区域図あるいは土砂災害危険箇所マップの公表などを通じ、災害リスクの少ない土地利用への誘導を図る。
- さらに、電気、ガス、上下水道、通信、交通などのライフラインの多重化・多元化を推進するとともに、住民の自主的な避難や防災活動の判断基準となるハザードマップの公表など、危険地域についての情報の周知を図る。

③ - 3 - 3. 安定的な水資源の確保による総合的な水利用対策

- 水は県土を構成する大きな要素であり、ゆとりある豊かな生活を実現するためには、水資源を安定的に確保することが重要である。このため、流域における自然の水循環系とともに、水資源開発施設等の人為的な水循環系を確立し、水利用の合理化、節水意識の普及啓発などと一体となった総合的な対策を推進する。

③ - 3 - 4. 森林の有する諸機能の向上

- 森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、間伐等の森林の整備、保安林及び治山施設の整備を進め、森林の適正な維持管理を図る。また、林道及び作業道の整備や機械化等による効率的な作業システムの構築、県産木材の利用

促進、林業の担い手の育成等を進めるとともに、森林の整備及び保全活動への県民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図る。

- なお、土砂採取に当たっては、安全、環境、景観及び経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図る。

③ - 4. 多様な主体の参画、計画的な県土利用の推進

③ - 4-1. 県民参加の核となる担い手確保

- 県民参加による県土管理を実現するため、地域の担い手を育成していくことが必要である。具体的には、学校教育、地域活動等を通じて、環境問題等の身近な課題に対しては地域住民が協力して対応することが解決の方法であることを啓発し、県民一人一人の意識の向上を図る。
- また、県土管理に対する情報や認識の共有化に向け、分かりやすく、積極的に情報を発信する。地域住民やNPOが新たに活動範囲を広げて県土管理に参画する場合には、必要に応じて適切なアドバイスを行い、質の高い取組に向けて活動を支援していく。

③ - 4-2. 多様な主体による生活基盤の保全管理

- 道路や公園といった身近な生活基盤は、県民共有の財産であり、安心・安全や美しくゆとりある県土利用を実現する上で重要な役割を果たしているが、今後、老朽化が進み、維持更新の必要性が増加する。このような状況の中で、身近な生活基盤の保全管理においては、今後、地域住民やNPO、民間企業等の多様な主体からの提案を生かし、暮らしやすい地域づくりに結びつけていくことが重要である。
- このため、地域住民や企業等の社会的責任に基づき、多様な主体がそれぞれの観点から自発的、積極的に参画する取組と連携・協働していく。

③ - 4-3. 多様な主体の意向を重視した地域づくり

- 自然や歴史、文化など地域の資源を生かして魅力ある地域づくりを進めるためには、県民、NPO、各種団体など多様な主体が連携・協働することが重要である。そのため、多様な主体を有機的に結び付ける仕組みづくりを進め、その意向を踏まえて共通の目的意識を持ち、地域の力を生かして適切な土地利用に取り組んでいく必要がある。
- また、県民やNPO等が主体となった地域づくりを進めるに当たっては、その活動のための資金の確保が重要な課題である。このため、「埼玉県特定非営利活動促進基金」を活用したNPO活動の支援や「彩の国みどりの基金」を活用した森林の保全・整備、身近な緑の保全・創出など、多様な主体の自主的な活動を財政的に支える取組を進める。

③ - 4-4. 国土利用計画法などの適切な運用

- 国土利用計画法、都市計画法及び農業振興地域の整備に関する法律など関連する土地利用関係法令による各種の規制措置、誘導措置などの適切な運用によって、本計画に示す県土利用の実現を図っていく。また、本計画及び市町村の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の影響の広域性を踏まえ、国や市町村、他都県など関係機関相互間の連携を図り、土地利用調整を行う。
- 適切な県土利用を進め、本計画の実効性を高めるため、市町村計画の策定を促進する

とともに、県土を対象とした個別規制法に基づく各種県計画、市町村構想、市町村の都市計画に関する基本的な方針など、土地利用に関する計画に本計画の趣旨を反映させる。

③ - 4 - 5. 国、市町村との連携・協働

- 土地利用に係る様々な計画を策定する市町村と連携・協働し、適切な役割分担の下、本計画との連動性を図っていく。
- また、本計画の推進に当たり、法律や国の制度改正が必要不可欠な場合には、国に対して提案又は要望等を行っていく。

③ - 4 - 6. 県土に関する調査の推進及び成果の普及

- 県土の状況を総合的に把握するため、国土調査、土地基本調査など県土に関する基礎的な調査を推進し、その総合的な活用を図る。また、県土利用、土地取引、地価等の県土に関する情報を一元管理しながら、土地利用の動向や本計画の進捗などについて、県民に分かりやすく情報を提供する。

③ - 4 - 7. 指標等の活用による計画の総合的な点検

- 「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」を進めるため、上記調査結果等を踏まえ本計画の検証を行う。検証に当たっては、各種指標等を活用し、本計画期間中に埼玉県県国土利用計画審議会での総合的な点検及び評価を行い、施策への反映を進めていく。

(3) まちづくり埼玉プラン

- 策 定：平成 30 年（2018 年） 2 月
- 目標年次：～今後 10 年

① 将来都市像・まちづくりの目標

① - 1. 将来都市像

〔暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市〕

- 仕事帰りにオシャレな店で買い物が楽しめるなど、多くの人で中心市街地がにぎわっている。
- 都市と都市、都市の中心部と郊外部を結ぶ鉄道や道路、バスなどが充実して便利であり、誰もが外出を楽しんでいる。
- 身近なところに病院や福祉施設、子育て施設が充実しており、人々がふれあいながら暮らしている。

〔誰もがいきいきと働いている元気な都市〕

- 充実した交通網や豊富な人材など埼玉の強みを最大限に生かして、国際的にも競争力が高く、日本経済を索引する産業が集積されている。
- 身近なところに誰もが自分の能力を生かせる働き場があり、いきいきと働いている。

〔地域の営みが未来につながる都市〕

- 街道や史跡、伝統文化など先人達が培ってきた地域固有の財産が保存・再生されて、美しい景観を形成し、まちのブランド力が高まっている。
- 田園地域では、雑木林や田畑が広がり、川には澄んだ水が流れ、子供達は自然とふれあいながら育っている。
- 住宅地のみどりや街路樹などが豊富で、道路・建築物や公共交通などの効果的な利用が進むなど、環境に優しい持続可能な都市となっている。

① - 2. まちづくりの目標

① - 2-1. コンパクトなまちの実現

- 駅周辺など地域の中心となる市街地は、人々の暮らしを支える場、交流の場として、本来持つべき都市機能を復活・充実させる。
- 市街地における医療・福祉施設を充実させ、高齢者など誰もが暮らしやすいまちづくりを進める。
- 高齢者をはじめ誰もが自由に移動できるよう、使いやすい都市交通環境の整備を進める。
- 公共交通の利用促進やみどりの創出など、省CO2型の持続可能な都市をめざす。
- 県民が安心して暮らせるよう、都市の防災機能を高める。

① - 2-2. 地域の個性ある発展

〔プラス1のまちづくり〕

- 地域の特性や資源を磨いて地域の価値を高め、活力ある地域づくりを進める。

- 人々の出会いと交流の場を創り、にぎわいのある都市を創る。
- 歴史や文化を生かし、新たな発見のある、訪れたいと感じる都市を創る。
- 美しいまちなみ景観を創造し、住みたいと感じる都市を創る。

〔産業応援まちづくり〕

- 雇用の場を確保し、地域の活力を高める。
- 充実した高速道路網や地理的な優位性を生かし、戦略的に産業を集積する。

① - 2 - 3. 都市と自然・田園との共生

- 「都市の利便性」と「田園のゆとり」を享受できる魅力的な都市を創る。
- 「都市とみどり」、「都市と川」、「都市と田園」が共生した多彩な田園都市を創る。
- 都市の身近に残る豊かな自然や田園を貴重な財産として守り、生かしていく。

② 目標実現へのアプローチ

② - 1. 都市計画制度の運用（土地利用の基本方向）

② - 1 - 1. 区域区分

〔考え方〕

- 都市と自然・田園が共生した計画的な土地利用を進める。
- コンパクトなまちづくりを進め、効率的で活力のある都市を目指す。

〔主な取組〕

- 区域区分制度を維持する。
- 区域区分の見直しについては、人口、世帯数、地域特性などを踏まえて総合的に判断する。
- 市街化区域の拡大にあたっては、計画開発方式を維持する。

② - 1 - 2. 市街化区域の土地利用

〔考え方〕

- コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通ネットワークの形成を進める。
- 安全性、快適性、利便性などに十分配慮し、市街地の形成、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に進める。

〔主な取組〕

- 住居系：住居系に特化した地域では、用途地域の的確な見直しや地区計画制度などの活用により、地域特性を生かした住環境の維持・改善を図る。／中心市街地では、集合住宅や複合施設の立地を促進し、土地の有効利用を図る。／都市の規模や特性に応じて、医療施設、福祉施設、商業施設など都市機能が集まった利便性の高い地域や、公共交通の利便性の高い地域などへ、居住の誘導を図る。／老朽化が進む大規模住宅団地などについての再生を進める。
- 工業系：工業系に特化した地域では、特別用途地区、地区計画制度などを活用して操業環境の保全及び利便性の向上を図る。／既存産業団地の機能更新や再整備により、

産業活力の維持を図る。

- ・ 商業系：大規模商業施設等は、商業地域、近隣商業地域への適正な立地を進める。／公共交通の利便性が高い駅周辺などでは、にぎわいを高めるために、商業機能の集積・維持・再生を図る。

② - 1 - 3. 市街化調整区域の土地利用

〔考え方〕

- ・ 市街化調整区域は原則として市街化を抑制する。
- ・ 開発許可制度などの適切な運用により、秩序ある土地利用を図る。
- ・ 土地利用にあたっては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、農地や自然環境、地域経済への影響などを考慮して進める。

〔主な取組〕

- ・ 住居系：日常生活に必要なサービスを確保し、既存集落を維持するため、既存の学校や公民館などを活用した「小さな拠点」により、地域コミュニティと住環境の維持・保全を図る。／医療施設、福祉施設などを立地する場合には、都市基盤の整備状況や医療・福祉政策などとの整合を図る。／市街化調整区域で住宅開発を認める制度について、区域を縮小するなどの見直しを進める。
- ・ 工業系：新たな産業基盤づくりは、市街化区域への編入を基本とし、適切な開発を誘導する。／地域の特性に応じて、地区計画制度などを活用し、秩序ある産業基盤づくりを進める。
- ・ 商業系：市街化調整区域内においては、大規模商業施設等の立地を抑制する。／大規模商業施設等を立地する場合には、まちづくりの中での位置づけを明確にしたうえで、市街化区域への編入を基本とする。

② - 2. 都市計画制度の運用（都市施設の基本方向）

〔考え方〕

- ・ 円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため必要な都市施設の整備・更新・管理を進める。
- ・ 土地利用計画などと整合を図った都市施設の整備、活用を進める。
- ・ 社会経済情勢の変化に合わせ、計画の見直しを積極的に進める。

〔主な取組〕

- ・ 広域的な都市施設：高速道路網を生かした道路ネットワークを計画する。／公園の適正な運営や活用などにより、公共空地としての機能確保を進める。／企業などと連携し、公園などの広域的なスポーツ・レクリエーション空間の創出を進める。
- ・ 中心市街地の都市施設：中心市街地の活性化や公共交通の利便性向上に向けた都市施設を計画する。／生活道路の安全性と利便性の向上を図る。／自転車利用促進のため、自転車通行ネットワークや走行環境の充実を図る。／身近な公園の適正な運営や活用などにより、まちなかのにぎわい創出を進める。／観光振興に寄与するといった視点を持って、外国人観光客をはじめ、その地域を初めて訪れる人にも配慮した都市施設

を計画する。

② - 3. 都市計画制度の運用（市街地開発事業の基本方向）

〔考え方〕

- 効果と効率の観点から事業の重点化を図り、まちの価値や安全性を高める市街地開発事業を進める。

〔主な取組〕

- 土地区画整理事業：駅周辺の家屋が密集した市街地や公共施設の整備を必要とする地区などにおいて柔軟な手法を用いながら優先的に進める。／事業未着手地区については、地区計画制度などを活用し、市街地環境の改善に努める。／圏央道沿線地域や圏央道以北地域などにおける産業基盤づくりに活用する。
- 市街地再開発事業：土地の高度利用や都市施設の更新、駅周辺などへの都市機能の誘導を図る。／暮らしやすさを高めるため、環境対策や防災対策、健康・医療・子育て支援などの機能の導入を図る。

② - 4. 都市計画制度の運用（自然的環境の整備・保全の基本方向）

〔考え方〕

- 多くの人々の心身を癒やし、健康的で文化的な質の高い生活を送ることができるよう、豊かな水辺や緑の空間を都市近郊や日常生活の身近なところで保全・創出・再生する。

〔主な取組〕

- 狭山丘陵、荒川河川敷など、広域的な視点から必要な緑地の保全を図る。
- 都市部において、施設緑化などによる身近な緑の創出・再生を図る。
- 特別緑地保全地区に指定するなど、まとまりのある樹林地・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。
- みどりの恩恵を享受できるよう、川や田園、街路樹などによる生態系に配慮したみどりのネットワークを形成する。
- 自然環境の保全・再生に取り組む個人や団体を支援し、地域活動の定着を図る。

③ 地域のまちづくり

③ - 1. 地域区分

- 県南ゾーン（都心から概ね 10～30km 圏）
- 圏央道ゾーン（都心から概ね 30～60km 圏）
- 県北ゾーン・北部地域（都心から概ね 60km 以遠の北部地域）
- 県北ゾーン・秩父地域（都心から概ね 60km 以遠の秩父地域）



③ - 2. 県北ゾーン・北部地域のまちづくり

③-2-1. 主な特徴

- 人口減少が続き、高齢化も進行しており、地域コミュニティの維持が課題となっています。
- 旧街道の宿場町と駅を中心に拠点性の高い市街地が形成されています。
- 郊外部には豊かな田園地帯が広がっています。
- 歴史や文化が継承され、祭りや観光名所などに恵まれています。

③ - 2-2. 主な取組

〔コンパクトなまちの実現〕

- 中心市街地に医療・福祉・子育て支援・商業などの多様な都市機能の集積を図ります。
- 中心市街地へのアクセス性を高めるなど、生活の利便性の向上を図ります。
- 市街化区域の拡大は抑制することが原則です。ただし、高速道路インターチェンジや主要幹線道路を生かした産業基盤づくりを図る場合などを除きます。

〔地域の個性ある発展〕

- 地域資源を生かし、多彩な体験型観光を展開するなど、観光振興による地域の活性化を図ります。
- 高速道路インターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺などで産業基盤づくりを進め、雇用の場を確保し、地域の活力を高めます。

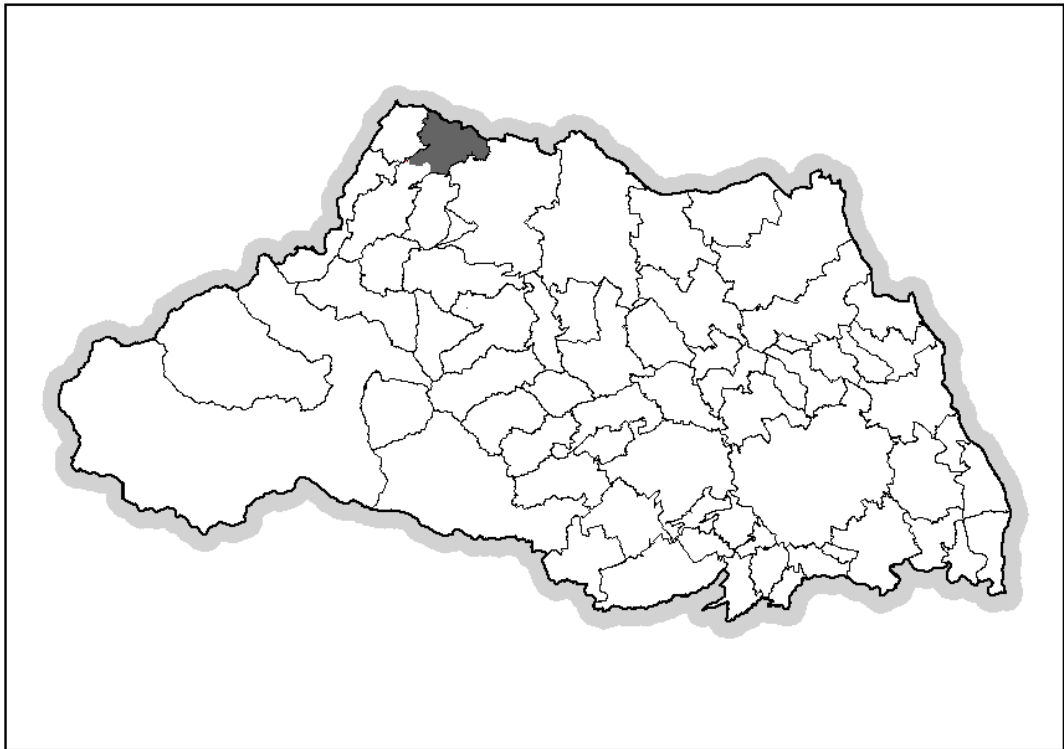
〔都市と自然・田園との共生〕

- 「農」に親しめる居住地の提供など、都市住民のニーズを生かして田園環境の活用を進めます。
- 荒川や利根川などに残る河川緑地など貴重な自然環境を保全します。

(4) 本庄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県）

- 策 定：平成 29 年（2017 年）1 月
- 目標年次：～おおむね 20 年後

都市計画区域名	市町村名	範 囲
本庄都市計画区域	本庄市	行政区域の一部



① - 1. 都市づくりの基本理念

〔コンパクトなまちの実現〕

- 高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。
- 中心市街地に多様な都市機能の集積を図るとともに、まちなか居住を進める。
- また、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、既存市街地の社会基盤を活かした「核」を維持する。
- 公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、低炭素社会の実現を図る。

〔地域の個性ある発展〕

- 高速道路ネットワークの整備による波及効果を活かし、地域振興に結びつけるとともに、地域資源を活かしたコンセプトのあるまちづくりを進め、まちの個性を高める。

〔都市と自然・田園との共生〕

- 郊外部に広がる豊かな田園環境を保全・活用する。

① - 2. 地域毎の市街地像

〔中心拠点〕

- 本庄駅や本庄早稲田駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。
- 特に本庄駅周辺の中山道沿道では、歴史、文化を活かしたまちなみの保全・創出を図るなど、にぎわいと活力のあるまちを形成する。

〔産業拠点〕

- 小島南4丁目・下野堂地区や本庄いまい台産業団地は、産業を集積する拠点を形成する。

② 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

② - 1. 区域区分の決定の有無

- 引き続き区域区分を定める都市計画区域として、適正な土地利用を誘導していくものとする。

② - 2. 区域区分の方針

〔都市計画区域及び市街化区域に配置されるべきおおむねの人口〕

区 分	年 次	平成22年	平成37年
都市計画区域内人口		61.0 千人	おおむね 58.5 千人
市街化区域内人口		49.6 千人	おおむね 50.5 千人

〔産業の規模〕

区 分	年 次	平成22年	平成37年
規 模	総生産額 (製造業+物流業)	381 億円	574 億円
	総生産額 (卸売業+小売業)	196 億円	147 億円

※上表の総生産額（製造業+物流業）の平成37年には、県北広域都市計画圏における保留フレームに対応する額を含まない

〔市街化区域のおおむねの規模〕

年 次	平成37年
市街化区域面積	おおむね 1,157 ha

※市街化区域面積は、区域区分における保留フレームに対応する面積を含まない

③ 主要な都市計画の決定の方針

③ - 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

③ - 1 - 1. 主要用途の配置の方針

〔住宅地〕

- 住宅地は、高齢者をはじめ誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共交通機関及び公共施設、医療・福祉・子育て支援施設、店舗等の生活利便施設の利便性を勘案して配置する。
- 良好な住居の環境を保護する地域については、住居専用地域を定めるなど、各々の地域の特性に応じた用途を配置する。

〔商業地〕

- 商業地は、経済圏及び生活圏、周辺の土地利用、基盤整備の状況や将来計画等を勘案するとともに、交通ネットワークの形成との関係を考慮して配置する。
- 本区域の核として、商業業務機能の集積を図る商業地は、主として中心拠点に配置する。
- 生活利便性を確保するための商業地は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給のための店舗等の立地を図る地域等に配置する。

〔工業地〕

- 工業地は、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進するため、周辺環境への影響や公害の発生の防止等に配慮するとともに、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況、周辺の土地利用を勘案して配置する。
- 産業拠点に配置するとともに、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進を図る地域等に配置する。

〔沿道地〕

- 幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便を増進を図る地域については、当該道路の有する機能及び整備状況、交通量、周辺土地利用の動向、各拠点が担う役割を勘案するとともに、後背地の土地利用や周辺環境に配慮して、適切な用途を配置する。

③ - 1 - 2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- 主要用途ごとに、都市基盤の整備状況や土地利用の動向を勘案するとともに、市境界の周辺においては、隣接地との調和に配慮する。
- 住宅地については、地域の特性に応じた密度の土地利用を図る。
- 商業地については、中密度もしくは高密度な土地利用を図る。
- 工業地については、中密度な土地利用を基本とする。

③ - 1 - 3. 市街地における住宅建設の方針

〔安心と安全を支える住まいづくりに関する方針〕

- 少子高齢化が進む社会においても、すべての県民が安心・安全に暮らせる住まいづくりを進める。特に、高齢者の急激な増加に備えた居住の安定を確保するとともに、身

体能力の変化などに対応した住まいづくりを進める。

- 住宅・宅地の耐震化や防災性能の向上など住宅の基本的な安全性の確保により、地震や火災への対応等、暮らしの安全を支える住まいづくりを進める。

〔良質な住まいづくりに関する方針〕

- 将来にわたって良好な住宅や住環境を維持し続けるため、環境への負荷に対する配慮がなされた住宅など、次世代に残せる良質な住まいづくりを進める。
- また、子育て世代が魅力を感じる住宅となるよう、子育てしやすい住まいづくりを進める。

〔生き活きと住もうための住環境の整備に関する方針〕

- 住宅建設にあたっては、生活支援、子育て支援、医療、教育等の様々な機能が充実し、犯罪や災害が少ない住環境の整備を進める。
- 緑豊かで美しい街並みや、歴史・風土に育まれた地域固有のまちの魅力などを活かした住環境の整備を進める。

③ - 1 - 4. 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

〔土地の高度利用に関する方針〕

- 都市機能の集積、増進及び更新を図る地区については、都市基盤の整備状況等を勘案し、土地の高度利用を図る。

〔用途の見直しに関する方針〕

- 人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会情勢の変化や土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。
- 現に空地、空き家等が散在している区域、工場の移転等により空地化が進む区域については、地域の実情に応じて、適切な土地利用が図られるように努める。

〔居住環境の改善又は維持に関する方針〕

- 良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区等については、高度地区や地区計画などを活用し、良好な住環境と街並みの維持、形成を図る。

〔特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針〕

- 特定大規模建築物の立地については、商業地に誘導する。
- 市町村の建設に関する基本構想等に基づき、新たに特定大規模建築物の立地を可能とする都市計画を定める場合は、関係自治体との調整を図る。

〔産業集積に係る周辺土地利用との調和に関する方針〕

- 産業集積に必要な基盤整備にあたっては、緑地空間等のオープンスペースを確保するなど、周辺環境との調和を図る。

〔都市防災に関する方針〕

- 埼玉県地域防災計画を踏まえ、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、防災都市づくりを推進する。
- 特に、都市基盤の整備状況、緊急輸送道路の指定状況、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域又は準防火地域の指定を推進する。

〔景観の形成に関する方針〕

- 都市として魅力を高める地区やまちの基幹となる道路の沿道などでは、高度地区、地区計画、景観計画などを活用し、景観の保全・創出を図るとともに、地域の特性を活かした良好な景観づくりを進める。

③ - 1 - 5. その他の土地利用の方針

〔優良な農地との健全な調和に関する方針〕

- 集団的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も優良な農地として保全に努める。

〔災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針〕

- 土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域については、都市計画を活用して、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。

〔自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針〕

- 利根川や小山川などの水辺やその周辺、丘陵地帯である大久保山などについては、優れた自然環境の保全を図る。

〔秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針〕

- 市町村の建設に関する基本構想等に基づき、計画的な市街地整備を行う場合は、人口及び産業の見通し等を勘案し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、整備の実施が確実に進んだ段階で、必要な規模を限度として市街化区域に編入する。
- 市街化調整区域内の既存集落や既に都市的土地利用が図られている地区、無秩序な開発により不良な街区の環境が形成されるおそれがある地区、都市機能の維持又は増進に著しく寄与する事業が行われる地区においては、居住環境等の維持、改善などを行うため、必要に応じて、地区計画制度の活用を努める。

〔特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針〕

- 市街化調整区域内においては、広域的に都市構造に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、特定大規模建築物の立地を抑制する。

③ - 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

③ - 2 - 1. 交通施設の都市計画の決定の方針

〔交通体系の整備の方針及び整備目標〕

- 歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、総

合的な交通体系を確立する。

- 広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの構築を図る。
- 建築物が密集した市街地においては、面的整備計画と調整を行い、都市防災の向上を図りながら道路等の整備を進める。
- 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、計画的かつ段階的に整備を行う。
- 駐車場については、既存駐車施設の活用を図りながら、行政、住民及び企業が一体となった総合的な駐車対策を推進する。
- 火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員の道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備を推進する。
- 長期間にわたり整備されていない都市計画道路については、定期的に検証を行い、必要に応じて、適切な見直しを行う。

〔主要な施設の配置の方針〕

（道路）

- 広域的な地域間の交流・連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、広域交通として下表の路線を配置する。
- また、広域交通を軸として、土地利用の動向を勘案しつつ、各地区に集中・発生する交通量を円滑に処理するため、都市内交通として必要な路線を配置する。
- なお、市境界における都市計画道路の配置については、隣接地との整合を図る。

種 別	名 称
広域交通	3・3・1 金鑽通り線（一般国道462号）
	3・6・8 新国道線（一般国道17号）
	3・3・21 本庄道路（一般国道17号）
	3・5・23 本庄深谷線（県道花園本庄線）
	など国道、県道網を形成する路線

（鉄道）

- 通勤・通学の主要な交通手段となっている鉄道の利便性を向上するため、鉄道駅への結節性を高める駅前広場やアクセス道路などの施設を配置する。

（その他）

- 駅周辺等における路上駐車や放置自転車などの問題に対処するため、行政・住民・企業が一体となった駐車対策を行うとともに、必要に応じて駐車場及び駐輪場を配置する。

③ - 2 - 2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

〔下水道及び河川の整備の方針及び整備目標〕

- 将来の人口規模や都市活動の集積、洪水や集中豪雨などによる災害の発生に対応した環境の保全及び防災の強化を図るため、市街化の動向等を勘案し、下水道及び河川の整備を推進し、生活環境の改善に努めるとともに、都市の健全な発展を図る。

- 下水道については、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理人口普及率100%を目指し、市街地及びその他の区域の污水管渠等の整備を進める。
- また、市街地の浸水被害を解消するため、河川改修との整合を図りながら、雨水管渠等の整備を進める。
- 河川については、「洪水等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から整備を進め、時間雨量50mm程度の降雨を安全に流下させることのできる治水施設の整備や流域の雨水流出抑制対策など、総合的な治水対策を進める。

〔主要な施設の配置の方針〕

- 下水道（污水）：利根川流域別下水道整備総合計画に基づき配置する。
- 下水道（雨水）：降水量、地形及び放流先の状況を勘案し、配置する。
- 河川：河川整備計画等に基づき配置する。

③ - 2 - 3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

- 円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な都市施設の整備に努める。
- なお、埼玉県廃棄物処理基本計画で目指す循環型社会の構築を推進する。

③ - 3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- 建築物が密集した市街地や公共施設の整備を必要とする地区などで重点的に実施する。
- 小規模な面積での整備、地域にとって必要な公共施設の重点整備、民間主導の整備などにより、迅速な完了を目指すものとする。
- 長期間にわたり実施されていない市街地開発事業については、防災に配慮した安心・安全なまちづくりに係る検証を行い、必要に応じて、適切な見直しを行う。

③ - 4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

③ - 4 - 1. 基本方針

- 埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。
- また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。

③ - 4 - 2. 主要な緑地の配置の方針

- 利根川などをネットワーク上の「核」として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

〔自然環境の保全〕

- 利根川、小山川、元小山川の河川敷地や大久保山周辺の樹林地などの広域的な視点か

ら必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。

〔防災の機能〕

- 災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。

〔環境負荷軽減の機能〕

- 樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。

〔景観形成の機能〕

- 田園や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。

〔ふれあい提供の機能〕

- 公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

③ - 4 - 3. 具体の公園・緑地の配置の方針

〔街区公園〕

- 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

〔近隣公園〕

- 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

〔地区公園〕

- 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

〔総合公園〕

- 都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

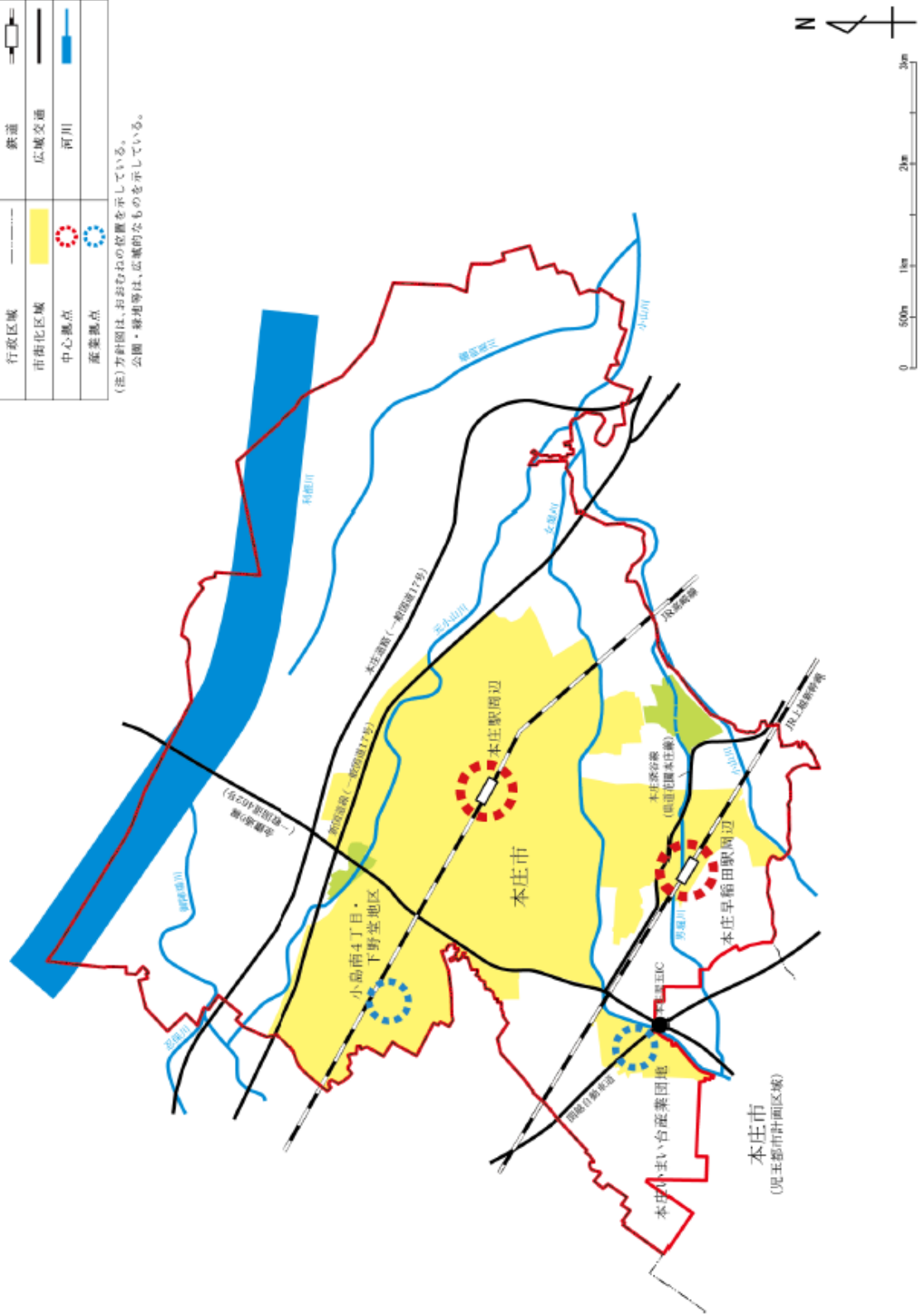
〔その他〕

- 都市の状況に応じて、その他の公園・緑地等を配置する。
- まとまりのある樹林地等については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図る。

本庄都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

凡 例	
都市計画区域	公園・緑地等
行政区域	鉄道
市街化区域	広域交通
中心拠点	河川
産業拠点	

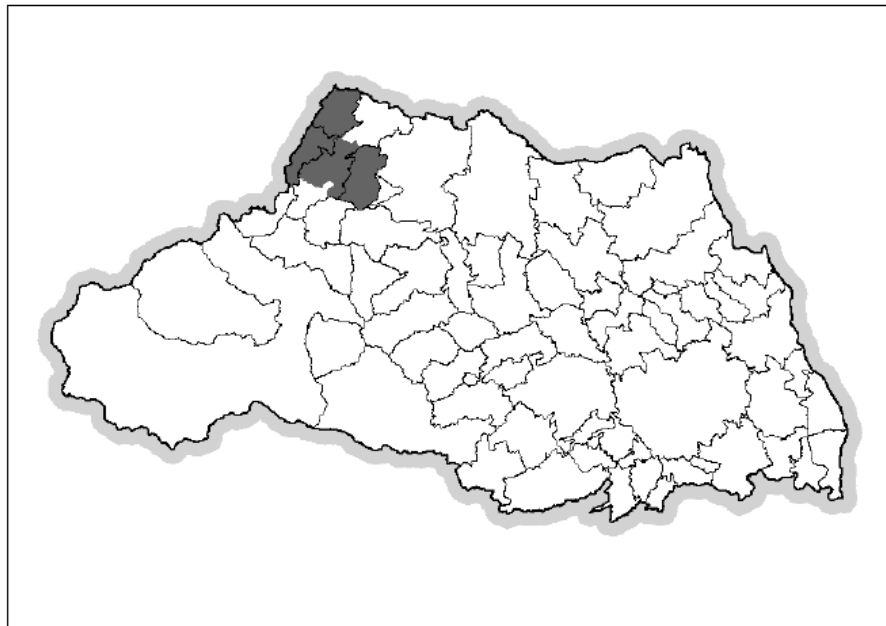
(注) 方針図は、おおむねの位置を示している。
公園・緑地等は、広域的なものを示している。



(5) 児玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県）

- 策定：平成29年（2017年）1月
- 目標年次：おおむね20年後

都市計画区域名	市町村名	範囲
児玉都市計画区域	美里町	行政区域の全域
	本庄市	行政区域の一部
	神川町	行政区域の一部
	上里町	行政区域の全域



① 都市計画の目標

① - 1. 都市づくりの基本理念

〔コンパクトなまちの実現〕

- 高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。
- 中心市街地に多様な都市機能の集積を図るとともに、まちなか居住を進める。
- また、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、既存市街地の社会基盤を活かした「核」を維持する。
- 公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、低炭素社会の実現を図る。

〔地域の個性ある発展〕

- 高速道路ネットワークの整備による波及効果を活かし、地域振興に結びつけるとともに、地域資源を活かしたコンセプトのあるまちづくりを進め、まちの個性を高める。

〔都市と自然・田園との共生〕

- 郊外部に広がる豊かな田園環境を保全・活用する。

① - 2. 地域毎の市街地像

〔中心拠点〕

- 神保原駅や児玉駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。
- 特に、児玉駅西側周辺では、歴史、文化を活かしたまちなみの保全・創出を図るなど、にぎわいと活力のあるまちを形成する。

〔産業拠点〕

- 児玉工業団地は、産業を集積する拠点を形成する。

② 区域区分の決定の有無

- 引き続き区域区分を定めない都市計画区域として、適正な土地利用を誘導していくものとする。

③ 主要な都市計画の決定の方針

③ - 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

③ - 1 - 1. 主要用途の配置の方針

〔住宅地〕

- 住宅地は、高齢者をはじめ誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共交通機関及び公共施設、医療・福祉・子育て支援施設、店舗等の生活利便施設の利便性を勘案して配置する。
- 良好な住居の環境を保護する地域については、住居専用地域を定めるなど、各々の地域の特性に応じた用途を配置する。

〔商業地〕

- 商業地は、経済圏及び生活圏、周辺の土地利用、基盤整備の状況や将来計画等を勘案するとともに、交通ネットワークの形成との関係を考慮して配置する。
- 本区域の核として、商業業務機能の集積を図る商業地は、主として中心拠点に配置する。
- 生活利便性を確保するための商業地は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給のための店舗等の立地を図る地域等に配置する。

〔工業地〕

- 工業地は、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進するため、周辺環境への影響や公害の発生の防止等に配慮するとともに、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況、周辺の土地利用を勘案して配置する。
- 産業拠点に配置するとともに、工業生産活動・流通業務機能の利便を増進を図る地域等に配置する。

〔沿道地〕

- 幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地域については、当該道路の有する機能及び整備状況、交通量、周辺土地利用の動向、各拠点が担う役割を勘案するとともに、後背地の土地利用や周辺環境に配慮して、適切な用途を配置する。

③ - 1 - 2. 土地利用の方針

〔用途の見直しに関する方針〕

- 人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会情勢の変化や土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。
- 現に空地、空き家等が散在している区域、工場の移転等により空地化が進む区域については、地域の実情に応じて、適切な土地利用が図られるように努める。

〔居住環境の改善又は維持に関する方針〕

- 良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区等については、高度地区や地区計画などを活用し、良好な住環境と街並みの維持、形成を図る。

〔特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針〕

- 特定大規模建築物の立地については、商業地に誘導する。
- 市町村の建設に関する基本構想等に基づき、新たに特定大規模建築物の立地を可能とする都市計画を定める場合は、関係自治体との調整を図る。

〔産業集積に係る周辺土地利用との調和に関する方針〕

- 産業集積に必要な基盤整備にあたっては、緑地空間等のオープンスペースを確保するなど、周辺環境との調和を図る。

〔都市防災に関する方針〕

- 埼玉県地域防災計画を踏まえ、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、防災都市づくりを推進する。
- 特に、都市基盤の整備状況、緊急輸送道路の指定状況、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域又は準防火地域の指定を推進する。

〔景観の形成に関する方針〕

- 都市として魅力を高める地区やまちの基幹となる道路の沿道などでは、高度地区、地区計画、景観計画などを活用し、景観の保全・創出を図るとともに、地域の特性を活かした良好な景観づくりを進める。

〔優良な農地との健全な調和に関する方針〕

- 集团的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も優良な農地として保全に努める。

〔災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針〕

- 土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域については、都市計画を活用して、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。

〔自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針〕

- 烏川、神流川、小山川などの水辺やその周辺、県立上武自然公園などについては、優れた自然環境の保全を図る。

③ - 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

③ - 2 - 1. 交通施設の都市計画の決定の方針

〔交通体系の整備の方針及び整備目標〕

- 歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、総合的な交通体系を確立する。
- 広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの構築を図る。
- 建築物が密集した市街地においては、面的整備計画と調整を行い、都市防災の向上を図りながら道路等の整備を進める。
- 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、計画的かつ段階的に整備を行う。
- 駐車場については、既存駐車施設の活用を図りながら、行政、住民及び企業が一体となった総合的な駐車対策を推進する。
- 火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員の道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備を推進する。
- 長期間にわたり整備されていない都市計画道路については、定期的に検証を行い、必要に応じて、適切な見直しを行う。

〔主要な施設の配置の方針〕

(道路)

- 広域的な地域間の交流・連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上を図るため、広域交通として下表の路線を配置する。
- また、広域交通を軸として、土地利用の動向を勘案しつつ、各地区に集中・発生する交通量を円滑に処理するため、都市内交通として必要な路線を配置する。
- なお、市町境界における都市計画道路の配置については、隣接地との整合を図る。

種 別	名 称
広域交通	3・4・2 中央通線（一般国道462号）
	3・4・4 八幡山通線（一般国道462号）
	3・4・5 金屋通線（一般国道462号）
	3・3・17 金鑽通り線（一般国道462号）
	3・3・20 本庄道路（一般国道17号）
	など国道、県道網を形成する路線

(鉄道)

- 通勤・通学の主要な交通手段となっている鉄道の利便性を向上するため、鉄道駅への結節性を高める駅前広場やアクセス道路などの施設を配置する。

(その他)

- 駅周辺等における路上駐車や放置自転車などの問題に対処するため、行政・住民・企業が一体となった駐車対策を行うとともに、必要に応じて駐車場及び駐輪場を配置する。

③ - 2 - 2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

〔下水道及び河川の整備の方針及び整備目標〕

- 将来の人口規模や都市活動の集積、洪水や集中豪雨などによる災害の発生に対応した環境の保全及び防災の強化を図るため、市街化の動向等を勘案し、下水道及び河川の整備を推進し、生活環境の改善に努めるとともに、都市の健全な発展を図る。
- 下水道については、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理人口普及率 100%を目指し、市街地及びその他の区域の污水管渠等の整備を進める。
- また、市街地の浸水被害を解消するため、河川改修との整合を図りながら、雨水管渠等の整備を進める。
- 河川については、「洪水等による災害の発生防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から整備を進め、時間雨量 50mm程度の降雨を安全に流下させることのできる治水施設の整備や流域の雨水流出抑制対策など、総合的な治水対策を進める。

〔主要な施設の配置の方針〕

- 下水道（污水）：利根川流域別下水道整備総合計画に基づき配置する。
- 下水道（雨水）：降水量、地形及び放流先の状況を勘案し、配置する。
- 河川：河川整備計画等に基づき配置する。

③ - 2 - 3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

- 円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な都市施設の整備に努める。
- なお、埼玉県廃棄物処理基本計画で目指す循環型社会の構築を推進する。

③ - 3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- 建築物が密集した市街地や公共施設の整備を必要とする地区などで重点的に実施する。
- 小規模な面積での整備、地域にとって必要な公共施設の重点整備、民間主導の整備などにより、迅速な完了を目指す。

③ - 4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

③ - 4 - 1. 基本方針

- 埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が

緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

- また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。

③ - 4 - 2. 主要な緑地の配置の方針

- 県立上武自然公園の山林や烏川、神流川、小山川などをネットワーク上の「核」として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

〔自然環境の保全〕

- 烏川、神流川、小山川の河川敷地、県立上武自然公園などの広域的な視点から必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。

〔防災の機能〕

- 災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。

〔環境負荷軽減の機能〕

- 樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。

〔景観形成の機能〕

- 田園や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。

〔ふれあい提供の機能〕

- 公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

③ - 4 - 3. 具体の公園・緑地の配置の方針

〔街区公園〕

- 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

〔近隣公園〕

- 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

〔地区公園〕

- 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

〔総合公園〕

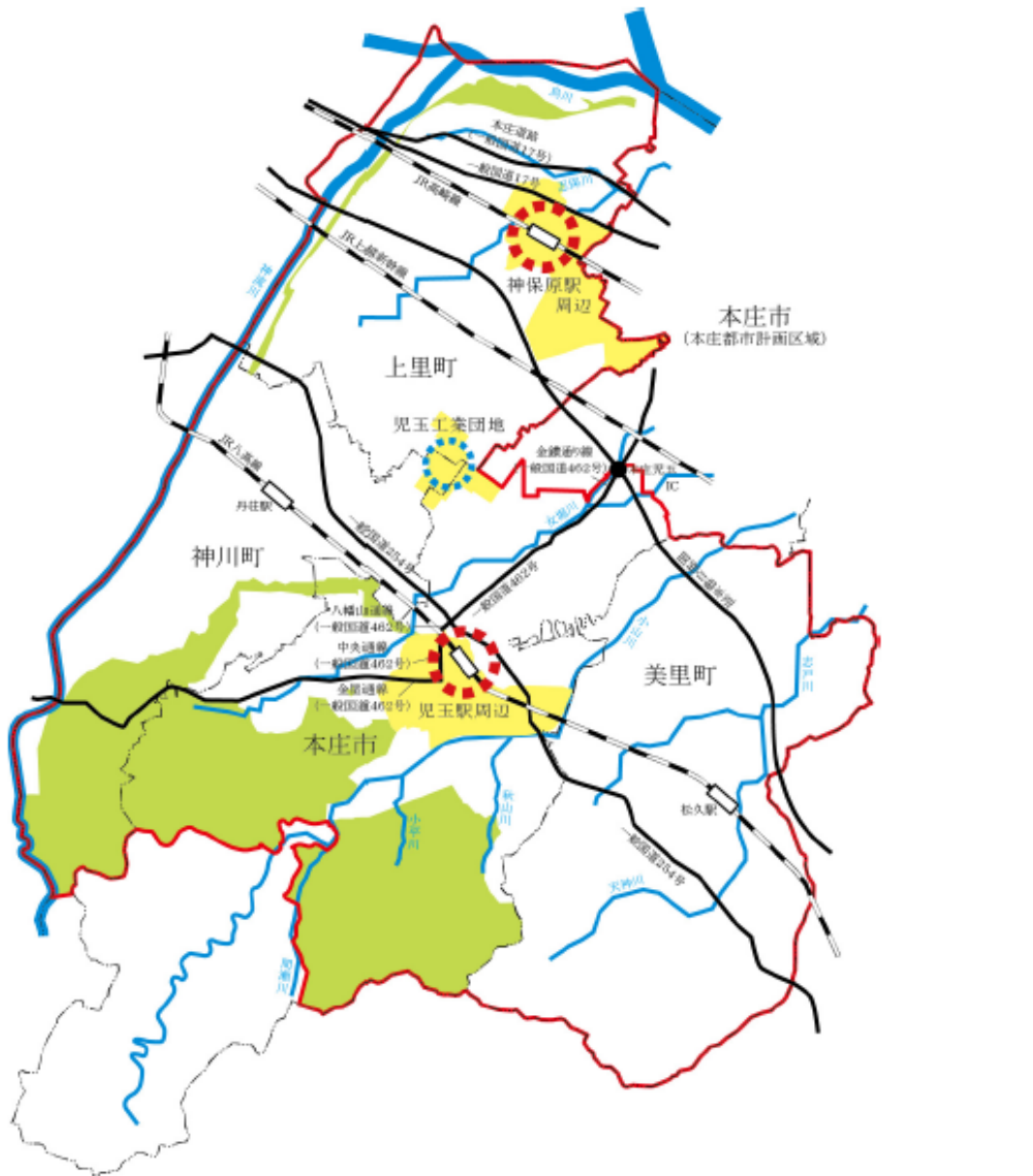
- 都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

〔その他〕

- 都市の状況に応じて、その他の公園・緑地等を配置する。
- まとまりのある樹林地等については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図る。

児玉都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡 例	
都市計画区域	公園・緑地等
行政区域	鉄道
用途地域	広域交通
中心拠点	河川
産業拠点	

(注)方針図は、おおむねの位置を示している。
公園・緑地等は、広域的なものを示している。

(6) 第2次埼玉県広域緑地計画

- 策定：平成29年（2017年）」
- 目標年次：平成29（2017）年度～平成33（2021）年度

① 緑の将来像と基本的な考え方

①-1. 緑の将来像

〔緑とともに暮らす、ゆとり・やすらぎ「埼玉」〕

- **緑が支える「埼玉の安心」**：身近な緑、大規模な公園が計画的に配置され、地震火災が起きても安心して避難・復興ができる基盤が整っています。洪水や大気汚染、ヒートアイランド現象が和らぎ、生活しやすくなっています。
- **緑が創る「埼玉のゆとり」**：身近に自然とふれあえる場が多くなり、緑道を散歩したり、森で植物観察をしたりと、緑とふれあう生活を楽しんでいます。シニア世代は、緑の中で、若々しく活発に活動を行っています。
- **緑が育む「埼玉の生き物」**：秩父の山地や丘陵・台地の樹林、屋敷林、河川敷、田園など多彩な緑が守られ、そこに多種多様な動植物が息づいています。子ども達は、緑の中を遊び場とし、昆虫をはじめとした動植物に親しんでいます。
- **緑が演出する「埼玉の景観」**：武蔵野の面影を残す雑木林や丘陵地の里山などの郷土の緑が維持され、埼玉らしい多彩な景観を感じることができます。市街地や住宅地では緑化が進み、緑豊かな美しい街並みが形成されています。

①-2. 緑のネットワークの形成

①-2-1. 緑のネットワーク形成の考え方

- 秩父山地や荒川などの大きな河川をネットワーク上の「核（コア）」として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点（エリア）」づくりを進めます。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸（コリドー）」とし、埼玉の多彩な緑が織り成すネットワークを形成していきます。

①-2-2. 緑のネットワーク形成方針

〔「緑の核（コア）」をいかす〕

- 森林に覆われた秩父山地や本県を貫流する荒川などは、首都圏や埼玉県の地形を形成し、埼玉の重要な緑の核となっています。こうした広大な緑及び水面が、丘陵地や台地、田園などの拠点や、河川・水路、大規模公園、大規模な樹林地などつながり、広範囲に緑が連続することにより、災害の防備など県土の保全機能が発揮されるとともに、生物多様性が確保されるようにしていきます。

〔「緑の拠点（エリア）」をつくる〕

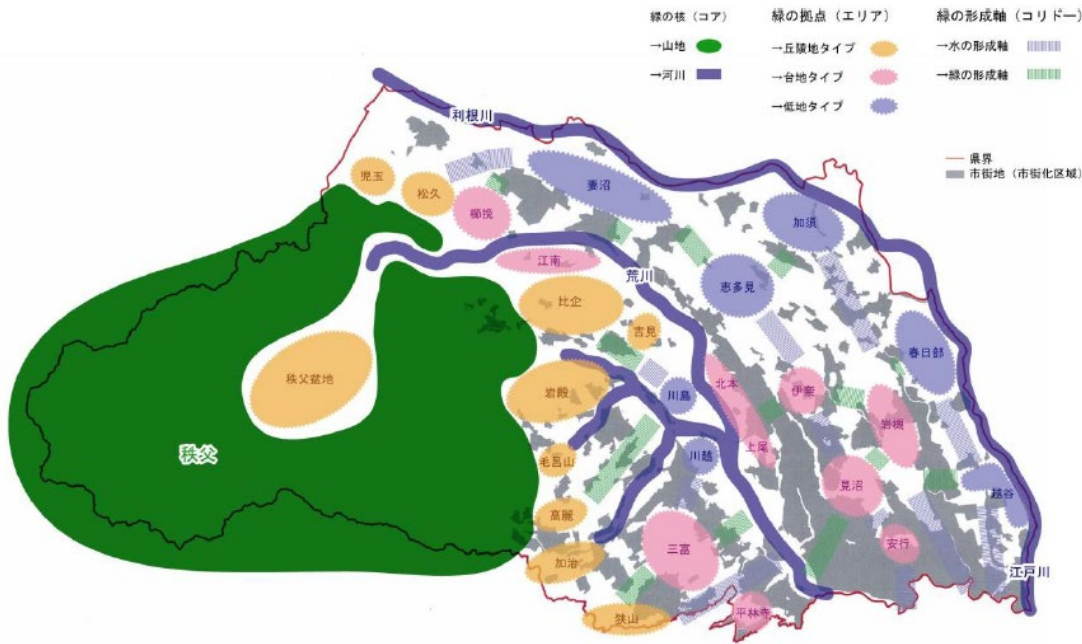
- 本県の多様な地形により地域の優れた景観を生み出している狭山丘陵、比企丘陵、三富地域、見沼田圃など、広域的なまとまりのある緑について、地域としての一体的な

保全を図りながら、エコロジカルネットワークに配慮した緑の拠点づくりを進めていきます。

【「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ】

- 「緑の核」や「緑の拠点」をつなげ、野生生物の移動経路や景観の連続性などが確保されるよう、緑豊かな市街地（生垣、公共施設や建物の屋上・壁面の緑など）、道路沿いの街路樹、河川や水路、点在する樹林地などを活用し、生物多様性の保全を考慮したきめ細かい緑のネットワークを形成していきます。

●緑のネットワーク形成概念図



② 身近な緑の保全・創出・活用

② - 1. 緑を保全する

- 緑が持つ各種の機能を最大限に発揮し、県民が緑の恩恵を十分に享受するためには、まず緑が成立するための基盤となる空間を確保することが重要です。
- このため、「身近な緑」を保全する施策を積極的に展開していきます。
- 本県は、緑豊かな秩父の山地や丘陵、見沼田圃や三富地域といった優れた自然環境に恵まれています。しかし、近年の都市化の進展などにより、身近な緑が減少しており、現在残されている緑を守り、その永続性を担保していく必要があります。
- 緑の永続性を担保するために、ふるさとの緑の景観地や特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定を推進していきます。

② - 2. 緑を創出する

- 新たな緑を創り出すため、埼玉県では、平成17年度から緑化計画届出制度をスタートさせ、一定規模以上の緑化を義務づけるとともに、平成20年度には「彩の国みどりの基金」を創設し、みどりの再生に取り組んでいます。
- 新たな緑をつくるために、「彩の国みどりの基金」を活用して、公共施設などの身近な場所の緑化や壁面・屋上などの施設緑化を進めるとともに、緑化計画届出制度の拡充

を図るなどの施策を推進していきます。

- なお、緑化に当たっては、外来種を用いた緑化の増加が生態系に様々な問題を引き起こす可能性があるため、緑化を行う場合は、地域固有の自然環境を損なわないように、在来植物を用いて進めていく必要があります。

② - 3. 緑を活用する

- 緑の持つ効用が最大限に発揮されるためには、その効用を享受する全ての主体が、緑を活用することができ、かつ適切な役割分担の下で守り育てていく必要があります。そこで、県民との連携・協働による保全・再生の体制や仕組づくりを進め、県民、市民団体、事業者、地権者、県や市町村等あらゆる主体が一体となって取り組み、緑の保全・再生活動が、県民運動として拡大するための施策を推進していきます。
- さらに、緑の保全・創出に自主的に取り組んでいる個人・団体・企業の活動が活発になるような支援を行います。